

発油税免除等に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)

(第五〇一二号)

同(多賀谷真穂君紹介)(第五〇一三号)

同(春田重昭君紹介)(第五〇一四号)

災害に係る諸税の軽減に関する請願(井出一太

郎君紹介)(第五〇五三号)

同(田中秀征君紹介)(第五〇五四号)

同(中島衛君紹介)(第五〇五五号)

同(宮下創平君紹介)(第五〇五六号)

同(若林正俊君紹介)(第五〇五七号)

共済年金制度の改善に関する請願(佐藤徳雄君紹介)(第五〇八四号)

大型間接税導入反対等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第五〇八五号)

国民本位の税制改革に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第五〇八六号)

大型間接税の導入反対等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第五〇八七号)

同(金子みつ君紹介)(第五〇八九号)

同(山本政弘君紹介)(第五〇八七号)

同外四件(松本善明君紹介)(第五〇九〇号)

大型間接税の導入反対等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第五〇九一号)

は本委員会に付託された。

五月十一日
消費生活協同組合の個人年金共済事業に係る税制上の改善に関する請願(第五〇九七号)、所得税減税等に関する請願(第一三五七号)及び税制改革・減税に関する請願(第一四三八号)は「前川旦君紹介」を「山口鶴男君外一名紹介」にそれぞれ訂正された。

五月十二日
所得税の減税等に関する陳情書外四件(山口県議会議長河村五良外十名)(第一九一一号)

大型間接税導入反対に関する陳情書外一件(宇都宮市議会議長別井保男外一名)(第一九二一号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出第八三号)

預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(内閣提出第八三号)

部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案及び預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

澤田広君。

○澤田委員 どうも、立派な政策次官は来ておりますけれども、どこを見ても大臣が来ておりません。これは審議に対応する政府側の姿勢に極めて問題があるということでありまして、この点は委員長において厳重に政府に注意を促していただきたいと思います。

○小泉委員長 わかりました。

○澤田委員 じや、統いて質問に入りますが、今

度の有価証券に係る税制の改善に関する請願

については、投資ジャーナルなどの事件もありましたので、その後の投資ジャーナルの概要を、余り長くならぬよう、要点の御報告をお願いいたしました。

○澤田委員 全体像についてはどの程度把握したのか、お答えいただけますか。

○緒方説明員 お答えいたします。

投資ジャーナル事件の全体像につきましてはさ

つきお答えしましたけれども、被害者約八千名、被害額約五百八十四億円という全貌はほぼつかめたのではないかと思つております。

○澤田委員 今度の投資顧問業の法案の中でこの事件は重要な参考になつてきているものだと思ひます。

これはどちらがお答えいただくのかわかりませ

んが、こういう実態に基づいて十分配慮されたと考えていいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○岸田政府委員 投資顧問業に關します検討につきましては、証券取引審議会において約一年間検討いたしましたが、その段階において投資家をどのように保護するかということは、この投資ジャーナル事件を十分頭に置いて、か

社長らが共謀して「月刊投資家」等の雑誌を発行して顧客を勧誘し、推薦株を教えるなどと申し向けて、入会金のランク別に会員を募り、傘下の証券金融会社との取引をあつせん、あるいは十倍融資と称し、グループ内の証券金融会社と取引すれば顧客の出資金の十倍まで証券売買を行わせるなどの方法により客を集めて株式投資に引き込み、多数の損害を与え、五十七年四月ごろから約二年半の間に被害者約八千名、被害額約五百八十四億円をだまし取ったという事案であります。

この事案につきましては、五十九年八月二十四日、警視庁が証券取引法違反で捜索、差し押さえをやりまして、九月十日特別検査本部を設置、六年六月十九日には会長以下十一人を逮捕しまして、現在十名が起訴になつております。

そのほかにも証券取引法違反事件が多数ありますけれども、警察といたしましては、一般消費者を保護する立場で今後とも取り締まりに全力を挙げていきたいと思っております。

以上でございます。

○澤田委員 全体像についてはどの程度把握したのか、お答えいただけますか。

○緒方説明員 お答えいたします。

投資ジャーナル事件の全体像につきましてはさ

つきお答えしましたけれども、被害者約八千名、被害額約五百八十四億円といふ全貌はほぼつかめたのではないかと思つております。

○澤田委員 今度の投資顧問業の法案の中でこの事件は重要な参考になつてきているものだと思ひます。

これはどちらがお答えいただくのかわかりませ

んが、こういう実態に基づいて十分配慮されたと考えていいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○岸田政府委員 この権限の委任の内容につきましても、当事者間に任せるというふうに考えております。

なお、損失をしたときにそれをどうするのかと

いう問題につきましては、この法律案におきま

しては当事者間に任せるというふうに考えており

ます。

○澤田委員 例えば小豆なんかをやれば、一日に

何十回という往復が出てくるわけですね。ですか

ら、そういうことになれば当然元金まで手数料でだんだん減つていつてなくなってしまう、こういうことも含めてもしこの法律ができるとすれば、これは若干欠陥といいますか、その点の抑えがきかないということになる。ですから、政令その他でやつてもらわなければならぬことです。が、あえて言えば、例えば売買をする二分の一以下になるようにはしない、そのぐらいの最後のフレキをかけておかなければ、例えば小豆なんかどうにもならないでしよう。二日もすれば百万やら二百萬の元金はなくなつてしましますね。ですから、そういうことを考へると、白紙一任というのもあつてはならない。その辺どこかにフレキをかけておく必要があるのでないかと考えます、いかがでしようか。

○岸田政府委員 投資一任契約におきまして、顧客と投資顧問業との間には、まず基本的には運用の方針についての了解があるのではなかろうか。それからもう一つは、投資一任業者は証券取引を顧客のために行うわけでございますが、代理と取引行為の代理ができませんので、一つずつの取引について顧客に対してアドバイスをするという形になります。そこで、投資一任業務の場合には基本的な運用方針のもとに、ある程度まで顧問業者に運用を任せることころにこのメリットがあるわけでございまして、それを一つずつに変化といいますか、それに対応する証券売買といふのが時代におくれてしまうという問題がござりますので、投資一任業務といふものを特にこの法度証券会社から顧客に対しては報告が行くという形になつておりますので、一方的にそれがするするといふようなことはなはないのではなかろうか。また三ヵ月ごとにその資産内容について投資顧問業者から顧客の方に報告が行くという形になつておりますので、どの程度までの損失の場合において禁止をするかということは、やはり法の限界を超えておるのではなかろうか、むしろそういうシステムをしつかりすることによつて顧客の保護を行うということがこの法律案の趣旨ではないかと考えております。

○沢田委員 私が小豆を例に挙げましたが、これが一番激しい往復がありますからあえてその例示をしたので、普通は手を出さぬのが常識の範囲内なんです。だけれども、この法律の中にはそういうこともあり得るというふうになりますから言つたわけです。だから、政令等で取引ごとに本人の了解を得るということを原則にして、その売買すべてを包括的に委任するということはあり得ない、取引ごとの委任であるということにすれば、チエック機能が働くと思うのですね。ですから、その意味においてひとつ取引ごとの委任ということは確認をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岸田政府委員 その点がいわゆる一般的な登録業者と一任の認可法人との違いになるのかと思つております。

一般的の登録業者につきましては、これは証券取引行為の代理ができませんので、一つずつの取引について顧客に対してアドバイスをするという形になります。そこで、投資一任業務の場合には基本的な運用方針のもとに、ある程度まで顧問業者に運用を任せることころにこのメリットがあるわけでございまして、それを一つずつに変化といいますか、それに対応する証券売買といふのが時代におくれてしまうという問題がござりますので、投資一任業務といふものを特にこの法度証券会社から顧客に対しては報告が行くという形になつておりますので、一方的にそれがするするといふようなことはなはないのではなかろうか。また三ヵ月ごとにその資産内容について投資顧問業者から顧客の方に報告が行くという形になつておりますので、どの程度までの損失の場合において禁止をするかということは、やはり法の限界を超えておるのではなかろうか、むしろそういうシステムをしつかりすることによつて顧客の保護を行うということがこの法律案の趣旨ではないかと考えております。

○沢田委員 もしそれが難しければ、今申し上げたように一日に同種類のものが數十回とするか数回と表現するかは別として、そういう条件については認めたい。しかし、それにつきましては認可という行為でその業者自体の財産的、人的構成というものを十分見きわめた上で認可をしてしまつた方がどうかといふふうに考へておるわけですが、いかがでしようか。

○岸田政府委員 自主規制団体について強制加入にするかどうかといふ問題につきましては、これは証券取引審議会で御審議をいたいたわざでございませんが、やはり業界を強制的に縛るということはなかなか難しいのではないか、むしろ自立的な意思で団体をつくる、そのことによつて業界のモラルを上げていくという方がベターではなかろうかということで、こういう法案の内容にいたしたわけでございます。

○沢田委員 これは投資といふことに対する一般的な理解度とバランスをとつた法律にするといふことが必要だと思ひますね。サラ金もそうあります、投資ジャーナルもそうであります、あるいは豊田事件もそうですが、一方の意見としては、得てして買つた方も悪いという論理があるわけですね。だまされた方も悪いんだという一つの前提でかかつてゐることがいわゆる取引関係、経済関係には極めて多い。そういう投資に対する国民の理解度から、現状においてはひとつ距離を置くべきであるというふうな不健全な投資顧問行為につきましては、自主的に規制をしていかなければいけない問題であるかと思います。ただ、法律的にそれをどうこうというよりはむしろ私どもの頭の中には、自主規制団体による規制といいますか、自主的な規制の中でそういうものを排除していくという方法が一番適当なのではないのかと考えております。

○沢田委員 その問題が出ましたから……。これは自主加入なんですね。今までのサラ金といいますが、そういうようなものの法律をつくってきた経過から考へても、全部が法人かと思えば個人もありますし、ある意味においては強制加入にすべきではなかつたのかと考へるわけです。自主規制をやろうとするためには強制加入といふことがどうしても必要になるのではないか。ところが、この法律自体は任意加入になつておるということであります。今おつしやられていることもそういう抜け穴があるということでは望ましくない、こういふふうに思ひますが、いかがでしようか。

○岸田政府委員 自主規制団体について強制加入をするかどうかといふ問題につきましては、これは証券取引審議会で御審議をいたいたわざでございませんが、やはり業界を強制的に縛るということはなかなか難しいのではないか、むしろ自立的な意思で団体をつくる、そのことによつて業界のモラルを上げていくという方がベターではなかろうかといふことで、こういふふうに考へておるわけですが、いかがでしようか。

ですから、今こういう法律ができたならば、いわゆるシビルミニマムといいますか、最低限度の国民の利益を守るというのが法律の一つの底辺になければならないと思います。自主規制だからといって抜け穴がある、あるいは取引も包括一任である、こういう形でいくだけでは被害者がなくなることはならないだろうと思う。この法律は一步前進だと思いますよ。一步前進だと思うが、それで国民が期待をしているものに沿つてもらなければならぬわけです。この後の執行の責任は政府にあるわけですからね。ですから、もしこれを了承するとすれば、政府は責任を持つてそういう被災者が出て万全の策を講ずるべきものだと思います。

そういう意味で一、二の例を挙げて申し上げたわけですが、それにあなたが一言一言言い返して、これはこれでそうはいかないので、これも

これでそうもないのですと、何か業者の代表みたいな答弁をされることは極めて遺憾なんだ。あなたも提案している法律の責任者なんだから、やはり両方平等に見て、だからそういうことのないように必要な措置を講じていく姿勢を明確にしてもらわなければ困るのではないか。本當は大臣と言いたいが、政務次官がいるから、政務次官の責任において、細かいことを私は言つているわけじゃない、例を挙げていうわけであつて、そういうことについて、投資家に被害を及ぼすような行為については嚴重に網をかぶせていく体制をとつてもらいたい、こういう要請ですから、その点は素直に答えてもらいたいと思います。

○岸田政府委員 投資家保護の問題につきまして、法律案自体は既に御提案しておりますが、これからさらに具体的な内容につきまして政省令の段階で考える、なおかつ、行政の指導の段階でまた考へるべきことは多數あるかと思いますが、先生の御趣旨を十分わきまえまして投資家保護に万全を期するよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○沢田委員 そういう必要な政令なり規則なりといふものを政務次官も、大臣いませんので、責任を持つて伝達をし、またそれに対応していただけかどうか、ひとつ政務次官からお答えをいただきたいと思います。

○熊川政府委員 投資家の保護、最近における資本自由化の傾向あるいはさらに金融の自由化も含めて、またまた最近における豊田商事を初めとした投資に関連した、ややもすれば知識の十分でない方々の保護、こういう面については、事前においては行政指導、そしてまた機関に対しては大蔵省の方からも適切な指導、また一般投資家にも周知徹底するような方法、今先生御指摘のような業者の適正な養成と一般投資家に対して注意を喚起する適正な指導、こういうものを行っていくよう努力してみたいと思っております。

○沢田委員 その次に使用人のあり方なんであり

ますが、生命保険業界それから投資関係、証券会社関係及びこの投資顧問の使用人、いずれもそれは使用者としての資格要件がここでは非常に漢然としているわけですね。この使用者の資格要件、代理権等についてはどういうふうに考えておられるのか。これも難しい、ちょっと答弁が長くなる気がしないでもありませんから、もしも必要な気がしないでもありますから、もしも必要なら別途資料を出してもらつても結構ですが、いわゆる使用者としてあるべき姿、権利をしてまた義務、それからまた会社の責任あるいは使用者の責任、この点についてお答えいただきたいと思います。

○岸田政府委員 投資顧問会社の使用者の問題でございますけれども、これは証券会社とはやや異なる感じでございまして、投資顧問契約と申しますのは顧問会社ないしは顧問業者と顧客との間の一本の契約で結ばれるわけでございます。その顧問契約内容をいかに充実させるかということたる問題が結ぶということは、投資顧問会社、投資顧問業者についてはないわけでございます。個々の使用者が投資顧問契約を行なうわけではありませんが、個々の使用者についてではないわけでございます。

○沢田委員 御指摘の使用者の質その他の問題でございますが、証取審の中でもファンドマネジャーとかアナリストについて資格制限ないしは国家試験をやつたらどうだという御議論もあつたわけでございますけれども、これは、なかなか一義的な試験といふわけにはいかないのでなかなか、結局は全般的なレベルアップのために十分指導するということで、そういうものについての資格試験はしないことにしてはどうかという答申をいただいておる状況でございます。

○沢田委員 余りはつきりしないのですが、中江の投資ジャーナルの場合でも、これはそれがどうやつたかは別問題として、勝手な判断で売り買いい思惑取引をやっておるということになつてます。近くのいろいろな人たちが一任で預けた金で思惑買ひをして、大損をする、そのときにはも

う退職をしておつて、会社は知りません、そういう者は当社にはおりませんという返事が返つてくる、こういうことを我々見聞するわけで、そういうものに對してどういうブレークなり損害補償がこの法律の中で体制としてとれるのかというところが我々聞きたいところなんです。今あなたのところはつしゃつてあるようなことであつたのでは今のような問題は消えていかない。これは不動産売買についても同じことが言えるわけなんです。いわゆる内金なり手付金なり取つて、首になつてやめていくというようなことで、結果的には投資家が損をする、あるいは取引者が損をする、こういう現象もなくなはないわけあります。大蔵省の局長の答弁を聞いてみると、どうも業界の人と私やり合つてゐるような感じすら持つようなわけであつて、もう少し親切なあり方といいますか、チエック機能といいますか、あるいは苦情の申し出も今度できるようになつておりますけれども、苦情の申し出の処理とか、そういう点で何か解決できる方法、こういうものをとつてほしいと思いませんが、いかがでしょうか。

○岸田政府委員 先生御指摘の一任で任せられて運用してしまつたというケースは、御承知のように、法律上は二段階に分けているわけでございまして、一般的な個人、法人で登録による業者につきましては、証券取引行為も禁止しておりますし、金銭の預託も禁止しておる、まさにアドバイスだけを行うという形で制限いたしておるわけでございます。投資一任業務が運用できますのはいわゆる認可法人でございまして、これにつきましては、財産的、人的構成を十分審査した上で認可をいたします。

さらにもまたここでおきます運用の資産の限度でございますけれども、これから細部の検討でございますが、相当の額になりませんと顧問料との採算が合わないわけござりますので、この点は相当大口な資金の運用ということに限られてくるのではないかと考へております。その結果、大口の資金でございますと、顧問契約も一つずつ

大きく結ばれるという形になりますと、御心配のような、個人に對しますいろいろな問題というのを防ぐのがそこにおいて防げるのではないかと考えております。

○沢田委員 これは、今金利が下がつておりますから、現時点で考えますと一〇%ぐらい、手数料を払いますから一五%ぐらいになれば売買をしていくということになれば一割に回るというぐらいのことになります。そういうふうに言われていつまでも同じことが言えるわけなんです。いわゆる内金なり手付金なり取つて、首になつてやめていたときには逆に使用者は勧誘していくことが一般的な現象も出てくるだろう。要すれば、ある一定の利回りがなければだめなわけですから、今上がつていつたときには使用者は勧誘していくことを想定する。そういうことを考えてみたときに、金利が上がつていつたときには逆に使用者は勧誘していることになります。そういうことを考えてみたときには、金利が一度金利が上がれば当然金利の方に重点が移る。そうすると、もう少し親切なあり方といいますか、チエック機能といいますか、あるいは苦情の申し出も今までの申し出の処理とか、そういう点で何か解決できる方法、こういうものをとつてほしいと思いませんが、いかがでしょうか。

○岸田政府委員 契約の勧誘につきましては、不実の広告といふものについての制裁規定を置いているわけでござります。また、契約を結びます第一段階といたしましては、書面によりましてその投資顧問業者の内容を確實に開示することも強制をいたしておられるわけでござります。

○沢田委員 これもどうもさっぱり回答になつてないかと思います。

○岸田政府委員 第一段階においては、書面によりまして、これにつきましては過大な広告ないしは不実の広告といふものについての制裁規定を置いておられるわけでござります。また、契約を結びます段階におきましては、書面によりましてその投資顧問業者の内容を確實に開示することも強制をいたしておられるわけでござります。

○沢田委員 これもどうもさっぱり回答になつてないかと思いますが、二法ですから、時間の関係で次に行きます。

いずれにしても、使用者の資格要件あるいは業務の権限それから取引勧説、こういうことで通産省の方はこういうものについてはどういう考え方で臨もうとしているか。

これから警察関係がありますが、詐欺との関係、あるいは投資ジャーナルとの関係等々考えてみたときに、使用者及び投資顧問業といふものを法律で決めていくとしますが、どういう体制でこれに臨まれようとしているのか、その考え方についてお答えいただきたいと思います。

それをお願いいたします。

○山下説明員 私ども通産省いたしましては、今問題になつております投資顧問業に関連いたしましては直接勧誘行為をどうするというようなことをやつておりますので、私どものほかの法律、具体的に申し上げますと、例えば訪問販売法でございますと、例えは訪問販売法でござりますと、今国会に御提案申し上げておられます預託等取引契約に関する法律というようなところで、若干の勧誘行為に規制をしている例がございます。

そういう例によりますと、先ほどちょっとお話を出ておりましたけれども、例えは勧誘に当たつてうそをつくというようなことを禁止する、あるいはそれに違反した場合に業務停止命令をかけていく。必要な場合にそういう個々の業態に即した勧誘行為の規制をしておるという実態にござります。

○緒方説明員 お答えします。

投資顧問業のような詐欺事件につきましては、投資ジャーナル事件で経験しましたとおり、企業形態をとつていてる犯罪の場合、非常に捜査も長くかかりますし、規模が大きくなればなるほど特に詐欺の実態の解説に非常に苦労しておるわけでございます。

警察としましては、こういう企業形態が大規模にならない前に、そういう一般投資者、一般消費者が困つているかどうかという情報を端緒入手と申しますが、早くつかみたいと思つています。大規模な形態にならない前に早く犯罪、詐欺等を立証して、一般投資家、消費者の保護に今後とも努めていきたいと思つております。

○沢田委員 これはできたばかりでありますし、今後またこの網をくぐつていろいろ悪いことをする人たちも出てくるだらうと思います。法をつくればその法の裏、また法をつくればその裏、こういうふうにいくのが一つの世の中の流れとも思ひます。だから、これが完全な、一〇〇%十分なものだとは私も思ひません。また、今後期待されるものもあると思ひますが、当面これでスタートを

して、今私たちが述べているような事例が要すればなるべく抑えられ、そしてできる限り国民といふか、投資家という人たちが安心してそういうことに対する信頼関係というものが確立できるようひとつ骨を折つていただきたい。こういうふうに要望しておきます。——首を縦に振つておりますから、それはそういうことにしておきます。

続いて第九条に、相続人が個人の場合、自動的に相続人が営業できるようになつておるのであります。が、これには資格要件というようなものは全然ないわけですね。恐らく将来は、投資顧問の業を営むに当たつて、弁護士にしても司法書士にしても行政書士にしても、経営コンサルタントもそうでもあります。が、同じように一定の資格要件というよ

うか、投資家という人たちが安心してそういうことに対する信頼関係というものが確立できるようになります。——首を縦に振つておりますから、それはそういうことにしておきます。

○澤田委員 それから帳簿の作成なんであります。が、どこまで帳簿の作成の中身とするか。それから、記録の保存期間。一般企業の税金でいえば七年といふことになるでしょけれども、記録の保存期間については政令で規定するのだと思いますが、どういう考え方でおられるのかお伺いしたいと思います。

○岸田政府委員 帳簿の内容ないしは保存期間については、これから政令、省令の段階で検討いたしたいと考えておりますが、この内容につきましては、できるだけ正確になるよう、実態をあらわすような形に考えていただきたいと思います。

○岸田政府委員 この規定は経過規定でございまして、例えば個人の投資顧問業者が突然亡くなつたということでの人が結んでおります投資顧問契約がそこで直ちに無効になるということになりませんが、一定期間内に当然適格要件につきましては、できるだけ正確になるよう、実態をあらわすような形に考えていただきたい。保存期間につきましても、これが余り長くても大変でございませんが、適当な期間を検討いたしまして定めて相続人にその資格を統けさせるという形をとつてあります。が、一定期間内に当然適格要件につきましては、できるだけ正確になるよう、実態をあらわすような形に考えていただきたい。

○岸田政府委員 いわゆる投資家が損をした場合の損害賠償請求が可能になるような道といふのはつくりついたときたいといふことはありますけれども、といつてまた、相続人必ずしも有能な投資顧問業として適当かどうかの問題はあると思うのであります。が、その法の裏、また法をつくればその裏、こういうふうにいくのが一つの世の中の流れとも思ひます。だから、これが完全な、一〇〇%十分なものだとは私も思ひません。また、今後期待されるものもあると思ひますが、当面これでスタートを

いたい、こういふうに思ひますが、いかがでしょう。

○岸田政府委員 投資顧問業者の人的、財産的な基礎が固まるということは、まことにそちらの方に向に私どもは指導したいと考えておりますので、先生の御指摘を十分頭に置いて指導してまいりたいと考えております。

○澤田委員 それから帳簿の作成なんであります。が、どこまで帳簿の作成の中身とするか。それから、記録の保存期間。一般企業の税金でいえば七年といふことになるでしょけれども、記録の保存期間については政令で規定するのだと思いますが、どういう考え方でおられるのかお伺いしたい

うふうに感じじ。警察も来てもらつておりますが、詐欺罪との関係において、今度の有価証券の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。ですから、結果的には後を絶たないのが、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。が、詐欺罪の罰則において、この前も若干触れましたけれども、経済犯罪の罰則の分析に基づく投資判断は三年以下、三百万円以下片方は一年であつて、しかも金額は極め

て少ない。言うならばちよつとした傷害事件の罰金よりも軽いといふ量刑なんで、経済活動に対する影響が極めて甘いといふ傾向なしとしないので

あります。

○岸田政府委員 証券会社におきます保存期間は十年でございます。これら辺を十分頭に置き、ほ

かの関係の業界の保存期間その他も参考にして慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○岸田政府委員 お答え申し上げます。私は法務省いたしまして、本法案の立案過程におきまして御協議いただきまして、種々の観

点から御意見も申し上げさせていたいのでござりますが、基本的に申し上げまして、この投資顧問業法ということで取り扱おうとしております。経済界の実情につきましては、必ずしもすべてが反社会的なものというわけにはいかない実態を備えているのだと思います。しかしながら、そのような活動が行われる中で、往々にして一般消費者と申しますか一般投資家の方々に迷惑が及ぶあるいは不測の損害が及ぶという事態を考慮いたしまして、一定の考え方に基づきまして行政的な枠をはじめ、被害を未然に防止していく。そのためにはどういう行政的な措置をとつたらいいかという立て立案されたものと承知しております。したがいまして、本法案に盛られております罰則につきましては、行政当局におかれれば必要な規制あるいは指導をしていく上に当たつて必要な罰則を定めたというふうに承知しております。

そのような実態のもとで現実に被害が生じ、かつそれが詐欺罪その他の刑法犯もしくはその他罰則にかかるてまいる、そしてそれが反社会的な行為として構成要件に該当し処分すべきものということになった場合には、そういう刑法犯その他のいわゆる実質的な犯罪の成立ということから捜査が行われ、適正な処分が行われるべきであるというふうに考えております。そういう観点から申上げますと、いわば形式的に行政の網を広げてその効果を期待するという行政罰則の立場としては、本法案の罰則はそれなりに十分考慮されたものであるというふうに考えております。

○沢田委員 ちょうど御答弁いただきましたから。今までやつてきました質問を聞いておられたでしょう。それで、使用者のあり方、それから投資顧問業としての中身あるいはその相続、それから包括委任、こういうことについてあなたの方ではどういう感想をお持ちですか。この法律について私は、私も十分満足な状況になつてはいるとは実は思つていいのです。まだまだスタートだからやむを得ないかなという極めて寛容な精神で一応対応

しているつもりなのであります。中身から見ると、これは極めて危ないのでないかなといふべきではないものであります。例えば使用人のあり方一つとつてみても、それから有価証券の価値の分析に基づく投資判断なんというのも、どこまでが詐欺になりどこまでが誠実であつたかという物差しも難しい。医者の診断みたいなもので、これも昔から聖域とされているものなのであります。

が、そういうようなことと同じくなっているのではないかという気がいたしますけれども、あなたは離れた、いわゆる行政法規一体の経験を踏まえた条文ということで見てまいりますと、それなりに意味のあると申しますか、今後規制をかけていく上の足がかりになる法律ではないかと考えております。

○原田説明員 法律の条文にわたります先生の御指摘で、若干あいまいな点があるのでなかろうかという御指摘、私先ほどから拝聴いたしました、それなりに厳しい御指摘だらうと思うわけでござります。

ただ、一般的に申し上げまして、刑法犯その他のいわゆる実質犯の罰則の構成要件ということになりますと、それなりに相当厳しい枠組みをはめ

ていかなければならぬわけでございますが、一方、日常勤いております経済活動あるいは社会活動で、すべてが反社会的な行為と思われないような事象がある。中に不心得な人があらわれて反社会的な行為にわたる状況もあるということになつてまいりますと、行政法規として物を考えていつた場合には、必ずしもすべてを罰則的な構成要件で割り切るというわけにはまらない面があるのではなかろうかと思うわけです。そういうところで、從来からのさまざまな行政経験を踏まえまして、社会活動の実態あるいは経済界における状況を踏まえた上でどういう形で規制の枠をはめていいつたらいいのかということで腐心された条文だと

思います。問題は、個人の秘密を守りたい、いわゆる財産権の一つですから、自分の財産の秘密は守りたいという欲望といいますか要望と、それから同

時にある意味における社会的な責任においての業としての義務これをどういうふうにバランスをとつていくかということが、こういう場合には不明になっていく分野が多い。今私は、ある配慮を

して不明の部分があるというふうに言つて、実際はある程度わかつているけれども、わかつている

と言うと出せと言われるのじゃないかという心配

があつて言われたのかなど、こういうふうな先回

い部分というのはどの程度あるのか、お答えでき

りますか。それは検査の秘密ですか。その辺ちょっとアバウトで結構ですからおつしやつてください。

○緒方説明員 先ほどお答えしましたけれども、

検査の立証に必要以外のことについては警察庁は報告を受けておりませんので、その点ちょっとわかりません。

○沢田委員 今言つた、バランスをとる必要があ

ります。

○岸田政府委員 投資ジャーナルの関係で八千人の方に参加をされた。その中には、いつ発表されてしまふのかなんという心配をされている人もあるのだろうという気もします。

そこで、帳簿作成の場合に、投資家の氏名は当然含まれてくる。そうすると、取引回数というようないなものも從来になく明らかにされる、あるいは取引金額というものが明確になる。こういうふうに想定してよろしくございます。

○岸田政府委員 法律的には帳簿書類を作成するということですが、顧客名簿などをどのように取り扱うかはこれから検討課題というふうに考えております。

ただ、証券会社では顧客勘定元帳を作成しておりますし、協会の規則で顧客カードというものも整備することにいたしておりますので、これらを十分念頭に置いて考えてまいりたいと考えております。

○沢田委員 投資ジャーナルの場合、この八千人の方々は全部明らかになつたのですが、なつていないのですか。

○緒方説明員 お答えします。

事件立証に必要な関係については報告を受けておりますが、すべてどうだつたかということについては報告を受けておりませんのでわかりません。

○沢田委員 そうすると、今後はこれによつてあ

る程度わかるようになる。思惑買入も二千五百億もあつたというふうに報道されております。AとBという人がこれでお願いしたいと言つたけれども、それは包括委任の関係だという解釈で、いわゆる

思惑買入をやつていた、こういうことも出ております。問題は、個人の秘密を守りたい、いわゆる財産権の一つですから、自分の財産の秘密は守りたいという欲望といいますか要望と、それから同じく上の足がかりになる法律ではないかと考えております。

そういうわけで、構成要件と申しますか罰則とは離れた、いわゆる行政法規一体の経験を踏まえた条文ということで見てまいりますと、それなりに意味のあると申しますか、今後規制をかけていく上での足がかりになる法律ではないかと考えております。

○岸田委員 今言つた、バランスをとる必要があるだろとういう気はしますよ。全部克明にと言つたらだれも行かなくなつてしまふおそれもなくはないと思うのですね。ですから、私もそれを認めようという気はありませんけれども、しかしそういう一つの精神状態といいますか、そういう感覚といふものを投資する人は持つだろう、そういう想像で物を申しているわけです。それは要望だけにして、続いて次の問題に入らしていただきま

うという定義づけをひとつ回答していただきたい。

○吉田(正)政府委員 保険事故の種類ということになると存じますけれども、これは預金保険法の中に書き分けてございます。第一種保険事故と第二種保険事故がございまして、前者が預金の払い戻しの停止というような事態、第二種保険事故は、これは大蔵大臣がかかるわけでございますけれども、免許の取り消しあるいは破産の宣告、解散の決議、こういうのが保険事故の種類として規定されているわけでございます。

それから、今回お願いしております預金保険機構の機能の強化の場合には、それは例えば適格性の認定、大蔵大臣が合併等について適格性の認定を行なうわけでござりますけれども、そのときの要件といたしましては、破綻金融機関を対象とした合併等であること、あるいは合併等が預金者の保護に資するものであること、それから、機構の資金援助が合併等を行うために不可欠であること、それから破綻金融機関の廃業等により地域またはその分野における資金の円滑な供給等に大きな支障を生ずるおそがあることと、いうような総合的判断も加えることにしておるわけでございます。

○沢田委員 その総合的な判断をされるというのは、運営委員会等で行なうということですか。それとも大蔵省の監督行政の中ですべてやる、こういうことがありますか。

○吉田(正)政府委員 破綻金融機関と救済金融機関が申請いたしまして、大蔵大臣が認定することになつておるわけでございます。

この前から簿外貸し付けということでこの大蔵委員会でも大変問題になつておるわけであります。現在は支払い承諾、こういう項目を負債の部に入れてそれで表示をする、こういうことになつたようであります。そのように解釈してよろしくうございますか。

○吉田(正)政府委員 負債でございますけれども、貸借対照表上支払い承諾は負債になつておる

わけでございます。規制の対象といたしましては、ただいま大口与信につきましての規制がござりますけれども、普通銀行につきましては債務保証、言葉をかえて言いますと支払い承諾というようなことで言われておりますが、これはその大口

信用規制の対象になつてはございません。相互銀行につきましては規制の対象の中に入る、あるいはささらに加えて業界内で自主規制の対象にしておるわけでございます。

○吉田(正)政府委員 相銀の場合でございますけれども、債務保証は広義自己資本の百分の二十と

いうことになつており、かつ、債務保証と融資、これは通常の融資そのものでございますが、それを加えたものは広義自己資本の百分の三十以内にするということが定められておるわけでございます。

○沢田委員 結果的にその制限を持つとすれば、これは弾力性のある制限と解釈してよろしいです

か、それとも、これは監査があるときの時点においてこうしておけば、その間は若干の異動は、流動性は存在する、こういう規定でありますか、どちらですか。

○吉田(正)政府委員 ただいま相銀と信用金庫についての信用保証に対する制限の取り扱いのこと

を申し上げたわけでございますが、これは通達上そのようになつております。これは検査の都度、検査の対象項目にしておるわけでございますけれども、当然のことながら平常時におきましてもそ

の遵守が期待されるところでございます。

○沢田委員 二分前になりまして大臣ようやくお見えになりましたが、ついに大臣なしで全部終わつてしまふような格好になりました。一言だけ大臣にお聞きをして、私の質問は終わりたいと思います。

○吉田(正)政府委員 続いて伺います。

この前から簿外貸し付けということでこの大蔵委員会でも大変問題になつておるわけであります

が、現在は支払い承諾、こういう項目を負債の部に入れてそれで表示をする、こういうことになつたようであります。そのように解釈してよろしくうございますか。

○吉田(正)政府委員 負債でございますけれども、

貸借対照表上支払い承諾は負債になつておる

結果的には出でてきているというふうに感じられます。この円高不況対策について政府はいろいろ考えておられるようあります。大蔵大臣もその責任を感じつつ対応していかたいというようなことが報道では伝えられております。現在の円高が進行し、さらに百五十五円、百五十円段階になるのではないかとさえ言われているわけであります。

○吉田委員 では、信用組合と相互銀行についてはどの程度がその支払い承諾の限界というふうに定めておるのですか、お聞かせいただきたい。

○吉田(正)政府委員 相銀の場合でございますけれども、債務保証は広義自己資本の百分の二十と

いうことになつており、かつ、債務保証と融資、これは通常の融資そのものでございますが、それを加えたものは広義自己資本の百分の三十以内にするということが定められておるわけでございます。

○竹下国務大臣 参議院の本会議を行つております。

○吉田委員 結果的にその制限を持つとすれば、これが弾力性のある制限と解釈してよろしいです

か、それとも、これは監査があるときの時点においてこうしておけば、その間は若干の異動は、流動性は存在する、こういう規定でありますか、どちらですか。

○吉田(正)政府委員 ただいま相銀と信用金庫についての信用保証に対する制限の取り扱いのこと

を申し上げたわけでございますが、これは通達上そのようになつております。これは検査の都度、検査の対象項目にしておるわけでございますけれども、当然のことながら平常時におきましてもそ

の遵守が期待されるところでございます。

○沢田委員 二分前になりまして大臣ようやくお

見えになりましたが、ついに大臣なしで全部終わつてしまふような格好になりました。一言だけ大臣にお聞きをして、私の質問は終わりたいと思います。

○吉田(正)政府委員 続いて伺います。

この前から簿外貸し付けということでこの大蔵委員会でも大変問題になつておるわけであります

が、現在は支払い承諾、こういう項目を負債の部

に入れてそれで表示をする、こういうことになつたようであります。そのように解釈してよろしくうございますか。

○吉田(正)政府委員 負債でございますけれども、

企画庁を中心にしてミクロの産地対策というようなものを打ち出そうと、経済企画庁長官の答弁では夜を徹してというようなことを言つております。我が本会議で言つておりますので、その真意のほどをお聞かせいただき終わりたいと思います。これが現状でございます。

○沢田委員 最後に、報道の中で解散問題に対している竹下大蔵大臣が述べておられました。我々もその一人としてやはり見逃していくわけにはいかない発言だと思いますので、その真意のほどをお聞かせいただき終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 これは共産党の橋本さんから参議院で質問がございまして、そのときに、いわゆる政局とかダブルとかそんなことは全く抜きにして考えた場合に、我々は違憲状態で選ばれておる。例えは非常に悪うございますけれども、裏口入学しておる。そういうことになると、ちゃんと坂田校長先生が試験場というものをおつくりいただいたということになれば、できるだけ早い機会にその試験を受け直して身ぎれいにする方がいいんじやないか。政局とかそういうことを全く度外視して述べるということですから、そういう思想を述べたということです。

○沢田委員 最後に、報道の中で解散問題に対しても、いや、執行猶予中ではないか、こういうふうなお話をございましたが、可能な限り早く身動きにした方がいいんじゃないでしょうか、こ

ういうことを言つただけでございます。(それじゃ解散だ」と呼ぶ者あり) 解散というよりも、むしろ全員がやめるのも確かに出直しの一つの証左であるというふうなことを申し述べたにすぎません。

○沢田委員 内容は別といたしまして、後で続いてどなたかやられると思ひますから、以上で私の質問は終わります。

○矢追委員 何か沢田先生、続いてやれというよ

うなお話でございますから。

○小泉委員長 矢追秀彦君

ちょっとと裏口入学と言つたのはいかがかと思う。

○矢追委員 何とか沢田先生、続いてやれというよ

うなお話でございますから。

○吉田(正)政府委員 ちょっとと裏口入学と言つたのはいかがかと思う。

○吉田(正)政府委員 どちら御指示がありまして、ここのこと

NICSカントリーカーから追い上げられておる産地対策と、いうことでございますので、サミット前に總理から御指示がありまして、ここのこと

具体的なことは、私の範囲では前倒しの率をきちんと決めたということ、それから通産省の所

管ではいわゆる差益還元というのが決まつたとい

ら、それで裏口と言うのはちょっとおかしいと思うのですが、その辺はいかがですか。

○竹下国務大臣 選挙無効になつておりませんから、橋本さんの口をかりれば執行猶予はちゃんとついておるというお話をございまして、私もそのとおりだと思っております。ただ、裏口入学というのはちょっと表現としては私も適切でなかつたと思つておりますが、せつかくそういう土俵ができたとすれば、みんなが一遍やめて身ぎれいにするのも一つの筋論としてはあり得るのかな、それだけのことです。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕

○矢追委員 それでは本論に入らしていただきま

す。
最初に、投資顧問業法の問題について申し上げます。これはこの前の委員会でも申し上げましたが、公定歩合の引き下げによりまして預金金利が大変下がつてきておりますし、またマネーサプライも非常にふえてきておる状況でございまして、それが結局は土地とそれから証券に移つておるわけとして、財テクあるいはマネーゲーム、そういう言葉が新聞や雑誌にたくさん出ておりますし、特に最近は「マネー」というような名前をつけた雑誌が非常によく売れております。ちょっと私も買ひに行くのがおくれると売り切れになつてしまつておる、そんな状況でございまして、一億総投資家とまではいかないまでも、かなり投資といいますかマネーゲームというふうな方に世の中の動きがある。こういう状況は余りいいことはない、私はこう思うのですが、大臣はどうお考えになつておりますか。

○竹下国務大臣 確かに、金融の国際化、自由化が進むに従いまして、それぞれの金融機関の自助努力というものの中にいろいろな商品が出てきておるわけであります。資産運用して収益を上げるということは、これは結構なことでございましょうけれども、おっしゃいましたよなわゆる財テクブームというような傾向があつて、それでいるわゆる経済合理性の中でのいろいろな運用をしてい

くということは、私はそれなりに結構なことだと思いますが、何といいますかある種の風潮といふふうに思つております。

○矢追委員 こういった状況の中で、非常に得をした、あるいは損をした、またそれにまつわるいろいろなトラブル、そういうものもたくさん出でてきております。先ほど來の議論に出ておりました「目的」の中で投資家の保護といふのは極端な例であると思いますが、結局この法律案も、おられます。しかし、この法律で果たして投資家の保護といふものがどの程度できるのか、今までどうのように行われてきたのか、そしてこの法律案が成立をした場合どうふうにされていくのか、その点お伺いしたいと思います。

○岸田政府委員 投資家保護という問題でございますけれども、投資家保護という意味合いは、要するに投資家が不適切な投資の勧誘や不公正な取引によって被害をこうむるということを防止していくということになるのかと思ひます。基本的にいくということになるのかと思ひます。基本的に要するに投資家が実態を知らざずにいろいろな投資に走るということによって被害が出てくることを防止しなければいけないということになりますと、やはりディスクロージャー、開示といふことによるべき対応をこの法律の中に盛り込んでおるというふうに考えております。

○矢追委員 最初に、登録に当たりまして禁錮刑以上の者の拒否とか、あるいは営業保証金の供託などをうたつておりますが、こういったことだけでその業者がよいか悪いかという判断ができるのかどうか、またこの基準はどういうことによつて行われるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

これまで野放しになつておりました投資顧問業者につきまして登録という制度を導入をしてくる。この

けでございます。

そのほか、この投資顧問契約を結びます段階におきまして、その投資顧問業者の実態を明らかにするディスクロージャーということを徹底をさせますとき、その内容につきまして明らかにします」と、その点から投資家の保護を行つていくといふことです。

○矢追委員 今言われた点はよくわかるのですが、今度は、損をしたといいますか被害を受けた場合の投資家の保護というのはどういう基準にならでございまして、これは証取審でもいろいろ御議論をいただいたわでございますが、少なくとも、損害が出たときに損害を補てんするという意味ではないということだと思います。むしろ、先ほど申し上げましたように、投資家の保護と申しますのは、投資家が内容を知られずに不公平な取引に巻き込まれ、そして不当な勧誘を受けるといふようなことを防止するということになるのではないかとおもふうに考えております。

○矢追委員 最初に、登録に当たりまして禁錮刑以上の者の拒否とか、あるいは営業保証金の供託などをうたつておりますが、こういつたことだけでその業者がよいか悪いかという判断ができるのかどうか、またこの基準はどういうことによつて行われるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○岸田政府委員 この法律案で登録制度を採用いたしますときには、従来から登録制度を採用いたしております質屋営業法とか浄化構法とか、さらにはアメリカの投資顧問法といふようなものを参考にして考へておるわけでございます。さらにいわゆる記帳の義務なしは帳簿の保存義務、それからさらには監督当局によります立入検査といふようなものが規定いたしてあります。投資家保護が起ります前に的確にその状況を把握できることでございまして内容を盛り込んでおるとい

うことかと思ひます。

ただ、職業の自由の問題がございますので、開業の段階で余り規制をするということは問題があるのかなというので、むしろ登録制度にいたしまして、先ほど申し上げましたように登録をした者についていろいろな規制をかける、いわゆる行為規制という形で投資家の保護を行つていくという方法を考えているわけでございます。具体的には、先ほど申しました記帳義務とか書類の保存義務を考えておるわけでございます。具体的には、登録業者に現金、有価証券を預けてしまっておられます内容を分析してみますと、やはり投

資顧問業者に現金、有価証券を預けてしまっておられるのかなことから被害が大きくなるわけでございまして、これを禁止いたしますとか、それからまして、これを禁止いたしますとか、それからわゆる十倍融資とかいつて融資をえきに担保金を取り上げるということがございます結果、それにつきましての貸し付けの禁止とかいうような、要するに、いろいろな事故のきっかけになるようなことを防止するいわゆる行為規制を十分に規定をいたしておりますので、その点から投資家保護が十分國られるのではないかなどといふうに考えておるわけでございます。

○矢追委員 これは仮定の議論になると思ひますけれども、仮にこの法律が今まで存在しなかつたからそういう事件が起つたのか。私はそうではありますけれども、この法律ができれば、それでは今まで起つたような事件はもう生じなくなるのかどうか、その点の見通しはいかがですか。

○岸田政府委員 従来、投資顧問業につきましては野放しの状態であつたわけでございまして、これはアメリカの投資顧問法とかイギリスの制度その他を参考にして一応の法体系をつくり、これによつて業界も指導していくという足がかりができたわけでございます。少なくともこれがいろいろな事件発生の予防になるというふうには考えているわけでございますが、ただ、實際上これですべてが十分であるというわけになかなかもいなかなかと思います。私ども、この法律案を成立さ

せていただきました所におきまして、さらに監督指導というものに最大限の努力をして未然に防止をしていく方策を考えていきたいといふうに考えております。

○矢追委員 こういつたお金の問題というのは絶えず、投資ジャーナルでもそうだと思いますが、もうけた人、うまくやった人はそう文句を言わぬわけですよ。やはり損をした人の方が言つてくるわけとして、仮にこの法律ができて、この法律に基づいてやらなかつた業者がおりまして、それによつてうまくいった人は何も言つてこない、だめになつた場合に問題がおるわけです。うまくいった方がいわゆる法律違反をしながらしかもうまくいつておつたという場合、例えば登録しておらないのに登録しているような、申請中などといふ形で仕事を続けておつた業者がいた場合に、仮にもうかる人が出てきた、その人は得をしている間は何も言つてこないんじやないかと思うのですが、そいつた点はどうですか。

○岸田政府委員 いわゆる無登録業者の罰則でござりますけれども、これは法務省とも十分連絡を

とりながら考えておりますが、相当重い罰則、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金というような形で規定をいたしているわけございます。

さらにも、今度の法律案の規制の内容でござ

いますが、従来はいわゆる刑法なり証取法で一応の取り締まりの足がかりはあるわけでござりますが、これはやはり事件が発生してからでなければなかなか取り締まれないと、い形になつていただけございます。今回の投資顧問の法律によりますが、いろいろそういう違反の事件を明確につかみやすいような形で規制をするということにいたしております結果、事前の予防ができるのではないかと見ております。今回も帳簿の整理とか帳簿の記載、保存、それから特に監督官庁によります適時適切な立入検査が認められたということによりまして、そういうものについての事前の防止が可能になつて、そのままではなかろうかなといふうに考えておりま

す。
○矢追委員 この提案理由の説明等を見ておりますると、確かに投資ジャーナル事件というのが一つ大きなきっかけになつてきてきた法律であるわけです。私は何も投資顧問業の味方という意味ではないのですけれども、何か投資顧問業そのものがよくないという前提に立つて、そのための法律ができますと、もちろん悪い人も取り締まられますけれども、まじめにやつてきた人もかなり制約を受ける、そういうことがしばしばあるように私も思います。

投資顧問業から情報を得ている人というのはか

なりおられると思ひますけれども、証券会社と直

接やつている人と比べますと、人數的には非常に少

ないんじゃないかと思います。もちろん投資ジャ

ーナルといふものをきっかけとしてやることにつ

いて私は反対ではありません、賛成でございます

けれども、もう一つ、むしろ証券会社の方にも問

題があるのではないか、こういうふうに思うわけ

です。証券会社とお客様とのトラブルがかなり

多いあります。表面に出てきているもの出で

きていらないもの、かなりあると思うのですが、こ

れだけ利息も下がつてきたので株をといふこと

がふえてきた。それから、さつき申し上げたよ

うのは、株に対する女性の方の関心が非常に高ま

って、資金的にもある程度余裕のある奥様族が、

これだけ利回りが来ると、しょうがないな、それな

ら後はちゃんとしてくださいよ、それじゃ転換社

債でもとかなんとかかんとくうまいこと言つて、

結局泣き寝入りとまでいきませんけれども、訴え

ることもされませんし、また証券マンの方もそ

れで、むしろ株の方が多いといふようなことに

なるわけとして、実際投資ジャーナルを見まし

たけれども、トラブルが起きる。女の人ですから、

支店長あたりが来ると、しょうがないな、それな

が、この水面下にはかなりのものがあると思うの

です。大臣、この点いかがですか。

○竹下国務大臣 私どももそんなお話をよく聞いておりますが、要是それを証券会社部内の管理体制とか顧客の方の勉強とでも申しましょうが、そういうものが両々相まって機能しなければならぬのではないかな。今度の法律をつくります前にわけです。しばしば事件が起つて取り締まりのための法律ができますと、もちろん悪い人も取り締まられますけれども、まじめにやつてきた人もかなり制約を受ける、そういうことがしばしばあるように私も思います。

○矢追委員 いろいろな方から耳に入つてくるのは、今言われた後の方が非常に多いわけとして、要するに証券会社の営業マンとお客様の間のトラブル。この株はもう売つた方がいいですよ、お客様の方は、いや、もうちょっととと言うのに、ここで売らなければ損しますよと言われて売つたらその後上がつたとか、そんなことがかなりあるのですが、そういうのは支店ぐらいで押さえているのですよ。支店長あたりがうまく謝まりまして、後はちゃんととするとかなんとか言つて、恐らく本店にも報告してないケースが非常に多い。今まで余りそういうのは聞かなかつたのですが、最近そ

ういった苦情が私のところにはかなり多い。といふのは、株に対する女性の方の関心が非常に高まっています。だからこそ、株に対する女性の方の関心が非常に高まっているのです。しかし、なかなか難しいわけですが、株といふのはおもしろいだけです。ただつて、そういう法律ができたことと自体がまた双方の自覚を促すにもなりはしないかという感覚を私は持つております。

○矢追委員 今大臣言われたことからしますと、もう少し消費者と言葉がいいかどうかわかれませんが、顧客への教育ですね。しかし、なかなか難しいわけですが、株といふのはおもしろい一面ギャンブル性みたいなものがありますから。男だつたら競馬、競輪の方へ行く人も割合おりませんが、女性の方はなかなかそつちへは行かない、むしろ株の方がいいといふようなことはない、むしろ株の方が多いといふようなことはないわけとして、実際投資ジャーナルを見まして、これは株ではありませんけれども、豊田商事を見ても、うまくだまされて結果的にはどういうことになつておるわけです。

そういう意味で、法律でこういうのができたからといって、果たして消費者、一般の国民の投資家の方までそういう教育があるのかどうか。企業の場合は、資金運用をやつているのは、これはプロがやつていてるのですから、損したからといって大変な額といふうなことが多いわけでございまして、証券事故と申しております。これは五十年代の前半では約百件ベースでございましたが、最近、五十七年以降は大体八十件ベ

スになつております。市場の規模の拡大とか取引件数の上昇と比較してみますとかなり改善が見られたのではないか。さらにもうかるかなといふ意味

いたかないと、表に出たのが今言われた五十九年百十二件、六十年が百四十二件でござります

しい問題だと思いますが、重ねて大臣の御所見を伺います。

○竹下国務大臣 こういう法律ができるたといふことはお客様が勉強される一つの大きなきっかけにもなるのじやないかな、こういう感じもいたしますが、特別にお客さんを集めてどこかで講習会を開く、大蔵省主催で株に興味を持たれた方の研修会を財務局ごとに開くというわけにもいかぬでございましょうし、法の周知徹底を図るような中でお客さんがより自覚していただくということではなかろうかと考えます。

○矢追委員 次に、一任業務についてお伺いいたしますが、欧米の状況はどのようになつておりますか。

○岸田政府委員 欧米におきます投資一任契約に係る現状でございますが、アメリカの場合は投資顧問業のほとんどが投資一任で行われている状況でござります。また、英國でも投資一任の契約が非常に多い。フランスもほとんどが投資一任契約と推定されるわけでございまして、これは法制的には各国とも、投資一任を認めるかどうかは当事者間の契約ということになつております。

ただ、投資家被害はこれによりましてはほとんど起きていないと聞いております。これは、一つには投資顧問業務につきましての法令のルールが一応はつきりしてきている、さらには投資家の自己責任が確立していると考えられます。

○矢追委員 具体的に教えていただきたいのですが、仮に私が、Aという投資顧問業、しかも一任業務を認められた会社に一任する場合は、お金は預けることはできませんが、どのような形になるわけですか。いわゆる信託をするわけですね。簡単に教えてください。

○岸田政府委員 具体的には企業なり法人なりが余裕資金がある場合に、一任運用したい場合には一任業者と契約前にいろいろな話し合いを行うのだろうと思います。その場合には、その投資顧問業者は自分の実態につきまして正確に書面で開示を行なう。その段階におきましてどういうような基

本的な運用を行うか、例えば株中心であるとか、債券中心とか、それともミックスしたポートフォリオをやるとか、海外の資産まで入れるかという

ようなことについては恐らくは協議をするわけだろうと思います。

それから、料金体系でございますけれども、法制上は料金については全く自主的な契約に任せることでございまして、それが何を意味するか、恐らくは自主規制団体ができましたときには、そ

のなかで基準の料金というのも検討されるのではないかなどと考えております。

○矢追委員 今までお金を預けてやつてもうかつた、幾らかもらうという形をとつてきているわけですから、それでも、投資ジャーナルだつて最初のころはお金を出し放しでなくして、担保に土地をつけたり優良な証券をつけたりしておつたのですが、途中からだんだんおかしくなつてきたと思うであります。この一任業務といわゆる今までのものとの事故の起こらない線といいますか、そういうきちんとした区別というのは具体的にどこにあるわけですか。実際お金は預けなくとも、いろいろな契約の段階で、例えばお金を貸すような形をとつて、今言つたように担保をつけて、そして何かできる

よくなじもないと聞いております。これは、一つかがですか。

○岸田政府委員 一任業者と申しますか、一任運用を認められます法人につきましては、まず第一にいわゆる認可行為があるわけございまして、基本的に認可の段階におきまして、人的それから財産的な基礎につきまして十分審査をした上で、これは投資一任業務という、顧客との関係において非常に信頼関係が要求されます契約をする資格があるかどうかを十分査定をしたいというふうに思っています。

○岸田政府委員 投資一任契約に係ります業務の認可基準でござりますけれども、法律的には人的構成、財産的基礎を勘案してというふうになつておりますが、これは具体的な問題につきましてはこれから十分査定をして検討してまいりたいと思っております。

ただ、基本的に留意しなければいけない問題点といたしましては、まず内外の業者を平等に扱うということかと思ひます。さらには先生御指摘のように、証券系、銀行系、独立系、要するに從来から独立でやつておられますような中小の顧問会社につきましても、差別のない基準で考えていくべきことかと思ひます。特に、長年にわたって顧客の信頼の上に立つてはじめて投資顧問業を行つてきました独立系の投資顧問会社が不利にならない

は法文上も除外をいたしているわけでござりますけれども、そういう形で基本的には一般の登録業者と同じような規制をかけつつ、かつ認可という選ばれました法人につきまして、自由な投資一任業務ができるというようにいたすことによつて担保をいたしたいと考えています。

○矢追委員 問題はこの認可の基準にあると思うのですが、これから検討されてくると思うのですが、これが何を意味するか、恐らくは子会社的な形でかなり投資顧問業会社がいわゆる子会社的な形でかなり投資顧問業をこういう法律ができるということでつくつておられるところもありますし、また大手スーパーあたりまでこれに出ておりますが、大きな資本力をもとに、あるいはまたそういった大きな会社をパックとした信用ということでやつていきますと、やはり認可はされやすい。ところが、そうでない個人でやつておる投資顧問業の人たちは、登録はできてもなかなか認可されない。一任業務は取りつけにくいのではないか。そういう中で、特に中で一任業務はできるのかどうか。この一任業務というのはできるのかどうか。この一任業務といつては、この一任業務といわゆる今までのものとの事

件ですが、今度は投資家の方から見てわかるのちよつと申し上げた、登録もしていないので紛らわしい登録申請なんということで何かやつてある場合もあり得るのじやないかと思いますので、その点の区別、識別というのがはつきりであります。

○矢追委員 そこで、今後、登録と一任業務を認可されたところとの区別は、法律によつてもちゃんと表示をしなければならぬということになつてあります。今度は投資家の方から見てわかるのかどうか、その辺がはつきりしないと、さつきもちよつと申し上げた、登録もしていないので紛らわしい登録申請なんということで何かやつてある場合もあり得るのじやないかと思いますので、その点の区別、識別というのがはつきりであります。

○岸田政府委員 投資一任を認めました業者と一般的の業者の統一的な基本的な区別は、登録簿に認可されているかどうかということを記載する点の様式は大体のお考えはござりますか。

○岸田政府委員 投資一任を認めました業者として考えておりますのは、投資一任業務ができる局、財務支局ないしはこれからできます自主規制団体にもそれを設けるというようにいたしていきたいと考へます。

さらにまた、登録をされました業者が営業を行なう場合に、登録の標識を掲げるようになつてゐるわけですが、この場合、私どもとして考えておりますのは、投資一任業務ができる法人につきましては、その色とかいろいろな形式を変化させる、ないしはそこに認可を受けている旨の表示をさせるというような方法も具体的に考へていただきたいと考へております。

さらにまた、そういうものに二つの区別がある、ということにつきましてのPRでございますが、法成立をいたしました以後、積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

○矢追委員 ひとつ大臣、せつかく投資ジャーナルの反省でできた法律でございますから、今後業界に対する指導あるいは投資家に対する教育、それからまた先ほど私が指摘をいたしました証券会社自身の、特に営業マンに対する指導等をきちんとやつていただきたいことを要望いたしまして、次に預金保険法、時間が余りありませんので簡単にお伺いしたいと思います。

米国の銀行の破綻は、日本と比べて非常に多いわけでございますが、この最近の推移、また、つぶれると同時にたくさんでてきております。こういつたことはアメリカの国民性といいますか、アメリカの経済の特徴といいますか、日本とは全然違うわけでございますが、これから日本も国際化の波とともにこういった状況になつてくるのかどうか、その辺の見通しはいかがですか。

○吉田(正)政府委員 アメリカにおける銀行倒産が近年増加しておることは先生の御指摘のとおりでございまして、連邦預金保険公社FDICの調査によりますと、最近のところで申し上げましても、八二年に四十二行、八三年に四十八行、八四年に七十九行、八五年に百二十行というような状態でございまして、連邦預金保険公社FDICの調査によると、最近のところでも申しあげました。この銀行倒産の直接の原因になりましたのは、先ほど申しました連邦預金保険公社の調査、分析によりますと、不良資産の発生が第一でございまして七五・八%、二番目が事故、不祥事件の発生、これが一六・九%、第三番目が資産管理の失敗七・二%というようなことになつておると考えます。すると、やはり利ざやとかそういう問題というよりは、健全経営の維持が倒産防止の基本であることは、金融自由化が進行いたしましても変わりはないというふうに考え方されるわけでござります。

最近、FDIC総裁のシードマン氏が議会証言をこどしの三月にしておりますけれども、経営危機に陥る可能性のある問題銀行は、エネルギー、農業関係関連の銀行あるいは多重債務国貸し出しの多い銀行が多くて、これに加えまして支店規制

とか州際規制のために銀行の貸し出しが特定の地域、特定産業に集中していることがこの傾向を増大させているというような旨が指摘されているわざでございます。

このようにアメリカにおける銀行倒産数の増加、アメリカ経済の動向や金融制度による面も大きいのではないかということで、我が国とはかなり事情が異なるっているのではないかと考えております。

我が国といたしましても、やはり金融自由化が進展いたしますと、もちろん先ほど申しました銀行経営の健全性を確保して金融機関の経営破綻という事態の発生をできるだけ未然に防止するという姿勢をとつていくわけでございますが、自由化が進展いたしますと、経営格差の拡大あるいは競争の激化というようなことで金融機関の環境が厳しくなっていくといふ一般的認識は持つておる次第でございます。

○矢追委員 これから厳しくなるわけですが、実際、破綻をしてしまってからでは遅いわけで、できる限り未然に防いでいかないと、預金者も大変な混乱が起こることがあり得るわけでござります。今まででは護送船団というようなことで金融機関はがつちり守られてきたわけですが、それが損なわれていくわけです。どこの銀行とか、どういう種類の銀行といふことは申しませんけれども、現状においてそういう傾向というのがかなり現在の金融機関にも出つつあるということはないわけですか、今のところは心配ないと思ってよろしいのですか。その点はいかがですか。

○吉田(正)政府委員 全体といたしまして、たゞいま私どもの行政の基本的精神は、金融の自由化はやはり全体として我が国経済の効率化に資するということで対処しているわけでございますが、その核心的なものは金利の自由化並びに業務の自由化それから業務の多様化ということになつてく

るわけでございます。したがいまして、金融機関の資金につきましても、金利の自由化に対応いたしまして金利自由化資金を導入する度合いもふえた

てきているというようなこともございます。それから、業務の自由化があえてきますと、金融機関の自主的判断のもとに各種、業務の範囲があえてくるわけでございます。一方、経営戦略によりましては、競争の中で経営格差が増大するとか、あるいは機械化によります投資コストの増大とかそういうのではないかということで、我が国とはかなり事情が異なるっているのではないかと考えております。

○塙之内委員長代理 玉置一弥君。
○玉置(一)委員 大臣、何かお急ぎのようでござりますから、大臣に関する質問は特にないのでございますが、先ほどの解散の話、せつかくでございましたから一言だけもう一度確認の意味でお考へをいたしたいと思います。

○矢追委員 終わります。

○矢追委員 最後に、大臣、銀行の破綻というようになることになると大変なことでござりますけれども、一つだけ、日本の国内だけを見た場合は、日本今までやつてきたことで、そういうことはそう起らならないと私は思いますが、ただ問題は、対外経済との絡みで、いわゆる発展途上国との関連においての事件が起こる可能性というのは出てくらべしといふお話をございましたので、今任期中ににつきましては、違憲状態であるけれどもやむを得ない、こういう判断でございます。定数が決まりましたとしても、今回の四年間の任期といふものも、もちろん民間銀行の自主性において判断されるわけでございますけれども、国際金融機関、IMFとか世銀とかそういうのがかなりコンディショナリティーといいますか、条件を非常に強烈なもの付したり、そしてもう一つは、債務累積の一方に対応するパリクラブといふようなのが存在したり、それから今後MIGAですか、保証機構といふようなものもできるというような、国際機関といふふうに考えております。

○竹下国務大臣 今玉置さんのおいやつしたことには、それで正しいのじやないかなと私も思つております。少なくとも選挙無効が言い渡されたわけではありません。少なくとも選挙無効が言い渡されたわけではありませんから、裏口入学といふ言葉では、最高裁が下した意味とは若干違うのではないか、こういうふうに思つて反対しております。ついでございますが、その辺に付いてどういうふうにお考へになりますか。

○竹下国務大臣 今玉置さんのおいやつしたことには、それで正しいのじやないかなと私も思つております。少なくとも選挙無効が言い渡されたわけではありませんから、裏口入学といふ言葉は悪かつたなと思って反省しております。ついでございますが、その辺に付いてどういうふうにお考へになりますか。

玉置さんのおいやつは、ある人が、いわばあなた方は不正入試で入ったのじやないか、しかし、入学を取り消すわけにはいかぬから、ちゃんと正規な試験場をつくつてあげますから、そこでいああいう言葉が出たのは、ある人が、いわばあなた方は不正入試で入ったのじやないか、しかしながら、裏口入学といふ言葉は悪かつたなと思つて反省しております。

ただ、考えてみると、いつまでも違憲、違憲と言われるよりも早目に、解散というよりも、本当に

はむしろみんながやめて一遍試験を受け直せば一番はつきりするんだがなという気持ちが私にないわけでもなかつたわけです。ただ、一人やめてもまらぬし、二人やめると補欠選挙でございますから、どうもなかなか一人でやめるわけにもいかぬし、ほうはいとしてそういう世論が出来ば、今度違憲状態でない、正確なもので四年間やるのですから、政局の、よく言われる政治の空白期間といふのはできるだけ少なくということならば、できるだけ早くやつた方が一番少ないのじやないか。ただ、ダブル選挙でありますとかそういうことを全く念頭に置いたわけではなく、おまえさんは選挙のこと詳しいからひとつ見解を述べろと言われて、「政治家としてそういうことを言つたといふことでござりますので、従来どおり總理が解散は考えていないとおつしやつてあるから、一閣僚たる者、解散などに言及すべきものではありません」という反省もござります。

○玉置(二)委員 もう一件だけお伺いします。

衆議院の任期は四年ということに決まっておりますけれども、今までいろいろな状態を見てみると、特に中曾根内閣になつてから、もう即座に解散風が出てまいりまして、いろいろな方たちがあおられて二年半ということでございます。逆に言えば、議会政治という面から見て、やはり十分な国民の信頼を得て対応していこうということを考えていますと、落ちついて政務に取りかかるといふことが必要かと思ひますけれども、今見てもわかりますように大部分の方がおられない、こういう状態の中で委員会が運営をされていく。採決のときどういうわけかちゃんとそろいますけれども、それ以外は、場合によつては、採決のない日は東京におられない、こういう形が続いているわけございまして、議会の権威がどんどんと落ちてしまつてゐる。逆に言えば、議会がなくつて官僚の方がしつかりしていますから自然に動いていく、こういう形が続いていくよう思うのですけれども、任期四年というのをやうわけでございますが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 これも政治家として考えてみますと、解散権といふのは行政府にある偉大なる権限の一つだと思います。これを否定するものはございませんが、およそ任期いっぱいやるのが普通であつて、その前に任期をみずから断ち切るというのは本当はまれなケースとしてあるべきだということでございましょう。しかし戦後を見ますと、最近少し長くなつておりますけれども、ばかやろう解散とか、あるいは最近で言えば大平内閣のとき、結果として大平總理はお亡くなりになりましたが、あのときの七ヵ月ぐらいでございましたが、あいのことは本当はない方がいい。せつかく四年間の信任をいただいておるわけですから、解散権は否定しませんが、それが普通の姿お互にまでみんな行くようなことになりますとこれは権威の問題もあると私自身も思つております。天下国家はしばらくおいて、まずは選挙運動といふようなことでは本当はいけない。私も二十八年目になりまして、そういう傾向からできるだけ脱却しようと思つて心がけつつ馬鹿を重ねた、こういう感じがしております。

○玉置(一)委員 私は一年半に三回選挙したこと

がございまして、何のために出たのかという気持ちになりますと、本当にそのときやめてしまおうかと思つたのですが、なかなかそうはいきません

はずつとやつておりますけれども、そういうわけ

で、長い任期、丸々四年というのをぜひこれからはやつていただきますように。お時間ですから、どうぞ。

それでは、本論に入つてまいりたいと思いま

ぱりもっと前面に打ち出して、まずそれを前提にして政治を進めていくということを考えていかなければ、議会制民主主義が崩壊をしてしまうと思ふわけでございますが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 これも政治家として考えてみますと、解散権といふのは行政府にある偉大なる権限の一つだと思います。これを否定するものはございませんが、およそ任期いっぱいやるのが普通であつて、その前に任期をみずから断ち切るというのは本当はまれなケースとしてあるべきだということでございましょう。しかし戦後を見ますと、最近少し長くなつておりますけれども、ばかやろう解散とか、あるいは最近で言えば大平内閣のとき、結果として大平總理はお亡くなりになりましたが、あのときの七ヵ月ぐらいでございましたが、あいのことは本当はない方がいい。せつかく四年間の信任をいただいておるわけですから、解散権は否定しませんが、それが普通の姿お互にまでみんな行くようなことになりますとこれは権威の問題もあると私自身も思つております。天下国家はしばらくおいて、まずは選挙運動といふようなことでは本当はいけない。私も二十八年目になりまして、そういう傾向からできるだけ脱却しようと思つて心がけつつ馬鹿を重ねた、こういう感じがしております。

○玉置(一)委員 今は参考人の方に、何で今までいわゆる業法をつくるということをやらなかつたのかといろいろお聞きしましたら、まだ発展途上のためになかなか聞きなかつたということがあつて、これから安定していく、ある程度出そろつたんじやないか、こういうこともございましたが、我々の方から見て、いろいろな事件が続発しておりますが、取り締まりの法律なんか大変苦労されているようになります。今回初めて投資顧問業並びに関連の業種に対する規制の法律ができたわけですが、非常に簡単な質問でござりますけれども、なぜ今までこの法律ができなかつたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

〔堀之内委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○岸田政府委員 我が国の投資顧問業の歴史を見

てまいりますと、昭和四十六年に初めて証券系の投資顧問会社が設立されたわけでございますが、実際の投資顧問業が幅広く行われるようになつたのは最近のことござります。証券系の投資顧問

会社の資産内容でございますが、六十一年、ことしの三月末では五兆円を超えるような状況でございますが、五年前の五十五年九月でござりますと、わずかに二千七百億だったわけでございま

す。

いろいろ御質問がございまして、一応投資顧問業のあり方についてとか、あるいはどういう規制増大と申しますか、発展をしてまいりました理由のまず第一は、先生御指摘のように、国民の金融

資産が増大をして、それに伴う収益性の重視の傾向が強まってきたということかと思います。さらに、金融資本市場の自由化、国際化の進展に伴いなかなか理解ができないので、筋を追つて整理をしていただきたい、そういう意味で御質問をしていきたいと思います。

まず投資顧問業が出てまいつておりますけれども、証券資本市場がこの五年間ぐらい拡大をされてまいりますと、今は相当な金額になつてゐるわけでございます。また個人あるいは法人の金融資産の残高も急激な伸びを示しております。これが否定するものはございませんが、およそ任期いっぱいやるのが普通であつて、その前に任期をみずから断ち切るというのは本当はまれなケースとしてあるべきだということでございましょう。しかし戦後を見ますと、最近少し長くなつておりますけれども、ばかやろう解散とか、あるいは最近で言えば大平内閣のとき、結果として大平總理はお亡くなりになりましたが、あのときの七ヵ月ぐらいでございましたが、あいのことは本当はない方がいい。せつかく四年間の信任をいただいておるわけですから、解散権は否定しませんが、それが普通の姿お互にまでみんな行くようなことになりますとこれは権威の問題もあると私自身も思つております。天下国家はしばらくおいて、まずは選挙運動といふようなことでは本当はいけない。私も二十八年目になりまして、そういう傾向からできるだけ脱却しようと思つて心がけつつ馬鹿を重ねた、こういう感じがしております。

○玉置(一)委員 今は参考人の方に、何で今までいわゆる業法をつくるということをやらなかつたのかといろいろお聞きしましたら、まだ発展途上のためになかなか聞きなかつたということがあつて、これから安定していく、ある程度出そろつたんじやないか、こういうこともございましたが、我々の方から見て、いろいろな事件が続発しておりますが、取り締まりの法律なんか大変苦労されているようになります。今回初めて投資顧問業並びに関連の業種に対する規制の法律ができたわけですが、非常に簡単な質問でござりますけれども、なぜ今までこの法律ができなかつたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

〔堀之内委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○岸田政府委員 我が国の投資顧問業の歴史を見

てまいりますと、昭和四十六年に初めて証券系の投資顧問会社が設立されたわけでございますが、実際の投資顧問業が幅広く行われるようになつたのは最近のことござります。証券系の投資顧問

会社の資産内容でございますが、六十一年、ことしの三月末では五兆円を超えるような状況でございますが、五年前の五十五年九月でござりますと、わずかに二千七百億だったわけでございま

す。

このように急速に投資顧問業に対するニーズの増大と申しますか、発展をしてまいりました理由のまず第一は、先生御指摘のように、国民の金融

資産が増大をして、それに伴う収益性の重視の傾向が強まってきたということかと思います。さら

に、金融資本市場の自由化、国際化の進展に伴いなかなか理解ができないので、筋を追つて整理をしていただきたい、そういう意味で御質問をしていきたいと思います。

まず投資顧問業が出てまいつておりますけれども、証券資本市場がこの五年間ぐらい拡大をされ

てまいりますと、今は相当な金額になつてゐる

わけでございます。また個人あるいは法人の金融資産の残高も急激な伸びを示しております。これが否定するものはございませんが、およそ任期いっぱいやのが

普通であつて、その前に任期をみずから断ち切る

というの

ルとか、情報出版業者、こういう方面に對しての規制はどこまで可能なのか、それから憲法上の問題で表現の自由ということがござりますけれども、それとの関連でどうなるのか、続けて、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○岸田政府委員 投資家被害を事前に予防するといふ点でございますが、從来でございますと、いわゆる証券取引法違反とかいわゆる刑法の詐欺罪とかいうことで、事件が発生をした場合にはこれに被ひが拡大していくというのが実情であつたわけでございます。こういうことを防止するためには、今回の投資顧問業法ではいわゆる記帳義務とかそれから保存義務ないしは立入検査というような、いわゆる登録業者に義務を課しまして、そしてそれによりまして事前にいろいろな調査ができる手だてを考える。ないしは行為規制という形でございますが、行為規制も外的に行方規制という形でございまして、実態上迅速

に、被害が起ります前段階で防止ができるよう手だてを考えたわけでございます。

それから出版業、要するに登録業者の中で出版業をどういうふうに扱うかという問題でございまして、これは言論の自由との関係がございまして、一般の人たちが書店その他で購入できるようなものの中に投資のアドバイスに係るような記事があるわけでございます。こういうものにつきましては、投資顧問業というのが個別相対であるということを前提にいたします結果、こういうものは除外をするべきではなかろうかと考えておるわけでございます。ただ、具体的な事例といたしましては、会員組織で多額の会費を取つて雑誌その他を出すというような実態的には相対的な投資顧問に類似のような業態があるわけでございまして、こういうものは当然規制の対象になるように考えておるわけでございます。

○玉置(一)委員 今度、出版業をどう分けるかといふのは非常に難しい問題だと思うのです。これはいずれ明確な形で——要するにこちらにござい

ますように今度登録制になるわけでございまして、一定の登録拒否要件といいますか、こういうものを設定される、こういうお話をございますけれども、そういうときに、任意の判断ではなくて

一定基準というものを明確にされた中で、どういううものについてという分類を明確にしていただきたいと思います。時間がないので、そういうことをお願いするだけにとどめたいと思います。

今回の場合には、投資顧問の登録制という問題、これは先ほども出ておりましたけれども、もう一つ、海外の投資顧問会社の参入が非常にふえてくるだろう。アメリカでは二兆兆円という大変膨大なシェアがあるわけですから、日本がそういう方向に向けてきたということになれば一挙にこちらに動き出していく、こういうことを考えていきますと、海外の投資顧問会社の許認可というか登録、あくまでも登録だけでいいのかという問題。

それから日本の場合にもなぜ登録にしたのか。

というのはいろいろな詐欺的行為とかたくさんある手だてを考えたわけでございます。それから出版業をどういうふうに扱うかといふ問題でございまして、中身を精査していかなければいけないのじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。登録などと、今やりますからという届け出だけで済むということでございまして、構成要件が本当にそろつているかどうかといふことになりますが、それができない、こういうふうに思うわけですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○岸田政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、アメリカ、イギリス等におきまして投資顧問業者は非常に発達をいたしております、最近の東京の市場について非常に関心を持つております。既に海外からの投資顧問業者は十

りたいと考えておるわけでございます。

○玉置(一)委員 今、一任業務の問題が出ましたので、一任業務についてもお伺いしたいと思います。一任業務というものを明確にされた中で、どういふから頼むよ、一言で言うとこういうことだと思います。これが大体今まで失敗の一一番大きな原因だったと思うのですね。証券取引法などでもかなり規制はされておりますけれども、それでも証券のセールスマントがいつの間にか一任といふことでお客様が知らない間にいろいろなものを売りまくつたり、あるいはその人の名前で売買をしたり、お金は違うところから出ているというのもあるわけです。要するに架空売買の名義人を使おうといふこともありますが、一任業務といふことはどこまで規制をされるのか。要するに業務の範囲、この辺についてよくわからないので、具体的にどういうものかという御説明をいただきたい。

それから、業種そのものは登録制でございますが、本当にそろつているかどうかといふことについて、中身を精査していかなければいけないのじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。登録などと、今やりますからといふことでも、業務は一任業務といふ感じで認可といふことです。要するに架空売買の名義人を使おうといふことがありますが、これはなぜなんか、それだけとりあえず。

○岸田政府委員 一任運用の内容でございますけれども、どの程度までの権限を渡すかということにつきましては、これは顧客と投資顧問業者の自主的な契約に任せることにいたしております。ただ、具体的にその内容が余りに異常であれば、投資家の保護に欠けるような契約内容は自ら、投資家の保護に欠けるような契約内容は自動的に調整をしていかなければいけない、また業界の指導をしてまいりたいと考えているわけでございます。

登録業者と認可業者の区別でござりますけれども、一任契約と申しますのはある意味では自分の財産の運用につきまして全部任せてしまふということございまして、顧客との間の信頼関係といふのが非常に重要になつてくるわけでございます。悪質な業者がそれを勝手に处分をしてしまうことにによりまして被害が大きくなるということは

容易に予想されるわけでございます。そういうことを防止する上で、その業者につきましての資格と申しますか内容につきましては認可という手段で十分検査をしてまいりたいと考えております。

○玉置(二)委員 同じ投資顧問業という中で登録認めがありますと、先ほどの話がありましたように、今登録中だ、認可申請中だといふ話でございませんか。登録証みたいなものがありますね。片方は認可証といふものを表示をしなければいけないことがあります。そのは全く違うような名前をつけるとか、例えば何とか証、登録証みたいなものがありますね。片方は認可証といふものを表示をしなければいけないことがあります。その辺はどういうふうにお考えになつておられますか。

○岸田政府委員 一般の投資顧問業者といわゆる認可法人との区別が外部的にわかるようにする方式につきましては、これから細目の検討をいたしますときには十分配意をしてまいりたいと考えております。また、その区別につきましての一般投資家の認識を高めるためのPRも十分やつてまいりたいと考えております。

○玉置(二)委員 証取法では売買一任の規定がござりますけれども、例えば証取法の売買一任と今度の投資一任業務との違い、あるいは信託業務としての一任といふか、投資一任とどういうふうに違ちうのか。これはまさにお金を会社が預かって、会社が自由に運営するというような形でありますけれども、考えてみたら、どちらかといふと投資信託に近いような感覚がするわけです。この辺の違いを教えていただきたいと思います。

○岸田政府委員 まず、証券会社が行います売買一任勘定と投資顧問業者が行います投資一任業務の施行後は当然登録をしてもらうということと同様に、海外の業者というのは大体全部一任運用をいたしておりますので、その辺も勘案いたしました。一任運用の認可についても十分配意をしております。

スはプラスアルファのようなものではなかろうか。例えて申しますと、航空会社が運賃を取りますのは航空機で運搬することによって取るわけでございます。そのとき、サービスとして機内サービスをするということがあるわけでございますが、これはあくまでも機内サービスで料金を取つてゐるわけではないというような感じでございます。

一方、投資顧問業者の一任運用につきましては、まさにそのアドバイスが料金の対象になるということで、明らかに区分ができるのではないかとおもふうに考えております。

それから、信託との違いでございますが、これは基本的な相違は、信託業務の場合は、その資産の所有権が信託会社の方に移転した上でその運用が行われる。それから、投資一任運用の場合には、所有権は別といたしまして運用のみが投資顧問業者に任せられるということにあるのかと思ひます。したがいまして、所有権が移転をいたしますことが前提となります結果、信託銀行は資産の保管業務といふものが必然的に生じてくるわけでござりますが、投資一任業務につきましては、これは資産の保管業務といふものは必ずしも必要ではない、ないしは今回の法律ではこれを禁止をするというふうに区別をいたすわけでございます。

それから、証券投資信託と一任契約との違いでございますけれども、証券投資信託はあくまでも

法律的には極めて明快に分かれているわけでございますけれども、具体的な運用の境界線になりますと、なかなか区分のしがたいところも出てくるわけでございますが、そこ辺は業界の指導といいますけれども、そういう面ではつきりさせてまいりたいというふうに考えております。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御指摘のように、クリーリングオフ制度があるということを一般投資家に知らせることは、確かに非常に重要なことだと考えておりございますが、けれども、証券投資信託はあくまでも信託契約の一種でござりますので、所有権が移転をいたしているわけでござります。具体的に証券投資信託の場合は、これはいろいろな資金を集めまして、要するに信託の一つのファンドをつくつて、その運用益を小口化して販売をする形になつて、いわばレディーメードというようなものになつてくるのではなかろうか。これに対しまして投資顧問の方は、かなり大口のものにつきまして、一つずつ注文に応じて運用を行つておるという意味においてはオーダーメードというような違いがあるのかと思ひます。

この三者、非常に類似の業種でございまして、

法律的には極めて明快に分かれているわけでございますけれども、具体的な運用の境界線になりますと、なかなか区分のしがたいところも出てくるわけでございますが、そこ辺は業界の指導といいますけれども、そういう面ではつきりさせてまいりたいというふうに考えております。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御指摘のように、クリーリングオフ制度があるということを一般投資家に知らせる

ことは、確かに非常に重要なことだと考えておりござりますけれども、証券投資信託はあくまでも信託契約の一種でござりますので、所有権が移転をいたしているわけでござります。具体的に証券投資信託の場合は、これはいろいろな資金を集めまして、要するに信託の一つのファンドをつくつて、その運用益を小口化して販売をする形になつて、いわばレディーメードというようなものになつてくるのではなかろうか。これに対しまして投資顧問の方は、かなり大口のものにつきまして、一つずつ注文に応じて運用を行つておるという意味においてはオーダーメードというような違いがあるのかと思ひます。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御指摘のように、クリーリングオフ制度があるということを一般投資家に知らせる

ことは、確かに非常に重要なことだと考えておりござりますけれども、証券投資信託はあくまでも信託契約の一種でござりますので、所有権が移転をいたしているわけでござります。具体的に証券投資信託の場合は、これはいろいろな資金を集めまして、要するに信託の一つのファンドをつくつて、その運用益を小口化して販売をする形になつて、いわばレディーメードというようなものになつてくるのではなかろうか。これに対しまして投資顧問の方は、かなり大口のものにつきまして、一つずつ注文に応じて運用を行つておるという意味においてはオーダーメードというような違いがあるのかと思ひます。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御指摘のように、クリーリングオフ制度があることを一般投資家に知らせる

ことは、確かに非常に重要なことだと考えておりござりますけれども、証券投資信託はあくまでも信託契約の一種でござりますので、所有権が移転をいたしているわけでござります。具体的に証券投資信託の場合は、これはいろいろな資金を集めまして、要するに信託の一つのファンドをつくつて、その運用益を小口化して販売をする形になつて、いわばレディーメードというようなものになつてくるのではなかろうか。これに対しまして投資顧問の方は、かなり大口のものにつきまして、一つずつ注文に応じて運用を行つておるという意味においてはオーダーメードというような違いがあるのかと思ひます。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御指摘のように、クリーリングオフ制度があることを一般投資家に知らせる

ことは、確かに非常に重要なことだと考えておりござりますけれども、証券投資信託はあくまでも信託契約の一種でござりますので、所有権が移転をいたしているわけでござります。具体的に証券投資信託の場合は、これはいろいろな資金を集めまして、要するに信託の一つのファンドをつくつて、その運用益を小口化して販売をする形になつて、いわばレディーメードというようなものになつてくるのではなかろうか。これに対しまして投資顧問の方は、かなり大口のものにつきまして、一つずつ注文に応じて運用を行つておるという意味においてはオーダーメードというような違いがあるのかと思ひます。

○玉置(一)委員 わかつたよくな、わからないような感じですが、大体わかりました。

そこで、先ほどの外見的な要件ではない、今まで進んできた。歐米の例を見て、銀行といふものは必ずしも倒れないものじやない、こういう口がうまくともかく判こをついたらもうだめだ

るんや業種ごとにクリーリングオフ制度というのがございまして、大体七日間、十四日間というものが多いようでございます。ところが、クリーリングオフ制度がありながら知らないという方が非常に多い。これが非常に大きな問題ではないか、こう

ございまして、このPRについてはどういうふうにお考えになつてあるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

逆に言えば、証券資本市場が拡大をしていくということは、確かに銀行が参加しているというのもありますけれども、預金に入ってくる、いわゆる資金ですね、資金確保という面でちょっと難しくなるのではないか、こういう感じも受けるわけです。ですから、場合によっては業界再編成のような動きに将来なるのかな、こういうふうに思いますが、その辺についてのお考えはありますか。

○吉田(正)政府委員 今先生御指摘の点は、その資金確保のための相互に協力し合うというような形でのグループなどの業界再編成的なものを考えてはどうかというような御指摘ではないかというふうに考えております。

この場合に、例えば、ただいままでのところ民間では、相互銀行、信用金庫などではあらかじめ定められたルールによりまして相互援助制度といふのを業態ごとに持つておきまして、中小金融機関では、その間で、経営危機とまでは申しませんでも、先生おっしゃるとおり資金の枯渉、流動性のリスク等に対応するための体制は一応業界内で整えております。

さらに進んで、なお流動性確保のためふだんから金融機関同士で協力グループをつくっておいてはいかがかというお考えにつきましては、これは確かに一つの示唆にすぐれた案であるというふうに考えられます。しかしながら、この点につきましても、やはり民間金融機関が自主的な経営判断によつて自分の流動性リスクの管理方策の一つとして選択するということがあり得るというふうに考えられるわけでございます。

特に、国際業務分野におきましては中央銀行が性危機のときの面倒を見る機関がございませんので、そういうところで、いわゆるエマージェンシーシーラインということで、エマージェンシーのときには信用を供与するということが相互の金融機関の間でできるようないい例もございます。こういふものもございますけれども、我が國のようないうも預金者保護のスキームの整備されていけるような仕

組みでござりますると、行政が関与して育てていらるべきはむしろなかなか問題がある。例えば適正な競争が阻害されるとか、それから民間自身も系列化というようなことについていろいろ考える点があると思われますので、自主的な点での流動性対策というような形での対応というものが自主的な判断のもとにつくられていくのがよろしいのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○吉田(正)政府委員 今先生御指摘の点は、その資金確保のための相互に協力し合うというような形でのグループなどの業界再編成的なものを考えてはどうかというような御指摘ではないかというふうに考えております。

○吉田(正)政府委員 ありがとうございます。

○五置(一)委員 ありがとうございます。

あくまでも自主的にどうことでござりますが、やはり自動的な部分とある程度示唆する部分と、当然今まで銀行局の業務としてやっておられたわけでござりますから、その辺は適正な判断でより前向きに進んでいくようにお願いしたいと思います。

○中西(啓)委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席

○中村(正三郎)委員長代理 築輪幸代君。

○築輪委員 最初に預金保険法についてお尋ねを終わります。

この法案の六十二条で、大蔵大臣の合併等のあつせんの規定が設けられることになるようです。この規定では、救済金融機関が預金保険機構に対して資金援助の申し込みのときまで、その合併等が機構の資金援助の対象となり得る旨の認定を受けなければならぬけれども、その認定の申請が行われない場合でも、大蔵大臣は合併等のあつせんを行なうことができるというふうになっております。

この法案における破綻金融機関というのは「業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関」というふうになつておりますけれども、「一体これは具体的にはどういったことを指すのでしょうか。何か基準があるのでしょうか。基準があればお示しをいただきたいと思います。

では、保険事故に準ずる場合も資金援助の対象とすることとして、預金の払い戻しを停止するおそれのある金融機関も破綻金融機関としているわけだと思います。したがって、この点についてのお尋ねであります。

この「預金等の払い戻しを停止するおそれのある」という意味は、保険事故、保険の払い戻しの停止あるいは解散あるいは免許の停止等でござりますけれども、そういう保険事故に準ずる状況にあるということでございまして、業務、財産の状況から見てこの預金の払い戻しの停止がかなりの確率で予想される状況を意味するものと考えられるわけでございます。

そういうことでござりますので、客観的基準を一律に示すということは、これは金融機関によりますし、その内容にもよりますし、事案の多様性が考えられますので、客観的基準を示すことは困難であると考えております。やはりケースバイケースで、内容に応じて私ども把握していること、金融機関から聴取したことあるいは周囲の状況等から全般的に判断せざるを得ないと考えていいところでございます。

○築輪委員 そうしますと、かなり裁量の範囲があるような感じもするわけで、払い戻しを停止したこということになれば、これは明確にわかるわけですね。

そういう「おそれ」というところに加わって、申し込みがないにもかかわらず大蔵大臣の方からあつせんをしていくということになりますと、一体どういうときにどういう意図を持つてやられるのであらうかという心配になりますが、大蔵大臣がそういう「おそれのある」という状況に直面して、具体的にあつせんという行動に出ているのは、いかなる状況を想定しておられるのか、もう少し明確に。

○吉田(正)政府委員 ただいまやや抽象的にお答えいたしましたが、もつと具体的に御説明することを許していただきますならば、例えば日計表というのがございますけれども、特に預金の払い戻しという場合には、資産が長期的なものはあるにしても、短期的に預金者に払うための資金ではない、短期性の資産がないというような状況が特に指されるわけでございます。したがい

まして、例えば普通預金が多くてそれに対する第1線準備的な流動性が欠けているような場合、これはやはりその中身を実際にはチェックいたします。したがって判断していかなければならぬと思います。

この「預金等の払い戻しを停止するおそれのある」という意味は、保険事故、保険の払い戻しの停止あるいは解散あるいは免許の停止等でござりますけれども、そういう保険事故に準ずる状況であります。

具体的にはそういう資産と負債の内容、それからいわゆる信用不安でござりますから心理的な要因もあると思いますけれども、預金者の動搖その他の点なども具体的に判断していきまして、やはり念頭に置きますのは、未然に信用不安を防止するというところに重点を置きつつ、具体的にはその資産内容、負債内容をチェックしていくことに努めます。

○築輪委員 今お示しいただいた点をお聞きしても、具体的にどうふうにはなかなか言えないのですが、大蔵大臣の判断によって左右される面がかなり強いのではないかという懸念がどうしてもあるよう思われるわけで、その点の適切な運用が保障されるのであらうかという不安を持つわけですね。

ちょうど同じくして、金融機関の合併ということでおいろいろ問題もあるかと思いますが、公正取引委員会にお尋ねをしたいと思います。

○上杉説明員 独占禁止法の第十一條で、「金融機関の株式保有の制限」ということで5%の保有制限というのが設けられておりますけれども、これを設けた趣旨について最初に御説明いただきたいと思います。

○上杉説明員 独占禁止法の第十一條の規制の趣旨でござりますけれども、金融機関の株式保有につきまして、金融会社の事業者に対する支配の可

能性を未然に防止する、あるいはその金融機関を中心とした企業集中を排除して金融会社を事業会社から分離するというような基本的な考え方に基づいて、他の事業会社の場合と違いまして一律に

5%、保険会社については一〇%，そういう一律の規制を課したことございます。

○議論委員 5%の保有制限が設けられたわけですか。実際には十年間の経過措置が設けられて、来年の十二月にその経過措置が期限切れとなる。そうなりますと、この5%というものを厳守しなければならないということになるわけですが、けれども、金融機関の株式保有の現状と期限切れ後の見通しについて公正取引委員会はどのように承知しておられるでしょうか。

○上杉説明員 ただいまお尋ねの金融会社の経過措置に係る株式所有についてでございますけれども、公正取引委員会では過去三回調査を行つておまりまして、最近時点のものは、少し古いのですが、昭和五十九年三月末時点です。

それによると、金融会社百四十八社について見ましたところ、株式発行会社で二千二十七社、帳簿価格で千百四十二億という保有状況が認められます昭和五十二年十二月二日とこれを比べますと、会社の数でいきますと千百十社、帳簿価格で千百五十二億の減少ということでございます。現在、その調査時点から二年余り経過しております昭和五十二年十二月二日とこれを比べますと、会社の数でいきますと千百十社、帳簿価格で千百五十二億の減少ということでございます。現

て、最新時点の数字を把握するために六十年十二月時点、すなわちあと二年という時点の数字がどうなっているかについて調査を行つております。

お尋ねの今後どうなるかということでございますけれども、法律に書いてありますように、5%を超える株式につきましては昭和六十二年十二月一日までに処分を完了する必要があるということです、集計をしているところでございます。

お尋ねの今後どうなるかということでございますけれども、法律に書いてありますように、5%を超える株式につきましては昭和六十二年十二月一日までに処分を完了する必要があるということです、各金融会社に対してより速やかに一層の処分の励行を促すということを考えております。

○議論委員 現在調査集計中ということでお尋ねですが、その実態との関連で、期限切れの段階で法律が完全に実施される、確実にこの5%の保有制限が実現できるというふうに見込んでおられるのかどうか、重ねてお尋ねしたいと思います。

○上杉説明員 現在、各金融機関におきまして、得ている感じでは相当數についてめどが立つておるというふうに聞いております。ただし、あと一年半ということで期限が切れます株式につきまして、例えば業績が不振であるとか、あるいは地方公共団体が出資しております第三セクターの株式などにつきましては、そのままの形で持たせてほしいというような声があるやに聞いております。

公正取引委員会いたしましては、先ほどの法第十一条にはまだ書きが付されておりまして、公取の認可を得た場合には5%を超える株式所有が認められることになつておりますので、関係金融機関からそういう申請がございましたならば、個々の事業ごとに事情聴取いたしまして、認可が可能かどうかというふうな検討していくこととしていたいと考えておりますが、現時点ではまだ時間がございますので、処分の励行を求めていく方針でございます。

○議論委員 法律を完全に実施するために金融機関としていろいろ手を打たなければならぬ。それが非常に困難である場合には、何とかこれを例外的取り扱いにしてほしいというふうな要望もいろいろあるでしようけれども、十年の経過措置もあつて、非常に長い経過措置であるわけですか。完全にそれが実施されなければおかしいと思うのですね。

お尋ねの今後どうなるかということでございますけれども、法律に書いてありますように、5%を超える株式につきましては昭和六十二年十二月一日までに処分を完了する必要があるということです、現在集計中のその二年前の調査時点を踏ままして、各金融会社に対してより速やかに一層の処分の励行を促すということを考えております。

○議論委員 現在調査集計中ということでお尋ねますが、その実態との関連で、期限切れの段階で法律が完全に実施される、確実にこの5%の保有制限が実現できるというふうに見込んでおられるのかどうか、重ねてお尋ねしたいと思います。

るのは五社ないし六社の分にすぎないということです。

○議論委員 過去認められたケースというのは、事業が困難で株式処分が難しいというような内容のようは今承ったのですけれども、事前認可といふのははどういう場合に認可されるという明確な基準があれば、それをお聞きしたいと思います。

そうなりますと、経営危機が生じた場合に、こうした独占禁止法をつくった趣旨という原則から外れて、ただし書きの方の運用によって骨抜きにされてしまうという心配もあります。そ

ういう点の懸念は全くないものかどうか、大蔵省、公正取引委員会両方にお尋ねしたいと思います。

○吉田(正)政府委員 自由化の進展に対応いたしました、信用秩序、預金者保護ということを重点に置きました。いただきましたのが金融制度調査会の答申でございます。

一貫して流れておりますのは、ただいま申し上げたような思想でございます。その場合に、金融機関に経営危機が生じた場合に合併という方法もくりますとかいう場合には、自己の行つておる業務の一部であるというような観点からそれを認可するということが行われておりますが、まさに今間數十にわたるほどたくさんのがございます。

・それから、先ほどお話し申し上げましたような件に限られているということでございます。

○議論委員 昨年の六月に「金融自由化の進展とその環境整備」ということで金融制度調査会が答申を出しております。これによりますと、金融機関に経営危機が生じた場合、合併という方法に代わり、経営危機に陥った金融機関の買収あるいは経営参加という方法をとることもありえよう。この方法によれば、合併に伴う人面・組織面における問題も回避しうるという長所を期待しうるものと思われる。このような点を考慮し、預金者保護、信用秩序維持の観点を踏まえ、独占禁止法の適正な運用の下に、状況に応じこのような方法が活用されていくことを期待される。

○上杉説明員 公正取引委員会いたしましては、これまで合併ですか営業譲り受けに関しましては独禁法上の御指導を受けながら適正な運用にと考

えておられますので、そのような場合には、事前あるいはその事後等につきましては、公正取引委員会と密接な連絡あるいは御相談、必要に応じては独禁法上の御指導を受けながら適正な運用にと考

えておられますので、そのような場合には、事前あるいはその事後等につきましては、公正取引委員会と密接な連絡あるいは御相談、必要に応じては独禁法上の御指導を受けながら適正な運用にと考

えておられますので、現在討議されている、すなわち相手方会社が非常に事業が不振であって、株式を金融機関として5%を超えて持たざるを得ないというような事例に限つて申し上げますと、ただし書きの運用ではないかというふうにも思うわけです。

○上杉説明員 公正取引委員会いたしましては、これまで合併ですか営業譲り受けに関しましては独禁法上の御指導を受けながら適正な運用にと考

えておられますので、そのような場合には、事前あるいはその事後等につきましては、公正取引委員会と密接な連絡あるいは御相談、必要に応じては独禁法上の御指導を受けながら適正な運用にと考

えておられますので、現在討議されている、すなわち相手方会社が非常に事業が不振であって、株式を金融機関として5%を超えて持たざるを得ないというような事例に限つて申し上げますと、ただし書きの運用ではないかというふうにも思う

わけです。

法かどうかの審査を行つておきました。そういつた過去の点にかんがみますれば、今後ともそういう過去の運用方針に沿つて独自の判断が行つていいのではないかというふうに考えております。

○議輪委員 私がただいま申し上げましたのは、そういう経営危機の際に独立法の基本的な趣旨が損なわれ、それで、ただし書き等で安易に株式の保有が認められていくことになれば、これは法の趣旨が完全に抹殺されるということになるわけですから、運用に当たっては必ずこの法の精神に従つてされなければなりません。それで大蔵省、それから公正取引委員会、いずれも厳正な適用ということで運用されるべきであるということをお願いしているところでございます。

先ほど、この金融制度調査会の答申で申し上げました「経営危機」ということと、それから今回の法律案の中にある「破綻金融機関」というものは同じことはないようにも思いますが、その辺の違いというのはどうしたことなんでしょうか。

○吉田(正)政府委員 御質問の趣旨でございますけれども、「保険事故」と「破綻金融機関」との差

といふようなことでございましょうか。——「破綻金融機関」という場合でござりますけれども、これは預金の払い戻しを停止するおそれのある金融機関あるいは停止した金融機関ということがあります。

○議輪委員 それは、最初に申し上げたとおり法案の中に盛られているので承知しているのですけれども、答申の中にある「経営危機」という認識とそれから「破綻金融機関」というのとは違うと思うのです。その点で例えば「経営危機」というのはより広い認識ということで、今回の法案の「破綻金融機関」とは明確に違つて、もっとさざまな対応が予定されているというふうにこの答申の方では言つてているのかどうかということです。

○吉田(正)政府委員 結論から申し上げますとそのとおりでございまして、金融機関は、破綻に至る前にみずからの自主性におきましてその預金者保護、信用秩序の維持ということを念頭に置くべき公共性の金融機関として、自主的ではありますけれども、自己の効率化あるいは健全性の強化ということも考えて、種々の経営の対応のあり方にについて考えていかなければならない、その場合にはこのような方法があるであろうということを金融制度調査会の答申においても御指摘いただいたところであるというふうに認識しております。

○議輪委員 金融の自由化が進展する中で、合併とかそれから営業譲渡とかさまざまな対応がされていく、「一層進んでいくと思われますけれども、昭和四十三年に金融機関の合併及び転換に関する法律」というのが制定され、そこで附帯決議がなされております。ここでは、本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間において自主的に決定せしめるとともに合併及び転換に際して、中小金融機関に専ら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来しないよう特に配慮すべきである。

本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間において自主的に決定せしめるところでは、この附帯決議の立場で指導していた銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

○吉田(正)政府委員 ただいま御答弁申し上げま

したとおり、合併法の附帯決議の趣旨に沿つた対応が行われるものと理解し、期待しておるということでおございます。

○議輪委員 期待しているというのじゃなくて、

銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、

銀行行政を行つていくということをお願いしてい

で、それぞれの努力がなされることが一般的な背景としてあると思います。

この金融機関の従業員の労働条件につきましては、ただいま申し上げました金融機関の経営の実情に応じまして自主的に判断されるべき問題ではないふうに考えているわけでございます。

しかし、あえて申し上げますならば、金融機関の合併等に当たりましては、従業員の待遇につきましては経営の実情に応じ最大限の配慮がなされるのが通例であるというふうに承知しております。御指摘の合併法の附帯決議の趣旨に沿つた対応が行われるものと理解し、かつ、期待しているわけでございます。

○議輪委員 この附帯決議の立場で指導していただくようにお願いをしたいと思いますが、よろしくおねがいします。

○吉田(正)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたとおり、合併法の附帯決議の趣旨に沿つた対応が行われるものと理解し、期待しておるということでおございます。

○議輪委員 期待しているというのじゃなくて、銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

○吉田(正)政府委員 期待しているというのじゃなくて、銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

○議輪委員 期待しているというのじゃなくて、銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

○吉田(正)政府委員 期待しているというのじゃなくて、銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

○吉田(正)政府委員 期待しているというのじゃなくて、銀行局の立場としてそういう観点に立つて指導、銀行行政を行つていくということをお願いしているわけですね。

その委託に基づき証券会社が行つた売買に関する取引の成立ごとにそれぞれ一回とするとしていることからみて、証券会社に委託して株式の売買を行う場合は、売買一任勘定取引でない限り、施行令二六条二項にいう「五〇回以上」とは、常に、売買自体の回数ではなく、委託者の顧客と受託者たる証券会社との間に締結された「委託契約の個数(回数)」によると読み替えてしまつて、いるように受け取れる。もし、そうだとすれば、所得税法の委任に基づき制定された政令の規定がありながら、通達という国税庁内部の事務運営指針でもつて別の運用を行つてゐるのではないかとの懸念が生ずる。

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

右通達が委託契約の個数という判定に曖昧さを残し立証の困難を伴う基準でもつて運用していることは理解に苦しむところであります。それだけではなく、更に個数判定のために「注文伝票統括表」を持ち込んだことは、複数回の売買までも一回みなす場合のあることを容認し、通達によって非課税の範囲を不当に拡大することになり兼ねず、売買一任勘定取引との間でも負担とされるべきふうに指摘し、さらに、

これを見ますと、私は、この国税庁の通達は直ちに改められなければならないのではないかとうふうに思います。どうでしょうか。

○堀越政府委員 有価証券の継続的取引から生ずる所得につきましては課税の対象とされるわけですが、どのような取引が継続的取引に該当するかについては、所得税法施行令二十六条二項で、その売買回数、それから売買の数量による形式基準、五十回以上、二十万株以上という基準が設けられていますところでございます。

有価証券の売買は、通常、顧客が証券会社に委託をして行つてゐるわけでありまして、この場合の売買回数について、証券会社がその委託に基づいて市場で行つた取引ごとに一回というふうに見るので、それとも顧客と証券会社との間の一つの委託契約ごとに一回というふうに考えるのかといふ問題に関する御質問でございますが、所得税は納税者が自分で所得金額を計算することを建前としているわけでございまして、課税になるのか非課税になるのかという分かれ目になる売買回数を顧客がみずから計算できるということが必要であると私も考えております。顧客が証券会社に一回の委託契約をしたというものが、証券市場の状況等によりまして、証券市場においては二回以上取引が行われるということは間々あることでございまして、これは顧客の意思の働きがないところでの出来事であつて、それを基準に売買回数を計算するということはないかであろうかというように私は考えております。

こういうふうに考えてまいりますと、売買回数は顧客と証券会社との委託契約の段階で計算することが妥当であると私ども考えまして、このようないふうに思ひます。御指摘の通り計算する場合は承知をいたしておりますが、地裁でのいろいろな判決の中にはそうでないのではないかというふうに承知をいたしております。

○簽輪委員 有価証券譲渡益があるということによつて課税がだんだん少くなるということであるし、また脱税をも誘発するという問題等もあるわけで、私はこのことを強く指摘しておきたいとございますが、どのよう取引が継続的取引に該当するかについては、所得税法施行令二十六条二項で、その売買回数、それから売買の数量による形式基準、五十回以上、二十万株以上という基準が設けられていますところでございます。

最後に大蔵大臣に一点だけ。有価証券譲渡益がこういう形で非課税部分があるということによつていろいろ問題も起つてくるわけですので、いろんなこれまでの論議を踏まえてみましても、税の公平な課税という点から考えても、この際有価証券譲渡益を原則課税という形に改めていくといふことが要請されているのではないかと思います。また、税調とかで税制改革ということで論議されるというふうにも思ひますけれども、大蔵大臣のこの有価証券譲渡益課税問題についての御見解をお尋ねして、終わらたいと思います。

○竹下国務大臣 いわゆるキャピタルゲイン課税の問題につきましては、まさに税調で、まあ前半、後半に分けまして、後半の課題として恐らく御議論のあるところだらうというふうに思つております。もちろんの問題等は税調の中へお伝えしなければならぬというふうに考えております。

○小泉委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初に、投資顧問法の方をちょっと締めくりをしておきたいと思います。この資料を、この間ちょっとと読み上げてやつてありますから、ほかの方はいいのですが、大蔵大臣にもお渡しします。

きょうここで、三十分で二本の法律についてお尋ねをするわけですが、これはいずれも非常に沿革があります。実は今差し上げたのは、「昭三九・二・七 藏理九二六 大蔵省理財局長から各財務局長宛」として、「有価証券の売買一任勘定取引の自衛について」という通達なんです。実は私が大蔵委員会に昭和三十五年の一月に参りましたから、ずっといろいろな仕事をしております中で、証券事故というものが大変たくさん出てまいりまして、そのものがほとんどこの一任勘定にあ

ります。この問題については実は証取法百二十七条で規定があるわけでございませんけれども、この規定では処理ができない状態でありますから、これは旧法であります。私が当時の理財局長に強く要請をいたしまして、この通達が出されたわけであります。

それで、前段の方は前にちょっと読んでありますから、後段のポイントだけを申しますと、ちょうど真ん中のところに「記」と書いてあります。つまり「証券業者が売買一任勘定取引を行う場合は取引に先立ち、必ず書面により少くとも次の事項を含む売買一任勘定取引の契約を顧客と締結しなければならない。」そうして「顧客の住所」等、「契約年月日」、「契約期間」、「一任の内容」、「取引の都度行う売買報告のほか、月間取引状況についての月一回の報告義務」、「本契約に基く売買取引の損益は、すべて顧客に帰属し、当該取引により生じた損失の補填ならびに当該取引による利益の保証を証券業者は行わない旨の明示」等々つとあるのであります。大分先へ参りまして、「二」というところで、「売買一任勘定取引の契約を締結している証券業者は、売買一任勘定取引に関し、毎月の新規契約数、口座数、売買総回数、売買総株数、売買総金額、利益を受けた口座数、損失を受けた口座数を翌月十五日までに」云々とそういうことで届け出る、こういう条件がついたわけであります。事実上これは禁止の内容を含んだ内容であります。これをもつて一応証券の売買一任勘定取引というものはストップをされたというふうに私は認識をしておるわけであります。

ところが、実は御承知のようになつて大変変わつてしまつまして、今日の段階では資金運用といふものについて専門家の知識が必要であるし、同時に、一任運用というものが非常に重要なことだという認識に立つておりましたから、昭和五十九年の四月ごろに当時の佐藤徹証券局長に対して、どうやらあなたはもう一年証券局長をやられる見通しだ、ついてはその見通しが立った時点で一任運用の投資顧問法というものをひとつやつてほしいと

し、同時にこれから年金その他各種の資金がより効率的に、安定的に運用されることを望んでおるわけでありますけれども、ちょっとポイントがありますのは、既にこれまでの皆さんの質問にも出ておりますが、全然異質のものが一つの法律に書いてあるわけです。私が考えたものが主体であつたつもりが、実は後の方が社会的になつてゐるものですから、そこが非常に問題があるので、先般証券局長に対して、この二つのものがはつきりわかるような処理をしてほしいと申し上げた。実は法律では、例えば協会一つとりまして、証券投資顧問業協会というように一つになつておるわけです。ですから、この間参考人をお呼びしたとき、私も申したのでありますけれども、認可法人をひとつ別個にはつきりクローズアップできるようにしてほしい。さつきの御質問があつたことも同様でありますけれども、そこがはつきりしないと、実はこの法律は誤解を生むおそれがあるという心配を持つてゐるわけあります。これからこの法律の運用に当たつてその点を必ず明確にして、法律ができために不測のそういう事態が起きないようすることも、この法案を推進してきただ者の立場として大変重要なことがありますので、この点についての大蔵大臣の答弁を最初に承つておきたい、こう思うわけであります。

○竹下国務大臣 今、堀先生お話しになりましたように、最初に投資顧問業法ということが必要だという議論が行われておりましたのは投資ジャーナルの前話で、オーソドックスに部内で私ども素人は、それでは日経新聞は全部あれは投資顧問業をやつてることになりはしないか、そんな素朴な議論から詰めていくつ、それを促進する役割にはなつたかもしれません、結果として後段の部門が。それで、何とか今国会にお願いしようということで、岸田証券局長がいわゆる根回しをして、それで答申も出るような状態にまで持つてきて、そこでこの法律の御審議をいただいている。これから細目を詰めていく間に、今の御意見を十分念頭に置いて、事務当局でもそれに対応をする

だろうというふうに私も自覚をいたしております。

○堀委員 私は、これから非常に重要な部門になりますから、そこが非常に問題があるので、先般行局長に就任をされて、そうして、これまでもう本当に右へ倣えの護送船団であつた金融行政について、ともかくも競争原理を取り入れたい、こ

ういう話がございました。私は昭和三十七年から八年ごろから競争原理ということを大変重要視を

しておきました立場で、私は澄田銀行行政に対し

て全面的な賛意を表して、協力しましようとい

ることで、合併転換法等は私ども賛成法案で処理

をするという形でやつてまいりました。

ところが、その後に澄田銀行局長は私のところへおいでになつて、こういう競争をやることになると不測の事態が起つておそれがあるので、今まで預金保険法というものをひとつお願ひをしたい、こういうお話をございました。そこで私は、それは澄田さんちよつと論理的でないんじゃないとい

い、こう思うわけであります。

○竹下国務大臣 今、堀先生お話しになりましたように、最初に投資顧問業法ということが必要だという議論が行われておりましたのは投資ジャーナルの前話で、オーソドックスに部内で私ども

素人は、それでは日経新聞は全部あれは投資顧問業をやつてることになりはしないか、そんな素朴な議論から詰めていくつ、それを促進する役割にはなつたかもしれません、結果として後段の部門が。それで、何とか今国会にお願いしようといふことで、岸田証券局長がいわゆる根回しをして、それで答申も出るような状態にまで持つてきて、そこでこの法律の御審議をいただいている。これから細目を詰めていく間に、今の御意見を十分念頭に置いて、事務当局でもそれに対応をする

かなかつたところで起きた事故について網でよくいましょうという話はわかります、要するに監督権も持つてゐるわ、網も張るわという話は論理的でないから、私はこれまではずつとあなたのお考

えに賛成してきたけれども、これはもう認めるわけにはいきませんと、はつきりお断りをしたわけ

であります。一応澄田銀行局長はそのまま帰られ

たのでありますが、私のところに相談に来られたときには大体いろいろな根回しが行はれていて、どうもちょっと後ろに戻れない状況だったよう

であります。そこで銀行局長の方から、先生のお話

はそれなりに私も理解をいたしますけれども、こ

こはひとつまげて何とか了解をしてくれ、こうい

うお話をありましたから、私は何もあなたのいじ

めるつもりで言つてはいるんじやなくて、物事の道

理としておかしいということを言つているのであ

りますが、澄田さん、私もまだ当分議員をして大

蔵委員会にいるつもりですから、私が議員をして

いる間にこの預金保険法が使われるようなことが

ないと確信をします、それだけは澄田さん、よく

覚えておいてくださいよ、よく覚えておきます、

こういうお話をございました。そこで私は、

それは澄田さんちよつと論理的でないんじゃないとい

い、こう思うわけであります。

○竹下国務大臣 今、堀先生お話しになりましたように、最初に投資顧問業法ということが必要だという議論が行われておりましたのは投資ジャーナルの前話で、オーソドックスに部内で私ども

素人は、それでは日経新聞は全部あれは投資顧問業をやつてることになりはしないか、そんな素朴な議論から詰めていくつ、それを促進する役割にはなつたかもしれません、結果として後段の部門が。それで、何とか今国会にお願いしようといふことで、岸田証券局長がいわゆる根回しをして、それで答申も出るような状態にまで持つてきて、そこでこの法律の御審議をいただいている。これから細目を詰めていく間に、今の御意見を十分念頭に置いて、事務当局でもそれに対応をする

たことがない。そこで今度の法律をずっと見てお

りますと、新しい言葉が出てきたんですね、「破綻金融機関」。これは法律での「破綻金融機関」の定義があるかと思つたら、この定義は法律に何も書いてありませんね。もし書いてあるとしたら、

ちょっとと申します。

○吉田(正)政府委員 改正をお願いしております

条文の第二条第四項におきまして、「この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう」ということでござります。

そこで、これまでの大光相互銀行、平和相互銀

行、皆そうでありますけれども、銀行局がずっと

検査をしているけれども、これがおかしいと気がついたときというのは、実はこ

れは第一種にも第二種にもならない、事故が起きる前に気がつくわけですね。これは大体皆いろいろな処理をしていますが、国民がそういう問題が起きたときに、大蔵省がこれ

いう認識をした時点と、この間の問題があるぞという認識をした時点と、この間の時間というのは大体どのぐらゐあるのですか。大

体で結構です。

○吉田(正)政府委員 これは全くケース・バイ・

ケースでございまして、ただいま申しましたよう

な破綻するおそれのあるというのを認識してから

国民が知る期間というのは、全くケース・バイ・

ケースで、一概には断定できないと思つております。

○堀委員 いやいや、断定の話じゃないんです

よ。要するに国民がわかるときまで、立入検査や

なんかしていとも全然それを大蔵省がつかんでな

い、問題が起きたいう間に非常に近いといふこ

とでは、私はこれは大蔵省の検査というの

どういう検査をしておるのかというふうな感じが

してならないわけですよ。ともかくも今銀行法

でも立入検査ができるわけだし、おかしいとい

う話は大体ちまたもあるんですよ。おかしいと

話は大体ちまたもあるんですよ。おかしいと

いう話が出て、そしていいよこれは本格的に問題があるという、だからこれはまだもちろん一種でも二種でもない、そのおそれがあるという程度の話のところですけれども、その時点の前にかなりのものがわかつていなければならぬと思うのですが、それはわからないのですか、今の銀行検査では。

○吉田(正)政府委員

相互銀行に限らず、信用金庫、信用組合等々ございます。やはりその場合に検査によらずとも、日々と申しますか、いろいろの資産内容につきまして定期の報告を徴求しているわけでございます。これが適正に報告されている場合と、必ずしも正確でなく対応不十分あるいは不適正な報告をなしているような場合もございます。

○堀委員 実はこれから金融機関の対応の問題

ですけれども、法律に書いてあることを、私は別に文句を言うつもりはないのです。ただ、実態として、どうも今の流れを見ていて、私はかねてから言うのですけれども、大体これは金融機関はつぶれませんよという思想で書かれている感じがして仕方がない。私は何もつぶせと言うのじゃないのですよ。ともかくも金融機関といふのは安心だ、国民がそういう前提で物を考えている時代ではなくつたと思っているだけれども、依然としてあせんをしたりなんかして、ともかくも金融機関つぶれません、つぶしませんよという形で今度の預金保険法の改正も実は一歩踏み込んでいます。悪いことだと言っているわけじゃありませんよ。つぶせと言っているわけじゃないけれども、やはりアメリカにはそれなりの自己責任というものが貫徹しているなという感じがしました。そこらを通じて、この預金保険の問題を通じて、今後はどういう姿勢でこういう金融行政を進めるのか。今の検査というものは信頼できるものが行われている、私はこう思っているものですから、そこらについて接点がどうなるのかということですね、この問題と監督という問題との接点がどうなるのかという点について、まず先に銀行局長から答弁してもらつてから、大臣の答

過保護の精神が流れておる。客観的には自由化をやつて自己責任を求めたいという方向があるたまでも二種でもない、そのおそれがあるという程度の話のところですけれども、その時点の前にかなりのものがわかつていなければならぬと思うのですが、それはわからないのですか、今の銀行検査では。

○吉田(正)政府委員 金融行政の基本姿勢についての哲學的な御意見の御開示でございます。

私どもの基本姿勢は、まずは金融機関の健全経営を自主的に確保してもらう、そして金融機関の経営破綻という事態の発生をできるだけ未然に防止するということで、銀行法上の命題となつております、法益でございます預金者保護、信用秩序を図ることでございまして、この基本姿勢は今後も変更されるものではないというふうに考えておるわけでございます。それで、この金融機関の健全経営を確保していくためにも、行政としても経営者によって関係者がマイナスを受けないということはいいことですけれども、物の考え方として、やはりこういう情勢に応じてやるべきことはやるべきではないか。

○堀委員

実はこれから金融機関の対応の問題ですけれども、法律に書いてあることを、私は別に文句を言うつもりはないのです。ただ、実態として、どうも今の流れを見ていて、私はかねてから言うのですけれども、大体これは金融機関はつぶれませんよという思想で書かれている感じがして仕方がない。私は何もつぶせと言うのじゃないのですよ。ともかくも金融機関といふのは安心だ、国民がそういう前提で物を考えている時代ではなくつたと思っているだけれども、依然としてあせんをしたりなんかして、ともかくも金融機関つぶれません、つぶしませんよという形で今度の預金保険法の改正も実は一歩踏み込んでいます。悪いことだと言っているわけじゃありませんよ。つぶせと言っているわけじゃないけれども、やはりアメリカにはそれなりの自己責任というものが貫徹しているなという感じがしました。そこらを通じて、この預金保険の問題を通じて、今後はどういう姿勢でこういう金融行政を進めるのか。今の検査というものは信頼できるものが行われている、私はこう思っているものですから、そこらについて接点がどうなるのかということですね、この問題と監督という問題との接点がどうなるのかという点について、まず先に銀行局長から答弁してもらつてから、大臣の答

いきます。この点につきましては、自己責任の原則というものは自由化が進みますと金融機関並びに預金者にも貫徹してまらないなければならないと思います。それで、金融機関につきましてはやはりディスクロージャーについても自主的工夫をしていたりこようなこととしていかなければならぬと思います。しかし、ともかくそういう式に何でもかんでも合併合併といふことになるときに、結果たしてそういうような流れでこれからやつていて行なつけるのか、国民はそれをどう思つていいのかということが私は非常に重要なことだと思っております。

○吉田(正)政府委員

実はこれから金融機関の対応の問題ですけれども、法律に書いてあることを、私は別に文句を言うつもりはないのです。ただ、実態として、どうも今の流れを見ていて、私はかねてから言うのですけれども、大体これは金融機関はつぶれませんよという思想で書かれている感じがして仕方がない。私は何もつぶせと言うのじゃないのですよ。ともかくも金融機関といふのは安心だ、国民がそういう前提で物を考えている時代ではなくつたと思っているだけれども、依然としてあせんをしたりなんかして、ともかくも金融機関つぶれません、つぶしませんよという形で今度の預金保険法の改正も実は一歩踏み込んでいます。悪いことだと言っているわけじゃありませんよ。つぶせと言っているわけじゃないけれども、やはりアメリカにはそれなりの自己責任というものが貫徹しているなという感じがしました。そこらを通じて、この預金保険の問題を通じて、今後はどういう姿勢でこういう金融行政を進めるのか。今の検査というものは信頼できるものが行われている、私はこう思っているものですから、そこらについて接点がどうなるのかということですね、この問題と監督という問題との接点がどうなるのかという点について、まず先に銀行局長から答弁してもらつてから、大臣の答

いきます。この点につきましては、自己責任の原則というものは自由化が進みますと金融機関並びに預金者にも貫徹してまらないなければならないと思います。それで、金融機関につきましてはやはりディスクロージャーについても自主的工夫をしていたりこようなこととしていかなければならぬと思います。しかし、ともかくそういう式に何でもかんでも合併合併といふことになるときに、結果たしてそういうような流れでこれからやつていて行なつけるのか、国民はそれをどう思つていいのかということが私は非常に重要なことだと思っております。

○吉田(正)政府委員

実はこれから金融機関の対応の問題ですけれども、法律に書いてあることを、私は別に文句を言うつもりはないのです。ただ、実態として、どうも今の流れを見ていて、私はかねてから言うのですけれども、大体これは金融機関はつぶれませんよという思想で書かれている感じがして仕方がない。私は何もつぶせと言うのじゃないのですよ。ともかくも金融機関といふのは安心だ、国民がそういう前提で物を考えている時代ではなくつたと思っているだけれども、依然としてあせんをしたりなんかして、ともかくも金融機関つぶれません、つぶしませんよという形で今度の預金保険法の改正も実は一歩踏み込んでいます。悪いことだと言っているわけじゃありませんよ。つぶせと言っているわけじゃないけれども、やはりアメリカにはそれなりの自己責任というものが貫徹しているなという感じがしました。そこらを通じて、この預金保険の問題を通じて、今後はどういう姿勢でこういう金融行政を進めるのか。今の検査というものは信頼できるものが行われている、私はこう思っているものですから、そこらについて接点がどうなるのかということですね、この問題と監督という問題との接点がどうなるのかという点について、まず先に銀行局長から答弁してもらつてから、大臣の答

いきます。

○竹下国務大臣

まず、いわゆる中曾根・レーラーが海外の進出の基礎はやはり日本の金融システムに対する信認と存じますので、そのような配慮

会ができる一番先に感じたのは、双方の相違というが片や護送船団、片や完全なる自己責任主義。その自己責任という問題は、経営者ももちろんですが、預けたおまえが悪いんだ、こういうところまで徹底しておる。その相違を、いわばギヤップを埋めていかなければいかぬ。

ところが一方、議論した中に、なぜ貯蓄性向が高いかといいますと、ボーナス比率が高いとかいろいろなことがあります、やはり銀行とはつぶれないものなりという先入観が日本にはある。そうすると、せっかくそこまで信じられておるもの、今度法律改正すれば銀行はこれから危なくななるだろうかといって、いわば貯蓄性向に対してマイナス影響を与えるはしないか、こういう初步的な議論をしました。

しかし、これができることによって万一の事態に対応できるということは、それはやはり悪いことではないだろう。だから、考えようによれば、一年おくれて法律を出したような気がいたしまず、あのときから議論しておったわけございまさから。したがって、今度の国会で間に合わせようというのが、これとやはり一緒に御審議いただいている投資顧問業法であった。したがって、こいつは、あのものがあれば、金融秩序全体に対する国民の信頼、こういうものの裏打ちになるのかなと私も思つております。

それから検査のあり方につきましては、私どものささやかな体験の中でも、言つてみれば検査令状を持つていくわけじゃないわけでござりますから、確かに、いわば融資先のその先まで触れられないとかいう隔離擇擇の感みたいなのは感じております。例えば平和相互の問題でも、二年ごとにずっとやつときながら、やつとここまで届いた。おつしやるようにその都度役員が自主的にやめたり交代したりはしておりますけれども、もつと早ければもつと被害は少なかつたかというような反省はございます。いわゆる協力してもらうことによつての検査の限界みたいなものは私も今回感じたものでございますが、やはりこの検査というも

のは常時いろいろ工夫していかなければならぬ問題があるというので、部内でも今度の平和相互の問題等を契機として、さらに検査の適正化を図つていこうという勉強を始めておるというふうに私は理解しております。

○小泉委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○小泉委員長 これより討論に入る必要がありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
お詫びいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小泉委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

趣旨の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

国有財産法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

竹下國務大臣 ただいま議題となりました国有財産法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○小泉委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

○小泉委員長 件についてお詫びいたします。
本日参考人として、社団法人信託協会会長櫻井修君の出席を求める意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小泉委員長 御異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

一方、民間においては、土地の有効活用の手段として土地信託制度が急速に普及してきているところであります。
このような状況を踏まえ、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理及び処分の手段の多様化を図ることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、国有地の処分の手段に信託を加えることとしております。また、国有地を信託した場合に國は信託の受益権を取得しますので、この信託の受益権を国有財産とし、管理及び処分の対象とすることとしております。

○小泉委員長 これより質疑に入ります。
○小泉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 ただいま提案をされました土地信託に関する国有財産法の一部改正についてお尋ねいたします。

最初に、櫻井参考人、御苦労さまでござります。
きょうはありがとうございました。
さつき私は澄田銀行局長の時代の話をいたしましたが、実は当時金融制度調査会が行われておりまして、同時に私どもも、金融関係の諸般の問題について国会でいろいろな参考人に御出席をいただいて質問をいたしました。当時、住友信託銀行の西村さんが信託協会会長として御出席になりました。

して、そこで私がお尋ねをいたしましたのは、現在の信託銀行というのを見ていると銀行の方にアクションがかかるとして、どうも信託というものが行われておるような感じがしない、貸付信託といふのはまさに中期的な預金業務ではないだろうとしておりま

前通知等所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小泉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

るのだから、ひとつ信託業務を新たにできるだけ開発をしてほしい、こういう要請をいたしたことがございます。そのときに西村さんが答弁の中で、我々は今、国民が必ずしもまだ十分な資産を持つてないので、その他の信託の問題というのはなかなか簡単にいかないと思いますが、土地信託というのは今日でも可能ではないかと思いますといふお話をございました。

しかし、実際にはこの土地信託というのが民間の中で行われるのも大分時間がかかるまいつた、こう思つてゐるのであります、ようやくここに来て土地信託というものが国民全体の関心的になつてまいりまして、昨日でありますか、地方行政委員会におきましても地方自治体に関する信託の法案が成立をいたしたようであります、本日は、今私が最初に質問させていただいておりますが、夕刻にはこの法案が採決をされるということになりました。私は大変結構なことだと思つてゐるのであります、最初に事務当局の方にお尋ねをしておきたい点がございます。

それは、実は国有財産中央審議会が昭和六十年一月十日、大蔵大臣に対し「答申書」というものを出しておいでになります。その中で、前半の方は問題がないのでありますけれども、「契約方式のあり方」という部分があります。そこで、信託契約の締結に当たつては、以下のような考え方によることが適當である。

イ 国有地を売払い又は貸付けする場合は、公正性、経済性を確保する観点から、競争入札を原則としているが、云々とあります。

ロ 国有地を信託する場合においても、公正性、経済性を確保する観点から、売払い又は貸付けする場合と同様の契約方式とすることが望ましい。

口 国有地の信託を競争入札により行う場合、信託配当又は信託報酬の額による競争が考えられるが、個別の事案によつては価格のみの競争になじまない場合もあると考えられ

る。その場合には、個別事案に即した方法により競争原理を働かせて、契約相手方を選定することが望ましい。

ハ なお、信託契約を締結する場合において、個別の信託事案によつては、必要に応じ、受託者による建築工事の発注及び信託財産の処分を競争入札により行う等公正性、経済性を確保するための措置を講ずることも考えられる。

こういう答申になつてゐるのであります。私はさつきもよつとお話をいたしましたが、ここに来て土地信託というものが国民全体の関心的になつてまいりまして、昨日でありますか、地方行政委員会におきましても地方自治体に関する信託の法案が成立をいたしたようであります、本日は、今私が最初に質問させていただいておりますが、夕刻にはこの法案が採決をされるということになりました。私は大変結構なことだと思つてゐるのであります、最初に事務当局の方にお尋ねをしておきたい点がございます。

それは、実は国有財産中央審議会が昭和六十年一月十日、大蔵大臣に対し「答申書」というものを出しておいでになります。その中で、前半の方は問題がないのでありますけれども、「契約方式のあり方」という部分があります。そこで、信託契約の締結に当たつては、以下のようないふうなことを考えておきたい点がございます。

イ 国有地を売払い又は貸付けする場合は、公正性、経済性を確保する観点から、競争入札を原則としているが、云々とあります。

ロ 国有地を信託する場合においても、公正性、経済性を確保する観点から、売払い又は貸付けする場合と同様の契約方式とすることが望ましい。

口 国有地の信託を競争入札により行う場合、信託配当又は信託報酬の額による競争が考えられるが、個別の事案によつては価格のみの競争になじまない場合もあると考えられ

ることは、実は国有財産を売却する、土地を売却するときも同じような議論がございまして、コンペ方式みたいなものをやつて、一番いいところに随意契約で売つたらいいではないかというような議論が間々ございます。それに対して私どもは、コンペ方式で最もいい使い方を見きわめるというのは大事なことだ、しかしながら、仮に一番いい設計を提案した人に随意契約で土地を売るということまでやることはないと、いうふうなことで答弁してきておりますが、信託につきましても仮にそういう例があつたとしたら、いろいろな方々の意見を聞いて、なるほどこれが一番いい利用方法だなというようなものをベースに競争ありますので、この考え方はまことにもつともだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。

競争原理といふことこそ今の資本主義社会の中で物事が公正に処理され、発展する基盤だと考えておりますので、この考え方方はまことにもつともだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。しかし、公有地でも国有地でもいいことだと思います。

例えれば、ここに千平米の土地がある。この千平米の土地について、Aという信託会社はここに十階建ての何かの建物を建てて、そしてそれを賃貸することによって信託報酬が出るようにしたい、Bという者はここに二十階建ての事務所ビルを建ててそれに沿つて処理をしたいとか、このプロジェクトの使い方がいろいろあるんじやないか、こう思つたのですね。

そうすると、ここに触れられていくように単なる金額とかそういう問題ではなくて、この土地をどのように有効活用することによって有効な信託どのような法律では考へていますか。

○中田政府委員 信託の対象として例えば、ただ一つの競争の選択といつても、まず前段にあつてかかるべきだ、こう思うのですが、そこらはどこで皆さんの側は今の一一種の競争で入札とかなんとか行われる、こういう格好でもよろしいのでしようか。

これは、実は国有財産を売却する、土地を売却するときも同じような議論がございまして、コンペ方式で最もいい使い方を見きわめるというのは大事なことだ、しかしながら、仮に一番いい設計を提案した人に随意契約で土地を売るということまでやることはないと、いうふうなことで答弁してきておりますが、信託につきましては、個別の信託事案によつては、必要に応じ、受託者による建築工事の発注及び信託財産の処分を競争入札により行う等、こういうふうに今度はその次の段階にもう一つ絞りがかかるつているのですが、そこは次長、どういうふうに思われますか。

○中田政府委員 例えば処分方の信託ということでは、物販財産があつて相手方の建物がその土地の上に建つていて、こういう場合は私ども相手方に買ってくださいという交渉をしておりますけれども、資力がないからというので処分が滞つております。そこで、私どもは底地を信託にする、相手方は借地権を信託にする、そして共同して例えばマンションを建てる、持ち分でそれを取得する。持ち分で取得したものを受け分割する場合には、これは信託財産がやるわけで、国が直接やるわけではございませんけれども、国は間接的にコントロールし得る立場にございますので、こういう処分は入札でやってくれといふ注文をつけるだけがいい。そういうときはそういう注文をつけたうでやつていいこう、こういう趣旨でございます。

○堀委員 その次に、この中に「非効率利用など」というふうな言葉がございました。これは信託財産がやるわけで、国が直接やるわけではございませんけれども、国は間接的にコントロールし得る立場にございますので、こういう処分は入札でやってくれといふ注文をつけるだけがいい。そういうときはそういう注文をつけたうでやつていいこう、こういう趣旨でございます。

○堀委員 その次に、この中に「非効率利用など」というふうな言葉がございました。これは信託財産について、土地信託を活用して高度利用を図るべきであるとの考え方があるが、その場合には、行政財産を用途廃止して普通財産としたうえで信託し、建物の一部を国が取得又は賃借するという方法で対処することが適当である。」こう書かれておるわけです。

そこで、さういふことは郵政省と運輸省に来てもらつて、さういふことは郵政省の職員宿舎か何かが一緒に建つていてるのでありますけれども、郵政省も国鉄もかなり都心に物件をたくさん持つてあるわけですね。特に郵政省は郵便局がそうとして、青山一丁目の近くに、そこでも、郵政省の職員宿舎か何かが一緒に建つてあるのですけれども、郵便局があります。あれは何郵便局か、そのことについてちょっと答弁してください。

○栗原説明員

お答え申し上げます。赤坂郵便局でございます。

○堀委員 その赤坂郵便局、現在郵便局と郵政職員宿舎が一緒の建物になつてます。私は外を通して見てるだけなのでわからないけれども、これは大体どのくらいの規模で、要するに下は全部郵便局の局舎で、上何階かが郵政職員の宿舍なわけです。それをちょっと答えてください。

○栗原説明員 お答え申し上げます。

十二階建てのうち、たしか三階までを郵便局に使つております。それ以上が宿舎でございま

す。

○堀委員 余談ですけれども、近くに大変フグのうまい店があるものだから冬はあの前をよく通るので、これはうまくきておるなと思うのです。

都心にある郵便局というものは、恐らく郵便局だけのものもあるのじやないかと思うのです。そういうものは、この際、今このカテゴリで行政財産ですけれども普通財産にしてその土地信託信託で有効利用をやりませんか。そうすれば郵政事業の特会に資金が入るわけですから。私は、この間から預託金利問題というのをやって大分省政府の肩も持っているのです。しかし、そういうことにとどまらず、使えるそういうものを最大限使おうという人は大変有効だと思うので、そういう意味で皆さんの方からも土地信託でこういう意

味で皆さんの方でブツシューして土地信託で有効利用をやりませんか。そうすれば郵政

事業の特会に資金が入るわけですから。私は、この間から預託金利問題というのをやって大分省政府の肩も持っているのです。しかし、そういうこ

とには大変いいのじやないかと思うのですが、櫻井参考人、いかがでしょ。

○櫻井参考人 全く堀先生仰せのとおりでございまして、この土地信託、私も長年の悲願でもあります。ここでは「高度利用」、高い度と書いてあるので、別に高さを言つてあるわけではないのですけれども一つの言葉で両方言つてあるな、高くやればそれだけ利用率も高くなるわけですから、郵政省側としてもそういう問題を積極的に考えてみたらどうかと私は思うのです。特に最近都心では非常にビル需要が振興ってきて都心の土地がどんどん高くなる。ですから、そういうところで郵政省として土地信託によつて事業用ビルを上に載せるというようなことは大変時宜に適したことじやないかと私は思うのですが、郵政省はそのところはどう考えますか。

○栗原説明員 お答え申し上げます。
都区内に所在いたします国有の郵便局につきまして将来建て替えを行なう場合には、事業の円滑な運営に資するともに、より一層の土地の有効利用を図る観点から方策を講ずる必要があると考え

ております。この際、先生御指摘になりました土地信託制度の利用につきましても検討いたしました

と存じます。

○堀委員 櫻井さんにお伺いいたしますが、役所のというのはどこから刺激がないと大体現状でいきましょうというのが多いですね。だから、今のような話は皆さんの方で——結局、今建つてない郵便局で、非常に新しいものは別ですけれども、都心部でかなり古いものが相当あると思うのです。そんなのはお調べになればすぐわかるわけですから、そこで皆さんの方でブツシューして土地信託で有効利用をやりませんか。そうすれば郵政事業の特会に資金が入るわけですから。私は、この間から預託金利問題というのをやって大分省政府の肩も持っているのです。しかし、そういうことには大変いいのじやないかと思うのですが、櫻井参考人、いかがでしょ。

○櫻井参考人 全く堀先生仰せのとおりでございまして、この土地信託、私も長年の悲願でもあります。ここでは「高度利用」、高い度と書いてあるので、別に高さを言つてあるわけではないのですけれども一つの言葉で両方言つてあるな、高くやればそれだけ利用率も高くなるわけですから、郵政省側としてもそういう問題を積極的に考えてみたらどうかと私は思うのです。特に最近都心では非常にビル需要が振興てきて都心の土地がどんどん高くなる。ですから、そういうところで郵政省として土地信託によつて事業用ビルを上に載せるというようなことは大変時宜に適したことじやないかと私は思うのですが、郵政省はそのところはどう考えますか。

○栗原説明員 お答え申し上げます。
都区内に所在いたします国有の郵便局につきまして将来建て替えを行なう場合には、事業の円滑な運営に資するともに、より一層の土地の有効利用を図る観点から方策を講ずる必要があると考え

る。また、今回は国有地のお話をございますけれども、公有地につきましたも各市の市庁舎あるいは消防署、この空中権を活用すれば内需にも国民経済的にも大変プラスになる、こういうことを考えておりますので、私どもとしてはおつしやるまでもなく、この土地信託のメリットをフルに生かすためにも、おつしやるようなことは既にいろいろ調べ上げてございますので、法案が通過いたしまして公布になりましたら全力を挙げてそういう活動に入りたいと存じます。

ただ、この機会に一言お願い申し上げておきたいと存じますのは、国有財産中央審議会の御答申の中で、その場合は一遍普通財産に転換して云々ということになります。これは当然のこととは存じますけれども、頗るわくはその手続等を極めて彈力的かつ速やかにお願い申し上げたいと考えております。

○堀委員 中田次長、今、後半の要望がありましたね。ここはどうですか。

○中田政府委員 これからそういう手続等につきまして政府令以下で整備してまいるわけでございますが、政令等を整備します過程で、業界の御意見また各省庁の御意見をよく承って進めてまいりました。ここはどうですか。

非常に複雑になつてゐるわけですよ。いろんな人が判を押さないと通らないようになつてゐるの

で、それは必要かもしませんけれども、できるだけ簡素にして短時間に処理できるような対応が必要だと思うのですが、大蔵大臣、いかがですか。

○竹下國務大臣 いわゆる行政改革、臨調答申も明記されておりますよう、各種許可認可等で生きるだけ簡素にして能率的にやれ、私どもも素人ながら横から見ておつても、特に何省かにまたがるというようなのが大変時間がかかるな、こういう印象は深くしております。

ただ、この法律をつくりますときに、本当にこれが判を押さないと通らないようになつてゐるのを見て、それで現行法でできやせぬかということを実は最初考えてみました。そうしたら、確かに現行法では信託なんというのはまるつきり予測していよいよということがよくわかります。したがつて今、櫻井政治部長——いや政治部長じゃございません、これはニックネームでございまして申しわけありませんが、櫻井さんの話も一生懸命耳をそばだてて私聞いておりましたので、せつからあればだけの、我々非常にいい気持ちでつづかれておりました法律でござりますので、これが本当に簡素にして能率的にここまで運んだものが実施の段階でもそういう姿が継続していくことを私も心から願つております。

○堀委員 次に運輸省に伺いたいのですが、国鉄関係法案、これから審議が行われるんでしようが、私は今の運輸省が考えておる国鐵問題といふことで非常に問題があるのは、現在時点の赤字を減らすために土地を売ろうという話が大変大きくクローズアップされているのですね。どうも私はこの国鐵問題に対する取り組みの一つの視点が非常におかしいと思うのは、赤字問題というのが一番ければそれだけ実は今高度利用にプラスするわけですから、そういう意味での行政上の取り扱い最高に優先して、赤字を消すためにはもうあれも

これもやつてしまえ、この会社の将来のことを全然考へてないのですね、私に言わせると。新しく民営の会社をつくろうといふなら、民営の会社としてやりやすいように考へてやるということでなければ、赤字ができたのは確かに国鉄も責任があるかもしれませんけれども、私に言わせたらこれは政府の責任だと思つているのです。

何回も私は国鉄問題をやつてきて、特に三木総理のとき、昭和五十一年、国鉄料金の値上げ問題のときに、運輸委員会に三木不總理の出席を求めてやつたわけですけれども、要するに客観的に、こうすることをそのまま言つておられるわけです。今、交通機関というものはまず飛行機がある。この飛行機というのは、飛行場は全部国がつくる、そして航空会社といふのは飛行機と格納庫さえ持つていればいいのだ、だから言うならばベアースは国がつくる。その次に、今度は海運はどうか。海運は、港は皆国がつくる。そうすると海運は船だけ持つていれば済む。自動車はどうか。自動車は道路を全部国がつくる。要するに運送会社はトラックだけ持つていればいい。ところが、これは皆ほかの競争相手ですけれども、国鉄は下の土地から土地を買わせて、そこへトンネルを掘り、レールを引かせて、下から上まで全部国鉄に持たせている、これで競争できるはずがないじゃないか、こういふことを言つておられるわけあります。大分古い話です。

要するに競争原理といふのは、常にイコールフレッシングでなければ競争は成り立たないのであります。それをともかくがんじがらめにして、重い荷物を負わしてさあ行けと言つて、それだけではなしにペイしない新線をどんどんつくらせて、その借金も全部国鉄に負わせた。だから私に言わせれば、国鉄の赤字といふのは、そういう言い方をすると自民党の方怒られるかもしれないけれども、自民党と政府があそこにあれだけの赤字をつくったと私は思つておるわけですね。それまだ整備新幹線をつくろうなんという話が出ておるというだから、これには私は恐れ入る。

私は今、整備新幹線の問題はこういうふうにやるべきだと思つておるのであります。主要駅に飛行場をつくればいいのです。今の山陰地帯でも、何も松江とか鳥取とかに飛行場というのじゃなくて、主要ターミナル、ずっと飛行場をつくつていて、そこにコミュニターでこれをつなげばいいのです、飛行機でどんどんつなげばいい。飛行場をつくるぐらいい費用といふのは知れていますよ。新幹線をずっと引こうとしたら大変な巨額になる。だから飛行場をずっと置いていつて、間はなんやればいいと思う。

そうすれば、まず飛行機が必要になる。アメリカや欧州からどんどん飛行機を買えば、これは貿易赤字をカバーするのに役立つ。飛行場は土地だけ整備すれば、そんなずつとトンネルを掘つたりなんかする必要はないのだから、そうやって全国的に今のがんばり新幹線の考え方られておるところをやつていけば、投資費用最小で有効利用ができる、今の国際収支にプラスする、こういうようなことを私は考へておるのですけれども。

そこで、そういう問題を含めてこの国鉄の土地といふものに対する運輸省の認識、赤字のために売ればいいということなのか、将来の国鉄が最も有効利用ができる、例えばこの土地信託なんかを利用して有効利用ができるようになつた方がいいのか、運輸省がどう考へておるのか、あなただけで答弁が難しいかもしれないが、答弁してください。

○岩村 説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の国鉄の用地を今度の改革に当たつていかに扱うのかということでございますが、監理委員会の答申にもござりますように、現在、国鉄の用地約六万ヘクタール以上あるわけでございますが、そのうち、今後鉄道事業として健全な経営ができるいわゆる鉄道事業用の資産、それと一部の関連事業用資産に限りまして、新事業体といいますか新しく今後とも引き続き鉄道事

業をやつしていくところに引き継がせる。残る、先ほどから御議論が出ておりますように信託なんかで対象となると言われております非効率、低効率用地、こういったものにつきましては、今回の改革におきまして、これは政府の案によりますと、いわゆる清算事業団という三十七兆にも及ぶ膨大な債務を償還していく機関に残す、そこで処理をしてまいるという方針で、現在国会の方にも法案を御提案してこれから御審議を待つておる、こういう状況でございます。

○堀 委員 そうすると、今の清算事業団ですか、この清算事業団が保有しております国鉄土地で今の低廉利用しかされてないようなもの、地方は別ですよ、やはり都市部でそういうものも私は土地信託の対象として有効利用を図ることは非常に重要なと思うのですが、運輸省としてはどうでしょうか。

ただ、御承知のように、先ほどもちょっと申し上げましたように、国鉄の改革に当たりましては三十七兆以上の膨大な債務の処理というものがござりますので、それがきちっときていくというのが大前提でございまして、そういうもののとのバランスを見て土地信託によってそういう債務の償還もきちっとできるというものであるなら、

ただ、御承知のように、先ほどもちょっと申し上げましたように、国鉄の改革に当たりましては三十七兆以上の膨大な債務の処理というものがござりますので、それがきちっときていくというのが大前提でございまして、そういうもののとのバランスを見て土地信託によってそういう債務の償還もきちっとできるというものであるなら、

ただ、御承知のように、先ほどもちょっと申し上げましたように、国鉄の改革に当たりましては三十七兆以上の膨大な債務の処理というものがござりますので、それがきちっときていくというのが大前提でございまして、そういうもののとのバランスを見て土地信託によってそういう債務の償還もきちっとできるというものであるなら、

だから私は、どうも今のいろいろな案を見ながら感じるのですけれども、新しい発想というのが今のがんばり新幹線の中には全然ないのです。私が今言つておる、やはり都市部でそういうものも私は土地信託の対象として有効利用を図ることは非常に重要なと思うのですが、運輸省としてはどうでしょうか。この話は、新幹線やるよりははるかに費用も安いし、飛行機の方がスピードも速いですからね、幾ら新幹線頑張つたって知っているわけですから。だから、発想を新たにしていくためには、今までの清算事業法人に三十七兆ある、できるだけ早くこの三十七兆を減らそうといえば売る以外にはいい、しかし、売つたって三十七兆出やしないですかね。だからそちらの問題は、ある一定期間を限つてその経済的効率を最大限に發揮させるためにはどうしたらいいかというときには、土地の問題については土地信託といふのは大変有効な手段と私は考へるわけです。大蔵大臣も当然これらに関与していくことになると思いますので、ひとつこの問題についての大蔵大臣のお考へを承りたいと思います。

○竹下 国務大臣 基本的には今運輸省がお答えに

従来言われておりますような管理信託とかそういう形だけではなかなかその債務の償還に追いつかない。と申しますのも、三十七兆もござりますと、その利払いだけでも非常に大きゅうござりますものですから、その土地を運用すると申しましても運用管理だけでその債務の償還ができるケースもございますので、これもケース・バイ・ケースではあるとは思いますが、その信託を原則としてやるということにはなかなかならない

のじやないだろうか。今後の検討課題の一つだと思います。そこで、今後我々としても十分検討してまいりたいと思います。

○堀 委員 借金の処理をするためには売り払うのが一番簡単なんですね。しかし、売つてしまつた二度と絶対買えないのです。短期に、何年のうちに三十七兆をどうかしようといったてできるはずがないのです、それは何十年にわたつてできてきた債務ですから。これまでのところに引き継がせる。残る、先ほどから御議論が出ておりますように信託なんかで対象となると言われております非効率、低効率用地、こういったものにつきましては、今回の改革におきまして、これは政府の案によりますと、いわゆる清算事業団という三十七兆にも及ぶ膨大な債務を償還していく機関に残す、そこで処理をしてまいるという方針で、現在国会の方にも法案を御提案してこれから御審議を待つておる、こういう状況でございます。

だから私は、どうも今のいろいろな案を見ながら感じるのですけれども、新しい発想というのが今のがんばり新幹線の中には全然ないのです。私が今言つておる、やはり都市部でそういうものも私は土地信託の対象として有効利用を図ることは非常に重要なと思うのですが、運輸省としてはどうでしょうか。この話は、新幹線やるよりははるかに費用も安いし、飛行機の方がスピードも速いですからね、幾ら新幹線頑張つたって知っているわけですから。だから、発想を新たにしていくためには、今までの清算事業法人に三十七兆ある、できるだけ早くこの三十七兆を減らそうといえば売る以外にはいい、しかし、売つたって三十七兆出やしないですかね。だからそちらの問題は、ある一定期間を限つてその経済的効率を最大限に發揮させるためにはどうしたらいいかというときには、土地の問題については土地信託といふのは大変有効な手段と私は考へるわけです。大蔵大臣も当然これらに関与していくことになると思いますので、ひとつこの問題についての大蔵大臣のお考へを承りたいと思います。

○竹下 国務大臣 基本的には今運輸省がお答えに

従来言われておりますような管理信託とかそういう形だけではなかなかその債務の償還に追いつかない。と申しますのも、三十七兆もござりますと、その利払いだけでも非常に大きゅうござりますものですから、その土地を運用すると申しましても運用管理だけでその債務の償還ができるケースもございますので、これもケース・バイ・ケースではあるとは思いますが、その信託を原則としてやるということにはなかなかならない

産法その他に特別の規定がある場合を除きまして、一般的には私法規定の適用を受けるということであろうというふうに理解しております。したがいまして、国有財産の信託がされた場合における法律関係は、原則として、すなわち国有財産法その他の定めがされている部分を除きまして、民法とか信託法とかの規定に服するということにならうと思います。

ただいま大蔵当局からも御答弁ございましたような、期間の制限でございますとかあるいは信託をすることができる場合の制限でありますとか、あるいはその信託をする場合の審議会の審議等の手続でございますとか、さらには関係省庁の長の実地監査権とか、そいつた特別の規定が今回の法律案において用意されているように承知しておりますが、そういう特別の規定がない場合におきましては、民法あるいは信託法の規定の適用があるということにならうかと存じます。

○沢田委員 通常の場合は、鉄筋コンクリートの建物の耐用年数は大蔵省財産でも六十年くらいだと思ふのです。それを長くても四十年で縛りをかけた。それで、今言うように立ち退かない場合に私法を適用するということになれば、もしそのまま居座られたら当然立ち退き料を払うということにならざるを得ないのですが、そういうことは覚悟の上だ、そういうことです。

○中田政府委員 御指摘のとおりでございまして、先ほど四十年が上限とおっしゃいましたが、必ずしも四十年を上限と考えておるわけじゃございませんで、二十年ごとに見直していくということです。ございますから、一回見直して、四十年たつてまた見直して、さらに続けた方がいいということであればそれも禁じておるとは考えておりません。

いすれにいたしましても、信託が終了いたしました場合には、例えばビルが建つておって、そのビルを利用しておる人が現にいる、そのままの形で戻つてまいりますので、そのビルを使つておる人は從前からの賃貸借契約に係る賃貸人としての

地位は当然継承してまいるだろう。したがつて、國がこれを行おうと思えば、賃貸人との関係は純粹に私人間の関係でござりますから、一般私法の原則にのつて立ち退いていただく、必要であれば補償料を支払うというふうなことが必要になります。この点につきましては答申でも触れておりまして、そういう賃貸し付け等を行う場合には、國がもし将来必要だといふようなものについては、十分出ていっていただきやすいよう先を選んで貸していく必要があるだろうというふうなことを答申でも留意点では指摘していただいているところでございます。

○沢田委員 私の言い方が悪かったのか、二十年の二十年、さらにまた二十年の二十年の二十年、どこまでいっても二十年という考え方のようですね。これは百年戦争みたいなものですね。そういうと、もう一たんそこに住みついた人は百年は継続される。特にあなた方の腹が痛むわけじゃありませんから、憎まれ口をきいて出るということは恐らく言えないだろう。そうすればそのまま継続していくということは必然的な結果だ。もし会社が危くなつて他に転売をした、他に転売をしなせんから、憎まれ口をきいて出るということは第三者が今度は取得者になつたといふことも、これは私権、私の財産になれば当然起こり得ることである。そうですね。例えば会社が倒産の危機になつた、金融機関が全部それを肩がわりをしたという形になれば、その肩がわりをした新たな会社がそのものの占有権を保有する、こういうことになることは当然起こり得ることですね。そこはもう当然考へてのことだ、こういうことです。

○中田政府委員 賃貸型の信託についての御議論かと思いますけれども、通常の場合と同様に銀行にお願いをして委託してある。信託銀行がつぶれるという話ではなくて、そこへ入つておる会社がつぶれた場合というふうなお話かと思いますが、この会社は売る何物も持つてないわけです。そこを借りて入つておるだけですから、つぶれて

勝手に、おれが出ていくからおまえを入れてやることとはできないだろう思います。これは、信託の場合に土地の貸し付けと違つて少しメカというふうなことは思ひますから、裁判所なりなんなりで争つていく必要があれば争つておりますが、今御質問のような、仮に立ち退きのような問題で紛争が起きた場合に、これはどちらも審議会マターではないと思っております。やはり一般的の私法上の関係でござりますから、裁判権利はあると思いますのは、貸し付けの場合でないとつて立ち退いていただく、必要であれば補償料を支払うといふふうなことが必要になります。この点につきましては答申でも触れておりまして、そういう賃貸し付け等を行なう場合には、國がもし将来必要だといふようなものについては、十分出ていっていただきやすいよう先を選んで貸していく必要があるだろうというふうなことを答申でも留意点では指摘していただいているところでございます。

○沢田委員 私の言い方が悪かったのか、二十年の二十年、さらにまた二十年の二十年の二十年、どこまでいっても二十年という考え方のようですね。これは百年戦争みたいなものですね。そういうと、もう一たんそこに住みついた人は百年は継続される。特にあなた方の腹が痛むわけじゃありませんから、憎まれ口をきいて出るということは第三者が今度は取得者になつたといふことも、これは私権、私の財産になれば当然起こり得ることである。そうですね。例えば会社が倒産の危機になつた、金融機関が全部それを肩がわりをしたという形になれば、その肩がわりをした新たな会社がそのものの占有権を保有する、こういうことになることは当然起こり得ることですね。そこはもう当然考へてのことだ、こういうことです。

○中田政府委員 時間の関係で急ぎます。

次に、会計上の処理で、議会の中に出す法律案の扱いといいますか歳入の扱い、それからこの信託の扱い、その点について、これは大蔵省と自治省、地方もありますから自治省にもお伺いをするわけですが、例えばその信託をするものが一万坪社であつて、その株を全部買い占めて、それがかわつて入ることは法律上何ら支障のないことですね。その会社の重役がかかるだけですから、その私法でいつたらば、人が住んでおるものをおぼり出すわけにはいかないのでですから、つぶれた会社であつて、その株を全部買い占めて、それがかわつて入ることは法律上何ら支障のないことですね。その会社の重役がかかるだけですから、その株を売ることも自由でしよう。だから、あなたのおつしやっている借家権というものが私法上許されると仮定すれば、これはたくさんのこととが想定されます。現在の時点の法律体系、裁判の判例等では大体百年分くらいの家賃を払わなければ今立ち退き料にはならないのですよ。借家している場合に立ち退いてもらうのは、百年と言つてやや立派なことではありませんから、その収入になる歳入は五百平米である、二百平米である、そういう面積でこの議会の承認を必要とする、こういう考え方のものも一つあります。それからまた、信託契約をした産が異動するわけですから、そういう承認案件の仕方があります。一方で、その収入になる歳入はこれであります。それからまた、信託契約をした場合の取り扱いといいうものは、手続上は契約案件として取り扱うのが一つ。それからもう一つは、財産の処分に關係して提案をするのが一つ。そして同時に歳入に、予算の中に入れていくことが一つ。以上が大体議会の議決を必要とする案件だらうと思うのですね。

それから地方議会においては、この信託を行なう場合の取り扱いといいうものは、手續上は契約案件として同時に歳入に、予算の中に入れていくことが一つ。以上が大体議会の議決を必要とする案件だらうと思うのですね。

国会の場合と地方議会の場合について、それをお答えをいただきたいと思います。

○中田政府委員 国有財産法では国有財産の管理、処分

の各手続につきまして一般的な要件とか手続を定めておりまして、具体的な管理、処分については行政府の責任において執行させる、こういう建前をとつておりますし、個々の国有財産の処分案件が国会の議決を要するという法律構成はとつておらないわけでございます。

この信託、私どもこれを処分の一形態と見ておられまして、信託に出しますと所有權が離れる離權行為だと見ております。そのかわりに信託の受益權が手元に入つてまいります。したがつて、どちらかというと、在來の手法でいいますと交換といふのに比較的近い手法なのかもしれません、いずれにいたしましても、今回の法律改正で国有財産法上の処分の一形態として信託ということをお認めいただいて、しかもその手續等につきましても決めさせていただく。そして、その手續につけて具体的に信託に出すというのは、行政府の責任においてやらせていただきたいと考えております。

もつとも、先ほど来御指摘ございましたように、この信託というのは事業的な性格をも有しておりますし、場合によつてはもうかることばかりではなくて、うまくいかないといふような心配な面もありますので、売り払いや貸し付けなどに比べて場合によつてはもうかることばかりではありませんし、場合によつてはもうかることばかりではあります。それで、何万坪かが行政行為で行われる。朝霞の土地の基地跡地も同じようなことがあります。そこで大蔵省の答弁では、行政行為で処分する。例えば立川の基地の跡地がそのまま、何万坪かが行政行為で行われる。朝霞の土地の基地跡地も同じようなことがある。限界なしに行政行為ですべて可能であるという論法は、國民の財産という立場から見ると若干乱暴な論理に違ひません。

この信託といふのは事業的な性格をも有しておりますし、場合によつてはもうかることばかりではありませんし、場合によつてはもうかることばかりではなくて、うまくいかないといふような心配な面もありますので、売り払いや貸し付けなどに比べて場合によつてはもうかることばかりではありませんし、場合によつてはもうかることばかりではあります。それで、何万坪かが行政行為で行われる。朝霞の土地の基地跡地も同じようなことがあります。そこで大蔵省はどういうふうに対応しますか。

○中田政府委員 基本的にはその辺の関係は私法に準ずるということだらうかと思ひます。信託法の建前からいいまして、受託者は、例えばその事業がうまくいったからもうかつた、まずくいつたから余りもうからなかつたといふことはあり得るわけですが、そういうリスクは負わない、信託報酬を受け取るだけで、うまくいった部分、まずくいつた部分の責任といいますか帰属はすべて委託者の方にあるといふのが信託制度の特徴でござります。したがいまして、仮に地震でございましたが火災でござりますとか、そういう天災で建物が滅失した、その場合もその損害は委託者に帰属するということにならうかと思います。

○沢田委員 二十年なら二十年目の、では一日過ぎた後に起きた事件と前の日に起きたのとは違うのですね。そして例えば二十年目の契約の翌日、立ち退かないでいるときにそういう事態が起きた、契約を締結しない条件で起きた場合、これも一つの例であります。が、その場合はどういうふうな形になるか。そこで滅却してしまった、契約は過ぎていた、その場合の契約の不存在あるいは継続性、これは大蔵省としてはどういうふうに考えます。

○中田政府委員 まず滅失が二十年目の一日後と一日後という場合は、実際は変わらないだらうと思います。といいますのは、一日前であろうと滅失してしまつた、それについて信託の受託者の方は責任がない、ということで、かぶらなければいけません。戻ってきてなくなつた、それも自分が損をするといいますか国が損をするということです。

○沢田委員 それから、公有地信託を議会の議決に付する場合の議案の内容となりますが、これは公有地信託に関する基本的事項に盛り込むのが適当であるうと考へております。具体的に申しますと、信託の目的、信託される土地の概要、信託の受託者の住所氏名、信託期間、その他必要な事項を考へております。

○沢田委員 その前の大蔵省の答弁では、行政行為で処分する。例えば立川の基地の跡地がそのまま、何万坪かが行政行為で行われる。朝霞の土地の基地跡地も同じようなことがある。限界なしに行政行為ですべて可能であるという論法は、國民の財産という立場から見ると若干乱暴な論理に違ひません。

○中田政府委員 まず滅失が二十年目の一日後と一日後といふ場合は、実際は変わらないだらうと思います。といいますのは、一日前であろうと滅失してしまつた、それについて信託の受託者の方は責任がない、ということです。

思うのです。さつきも江崎さんが今度担当されるというような話もあつたようあります。どこでやるにいたしましてもそういう分離が望ましい、こういふことを私は提言をしておきたいと思います。

ただ、我が党の方でもこの点については今まで主張してきたことですから、要すれば国民からひんしゆくを買わないように、そして武士の商法だと笑われないようにきちんとした節度を持つてやつていただきたいということを希望いたしました。

最後に、職員に与える影響なのですが、いわゆる財務局の職員の管理する立場、それから管理する条件、こういうものはどういうふうにいるのかということをお答えをいただいて、もし答弁がそれで大体よければ質問は終わりにしたい。国鉄は、もうしませんから、どうぞお帰りいただいください。

○中田政府委員 今回の土地信託制度の導入が、冒頭にお答え申し上げましたようにどちらかといふと補完的な手段としてこれを有効に活用していくべきだということでおございまして、国有財産の管理運営の基本方針を変えるというつもりではございませんので、職員の勤務体制にそんなに大きな影響を与えるとは実は私ども考えておりません。で、またこの問題が、例えば職員組合と管理者との間で議題になつたということもなかつたのですが、組合の方では、答申が出た段階で、これは何とか大々的に、それこそ沢田委員が冒頭に御指摘あつたように、基本方針を変えてやるのはないかといふふうな心配があつて少し意見があつたようでございます。その後、私どもは職員組合ともよく話をしまして趣旨を説明しました。そうすると、なるほどそういうことであれば理解できると、いうふうな人たちが多く出ておりまして、この制度を導入するから職場の仕事のあり方なりが変わってくるというふうな感じで受けとめておる、そういうことはないだろうと思つております。

○沢田委員 理財局長や何かの答弁というのは、語尾が、だろうとか少し逃げてしまうのですが、その点はもう少しきつたりと、ほかすときはばかり構いませんが、やはり、影響は与えないんだと思います。

最後に、職員に与える影響なのですが、いわゆる財務局の職員の管理する立場、それから管理する条件、こういうものはどういうふうにいるのかということについて、だらうじやなくて、これはこう考えてますという一つの、それが後で訂正されるにしても首になるわけじやないのですから、これは今のところはこうです、やはり未知数のものがあることは私も承知しておりますが現状ではこうです、こういう答えをされることは望ましいと思うのですね。さつきから何か語尾が崩れてしまふという点なしとしなかつたのですが、最後にその点を求めて、回答を急いでやつてください。時間でありますから、お願ひをいたします。

○中田政府委員 例え、典型的な物納財産の処分を、売却でやるよりも、両方で信託をしていい建物を建てて、そして権利転換してから売却するという方が恐らく財務局の仕事としてもより充実した仕事になるのであって、決して心配することはないと確信しております。

○沢田委員 終わります。

○堀之内委員長代理 蔡仲義彦君。

○蔡仲委員 私は、ただいま提案されております國有財産法の一部を改正する法律案、これに関連しまして大臣並びに関係省庁に何点かお伺いをさせていただきます。

最初にお伺いしたいのは、中曾根内閣として、これは総理の私的諮問機関でござりますけれども、経構研、国際協調のための経済構造調整研究会、いわゆる前川レポートが出ております。このレポートの中でも、その柱としておりますのは、大臣御承認のように、住宅政策、住宅を軸にして内需拡大を図る、建設国債の弾力的運用、こう出でております。また、政府の総合経済対策、これを見てまいりましても七つの柱がござりますけれども、そこの中でもやはり住宅建設の促進ということを非常に重要な柱になつておるわけであります。

やはり内需拡大ということはこれから日本としては非常に大事なことである、その中で住宅政策が大事である、それをやるために国有地への土地の信託制度を導入する。これは時宜を得たものであり、基本的に私は賛成でございますが、以下質問をしますと、何だ、反対するんじやないかと嫌みに聞こえる部分がちょっとあるかもしませんが、これは、将来こういうことがあつたときに困りますという懸念の意味としてお受けとめいただきたいたいと思うのでござります。

いずれにしましても、このことによりまして土地といふものが保有から利用といいますか、土地の提供を容易にする。先ほど来問題になつております借地権といふものがございまして、一たん自分の手元を離れた土地は返つてこないんじやないかといふ土地の所有者の不安を解消するには非常にいいことですが、さらに、国有地も信託制度が導入されますと民間の土地との有効的かつ立体的活用もできますし、経済の活性化、景気の浮揚にもつながりますし、さらに政府が望んでおります民間活力の導入、あるいは民間のすぐれたいろいろな手法、ノーハウというものが活用できるわけございまますから、私は非常にすばらしい、そう思つております。特に、最近の新設住宅着工戸数、いわゆる今までが四期五計、さらに五期五計が本年度から出発するわけでござりますけれども、ようやく百二十万戸、台の着工戸数まで希望が持ててきたのかなという結果が出てきております。

こういう状態の中で一つ心配なのは、一般に問題になつております国内の景気の問題であり、円高の問題であります。先ほど大臣もお話しのとおり、ベーカー財務長官の発言によつて、多少円高になると、いわゆる前川レポートが出ております。この中でも、その柱としておりますのは、そこで、日本の場合、結局マクロとミクロとあるんじやないか、あるいは対策としては、短期と中期と長期になるんじやないかといふふうに考えるのでございます。ただ、やはりプラザ合意というものを契機として、それでもそのときよりはより世界先進国経済のファンダメンタルズは適切に反映されておると、いうふうに思うわけでござります。

そこで、日本の場合、結局マクロとミクロとあるんじやないか、あるいは対策としては、短期と中期と長期になるんじやないかといふふうに考えるのであります。したがつて、前川レポートなふうのものでござりますように、短期の問題では、これはミクロも一緒に考えて考えますと、本当に今競争力がなくなつて大変に苦渋をしていらっしゃるわけであります。したがつて、前川レポートなふうのものでござりますが、いざれにいたしましてもいろいろなことをやって景気の回復を図ろうとすはきちんとやらなければなりません。今いろいろ

る大臣といたしましては、現在の円高に対しても、意、それ以来、いわゆるドル高は正と言つた方がいいかもしませんけれども、そういう傾向が出てきて、それは、私どもは同じように評価しておりますところでござりますが、最近は、何としてもこれまで急速過ぎるという感じを率直に持つております。きのうの海外市場でドルが反発しまして、本日東京市場でもこれを引き継いだ動き、これが現状認識でございましょう。何といつても為替といふのは市場そのものが決めることでござりますから、本当はペーカー長官のきのうの発言が騰貴のすべての要素だとは思ひませんが、ペーカー長官の発言そのものは、私はまだ整理しておりませんけれども、非常に適切な発言だなと思うし、私と同じように、やはりターゲットゾーンだけは言えません、こうすることも大体一致しております。

地に二階建て、三階建てぐらいで利用しておるわけですけれども、容積率ということから見ればもうと効率的な利用ができるだろう。高いビルを建てて、この場合、もちろん一たん普通財産にして信託に出す必要がありますけれども、そして必要な部分は予算措置を講じてみずから使う、それから余った部分は貸すなり売るなりといふな处分が可能になるというような形で土地の有効利用を図っていくことができるだろう。

それから三つ目の類型としましては、私ども、物納財産である土地を相当程度抱えております。これは、国有地の上に民間の建物が建つております。通常ですと、私どもはその底地を相手方に買ってほしいという形で処分をしていくわけですが、それでも、資力がないとかいうことでその処分がなかなか進まないケースもございます。そこで国の方は底地権を、また、そこに住んでいる人は、建物を持つている人は借地権を信託に出すという形で、信託として例えば高層のマンションをつくる、そして持ち分に応じてそれを区分所有して、国がみずから使うこともできますし、処分することもできるという形で物納財産の処分が土地の有効利用を図ると同時に促進される、こういうメリットも出てくるのではないか。

さらに、現在では市街地再開発事業を土地信託というふうな手法を使ってやろうという相談が方々であるようございます、まだ実ったものは聞いておりませんけれども。こういう場合に、仮にその一隅に国有地がある、現在の国有財産法のもとでは信託できないこととござりますれば、そこでの市街地再開発に参加はできない、だれかに買つていたらどうということをしなければいけないわけですが、この法律ができますれば、國もその信託方式による市街地再開発事業に参加をして、でき上がつた建物の一部を区分所有という形で取得をして、それをみずから使うなり処分することによって國は開発利益も手にすることができる、こういったメリットも考えられる。

したがいまして、現在ここに更地があつて、これを将来とも使う当たらない、これを信託にするか、売却するか、こういうケースももちろんあります。これらによって不利にならないように、信託に出すことによって不利にならないように、そういうことは十分見た上でやるべきだという御意見でございまして、したがつて今回の法律改正が、積極的にこれを活用して、売るかわりに信託に出すんだ。これまでの国有財産の管理、処分の基本方針を変えるんだというところまで踏み切つておりますんで、むしろ民間において土地信託制度は普及してきたそれを国有財産の管理手段の手法の中にも取り入れていらるる從来方式にないメリットを活用していく、言うならば受け身の姿勢で御提案申し上げておる状況でございますので、現時点で、この法律ができますすれば信託事案第一号はこんなものになりますというほど具体的な事案が煮詰まつておるわけではございません。○蘇仲委員 ちょっとお願いしておきますけれども、時間がありませんから答弁は簡潔で結構です、大体趣旨はわかりますから。

最初に大蔵省にお伺いしておきたいのですが、今この案件の中で、いわゆる物納財産を信託するというケースがございます。この場合やはり借地権というものがついておるわけでございまして、国は底地権、民間の方は借地権というものを双方信託して、そこにビルなり有効活用を考えるといふことです。そこで大蔵省として考えていただかなければならない点は、借地権という地上にある権利が信託したことによつてどういう形に変わるかというと、いわゆるビル、オフィスビルならオフィスビルに変わるわけです。大蔵省のパンフのとおりビルに変わる。ここで大蔵省はこういうことについてきちんと整理した考え方を持っていてもらいたいのは、本来國といふものは個人の資産形成に手をかすべきではない、こういうスタンスで見るとおりあら家に近いおうちが信託してこ

れたがいまして、現在ここに更地があつて、これを将来とも使う当たらない、これを信託にするか、売却するか、こういうケースももちろんあります。これをかしたんじやないかという批得るわけでございますが、審議会で議論しましたときは、そういう場合は、やはり売却するよりも信託に出すことによって不利にならないように、そういうことは十分見た上でやるべきだという御意見でございまして、したがつて今回の法律改正が、積極的にこれを活用して、売るかわりに信託に出すんだ。これまでの国有財産の管理、処分の基本方針を変えるんだというところまで踏み切つておりますんで、むしろ民間において土地信託制度は普及してきたそれを国有財産の管理手段の手法の中にも取り入れていらるる從来方式にないメリットを活用していく、言うならば受け身の姿勢で御提案申し上げておる状況でございますので、現時点で、この法律ができますすれば信託事案第一号はこんなものになりますというほど具体的な事案が煮詰まつておるわけではございません。○蘇仲委員 ちょっとお願いしておきますけれども、時間がありませんから答弁は簡潔で結構です、大体趣旨はわかりますから。

最初に大蔵省にお伺いしておきたいのですが、今この案件の中で、いわゆる物納財産を信託するというケースがございます。この場合やはり借地権というものがついておるわけでございまして、国

今こういうビルをつくつて一番問題になるのは何かというと、御承知のように古い時代に建てたマンションで今一番困っているのはメンテナンスです。十年以上たつますと、軸体部分に修理しなければならない部分が出てきます。しかし、メンテナンスのルールを決めておかなかつたから、今建かえあると修繕に非常に困つておる。こういうビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長く生きます。当然二十年たつたら見直すといふわけですから、更新は妨げないといふこととで考えたいと思つております。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、更新は妨げないといふこととで考えたいと思つております。

ういうビルになって、区分所有で一挙に所有財産があつたわけです。結果から言つて、個人の財産をふやすことに手をかしたんだろうと思ひます。これを長らく管理して貸すという考え方にはいかがなものかなという感じはいたしております。そこで両方で信託に出して、高層化して付加価値を高めて國は売る。この場合は國が売ることによって本来の目的は達成できたんだろうと思ひます。これをかしたんだから買えないと。そこで一方で信託に出して、いわゆるものかなという感じはいたしております。これが長らく管理して貸すという考え方にはいかがなものかなといふことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、当然二十年たつたら見直すといふ気持ちであります。ただ、物によっては管理型の信託もございましょうから、そういうことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ういうビルになって、区分所有で一挙に所有財産があつたわけです。結果から言つて、個人の財産をふやすことに手をかしたんだろうと思ひます。これを長らく管理して貸すという考え方にはいかがなものかなといふことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、当然二十年たつたら見直すといふ気持ちであります。ただ、物によっては管理型の信託もございましょうから、そういうことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ういうビルになって、区分所有で一挙に所有財産があつたわけです。結果から言つて、個人の財産をふやすことに手をかしたんだろうと思ひます。これを長らく管理して貸すという考え方にはいかがるものかなといふことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、当然二十年たつたら見直すといふ気持ちであります。ただ、物によっては管理型の信託もございましょうから、そういうことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ういうビルになって、区分所有で一挙に所有財産があつたわけです。結果から言つて、個人の財産をふやすことに手をかしたんだろうと思ひます。これを長らく管理して貸すという考え方にはいかがるものかなといふことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、当然二十年たつたら見直すといふ気持ちであります。ただ、物によっては管理型の信託もございましょうから、そういうことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ういうビルになって、区分所有で一挙に所有財産があつたわけです。結果から言つて、個人の財産をふやすことに手をかしたんだろうと思ひます。これを長らく管理して貸すという考え方にはいかがるものかなといふことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ただ、御質問の中で、二十年たつたらどうこうとございました。法律に上限二十年と設けておりますが、実際、本当の貸し付け型の信託ですと、ビルを建ててしまうともつともと耐用年数が長いわけですから、当然二十年たつたら見直すといふ気持ちであります。ただ、物によっては管理型の信託もございましょうから、そういうことについては今後勉強していかなければいけないと思います。

ります。

○ 蔡仲委員 次長さん、もう少し研究なさった方がいいですよ。これはそんなものじゃない。

もう一つ言いますけれども、各省庁が信託をおやりになる。例えば農水省とか建設省とか郵政省とか、今郵政省の例をおやりになつた。ところが関係省庁はプロじゃないのですよ。いいですか、こういう土地信託業務についてプロじゃないのです。少なくとも建設省はプロかもしれませんけれども、運輸省であるとか農水省とか郵政省はプロじゃないのです。

例えば、今、二十年延長は拒まないと言つた。拒まないかもしれないけれども、信託の相手から断りますと言われたら延長はできないのです。そうすると、農水省が自分でそれを直営しなければならないのか、郵政省が自分で直営しなければならないのかといふケースが出てくるのです。

この画面に出ている二つ目の、例えばここに何々省何とか庁合同庁舎と書いてあります。格好よく書いてありますけれども、例えばこれを信託する相手の銀行から、もう直営でやってください

などといふ。これがトランブル発生の可能性があれば断つてくる。そのとき無理やり継続しようと見えないのです。そうすると農水省なり郵政省は直営しなければならない。これを果たしてプロじゃない人ができるか。

マンション管理あるいはビル管理といふのは、メンテナンスを含めて、プロが何年かかつたつて大変なんです。ですから私が今申し上げていること、まだ漠漠としているのだったならば、私の指摘は真剣に聞いておいて、こういう問題については対処するようにしなければならないのです。いいですか。ここで名答弁しろといふのじやなくて、私がさつき言つたように、問題点を指摘するから真剣に受けとめなさいといふのです。だから、農水省や郵政省ができる部分があるので、だつたら信託を解除されたときに、だれかプロの集団をつくつておいて、必ずそれはフォローしますというような機能を持つてないと事件を起

こしますよといふことなんです。わかりますか、どうします。

○ 中田政府委員 現時点ではまだそこまで検討は進んでおりません。そういう点については今後真剣に検討してまいりたいと思います。

○ 蔡仲委員 あなたは個人の資産に手をかきないとおっしゃつたけれども、少なくとも民有地の部分をやれば、信託のメリットは、信託銀行が資金調達能力がある、建設のノーハウを持つている、その信用において行うわけです。ですから、その辺の整理の仕方も十分お考えおきいただきたいと思います。それは指摘だけにとどめておきます。

問題点はもつとたくさんあるのです。
先ほど来、契約はどうするかという問題が論議されておりました。いわゆる公平、公正を期す上から、国有財産というのは一般競争入札で処理すべきであるという答申、大蔵大臣に対しても国有財産中央審議会の答申書が出ております。国有財産というのは、一般競争入札を原則として、いろいろな条件をつけておいて隨契の場合もある、こうなつております。

【堀之内委員長代理退席、委員長着席】
そこで、こういう場合どうするか、ちょっとお伺いしたい。

いわゆるコンペ方式という話がさつき出ておりました。しかし、このコンペ方式もよく考えておられたと云ひます。しかしながら、これはもう個々ばかりなんですね。この土地にこういうもの、ここにはこういうものがあるわけです。ただ仮にぼんとここに共同ビルを建てたい、あるいはオフィスビルを建てたいから入札しないといったと云ふことをして、できるだけ競争的な手法でやつしていくことが望ましいと考えております。

○ 蔡仲委員 これも今後の問題として考えておいてください。

それから国有財産を信託する場合でござりますから、民間がいろいろなものつくらうといふこととこれが違います。やはり根っこは国民共有の財産であります。そこにおのずからできる事業の範囲といふのは、縛りがかかるというか限界があるように思いますが、どの程度を限界と考えます

も、私はそういうことを言うのではなくて、例えばそういうコンペ方式ではなくて、こういうものをここにつくった方がいい、ですからこれに応募してくださいというやり方とは、全く違つてくると思うのです。

ですからこの契約の仕方も、ただここに一般競争入札と書いてありますけれども、ここにどういふるものをつけたらいですかといふコンペをして落とした場合、これは竹下大蔵大臣も建設大臣をおやりですからおわかりのとおり、ダム等でなぜいろいろな問題が発生するかというと、ダムの設計をするのに物すごく設計費用がかかるので、たとえいろいろな最高技術を駆使しても、安全係数をちょっと取りかかるだけで全然違つてくわけです。ですから、ダムの設計といふものは、たとえ入札でぼんとなつたとしても金額にして相当なゼネコンさんに負担になるというケースがあります。今のようにコンペティションをやるといふことで結構です、でも、それがぼんぼんとけられちゃうと問題が多いのではないか。むしろその前によく練つて、ここはこういうものが一番適しているんじゃないかなというような形で応募していただぐ方法の方があるいはいいのかなという考え方もありますが、どちらを選ばれますか。

○ 中田政府委員 どちらかといふと先生が後でおつしやつた方、どういうものをつくるかということをベースにして、できるだけ競争的な手法でやつしていくことが望ましいと考えております。

○ 蔡仲委員 しかも、その限界等についてある程度基準を早くお決めになることです。そうしませんとどう考えていいか、この法案を見ただけでは判断基準がわからないのです。では物納財産をどうするんだ、何でもできるのかといふことになります。しかし私は、公共性等を考えます。

○ 中田政府委員 しかしその場合は、相手方がある話でござりますから、やはり相手方とよく話をしてそういうことは決めていく必要があるだろう、更地の場合とはや違つてくるだろうと思いません。

会計でやることがいいかどうかといふことについて、中央審査でもいろいろな議論がございました。したがつて、もうけといふことを第一義に考えるのではなく、やはりおのずと公益性、公衆性ということを加味して考えなければならぬだろうと思つております。

○ 蔡仲委員 次長、更地だけじゃないのであります。したがつて、もうけといふことを第一義に考えるのではなく、やはりおのずと公益性、公衆性ということを加味して考えなければならぬだ

ろそこは、だからだめよというのではなくて、話し合ってそれを積極的にやることがこれからは大事だと思うのですが、いかがですか。

○中田政府委員 その点は御指摘のとおりだと思います。

○蘇仲委員 それから、さつきのことをもう一度念のために確認をさせていただきたいのです。やはりメンテナンスという問題、補修、維持管理ということはビルをつくったときに必ずメンテナンスを——先ほど契約が二十年と言いました。鉄筋は六十年です。軸体部分のメンテナンスをどうするかということは、区分所有で縦割りたとします。こっち側とフロアとはつながっているのです。例えば配管が共通の場合に、私の方は知りませんといふことになつてくるとこれは管理上非常問題があるわけです。ですから、建設省はモルケースの契約ルールをつくってマンション等はやつておりますが、この信託財産についても、鉄筋等でビルができると思うのです。下に何々庁舎をつくられて上に民間がおやりになる。この場合、メンテナンスを含めた、将来に禍根を残さないきちんとしたルールづくりの検討というのはぜひともしておくべきだと思うのです。いかがですか。

○中田政府委員 おつしやるとおり管理型信託をやります場合には、そういうところにも十分留意していかなければいけないと思います。

○蘇仲委員 それから、この中にこれが出ていませんね。都市に所在する土地容積率いっぱいの活用を図ることが適法になつて、先ほど次長のおつしやつたこの例です。この例の場合で、やはり市街地ということもございまして、その利用についても民間の複数の土地の所有者が入つてくる場合もあります。建てるかもしません。そうしますと、余りかたいことを言つていると乗つてこないケースもあるかもしれません。さつきの物納財産とか府舎の上に建てるかというのは、私は國の意見というのではありませんが、いかがであります。でも、こういうところに再開発ということになつたときは、事業内容に

余り戦いことは言わない方が乗りやすいのではなかないか。その辺はつきり分けた方がいいと思うのですが、いかがですか。

○中田政府委員 その点も具体的なケースに応じて対処してまいらなければいけない問題だと思います。

○蘇仲委員 それからもう一点、さつきの物納財産の処分のところでございますけれども、この処分もやはり一般公開競争入札という原則でおやりになると思います。ただここで問題は、高ければいいということがね返つて、その辺の建設コストあるいは地価にまで影響を及ぼさないとも限りません。確かに物納財産で信託はしたけれども、先ほどの同僚委員の質問の答弁の中で、国はコントロールでくるというお話をございました。その処分等について、契約の段階で国はある程度関与できるというお話をございました。ですから私は申し上げたいのは、高ければいいといって幾らでも高く売るということが果たしていいのかどうか。この辺の最高値というものは決める必要があるのかないのかを含めて、地価の安定ということから取り入れたことが、逆に、処分の段階で高ければ高いほどいいといった売り払つたのでは、この本來の法の趣旨は生かされないと私は思うのです。

○中田政府委員 土地を高騰させない、周辺地価に影響を及ぼさないために信託を導入するとの趣旨の中で我々は説明を聞いています。逆に、私は公開競争入札、一般競争入札であつても、私は値段の上限についての考え方というものはある程度持たざるを得ないのかなと思いますが、いかがですか。

○中田政府委員 価格につきましては会計法との関係もございまして上限を付するというのではなくか難しい問題だと思います。これは更地を売る場合でもよく御議論いただいているところですが、まずけれども、私は価格そのものを規制する考え方ではなくて、投機的な売買により地価が上がつたり我々が処分するものが高騰するといふことは避けなければならないかぬ。そのために必要で

あれば、転売禁止ですか必ず自分が使うのだが、いろいろな条件をつけて実需に見合つたマーケットで処理していく、せめてこういうことで地価の高騰に手をかすことのないように心がけでいるところでございます。

○蘇仲委員 国鉄がお見えでございますから、ここでちょっとお伺いしたいのでござりますけれども、國鉄の長期債務が三十七兆三千億あるわけですね。國民が負担する分が十六兆七千億。その間、用地売却で五兆八千億と言われております。最近の總裁の発言等を聞いていますと私は多少いろいろなことを思つておきます。國鐵さん自身が負担する分もやはり一般公開競争入札という原則でおやりになると思います。ただここで問題は、高ければいいということがね返つて、その辺の建設コストあるいは地価にまで影響を及ぼさないとも限りません。確かに物納財産で信託はしたけれども、先ほどの同僚委員の質問の答弁の中で、国はコントロールでくるというお話をございました。その処分等について、契約の段階で国はある程度関与できるというお話をございました。ですから私は申し上げたいのは、高ければいいといって幾らでも高く売るということが果たしていいのかどうか。この辺の最高値というものは決める必要があるのかないのかを含めて、地価の安定ということから取り入れたことが、逆に、処分の段階で高ければ高いほどいいといった売り払つたのでは、この本來の法の趣旨は生かされないと私は思うのです。

○中田政府委員 しかし私は決して總裁の財産ではない、國鉄単独のものではない、國民共有の財産なんです。國民經濟がマイナスになるようなあり方というものは私は極力避けていただきたい。これは再三言つておりますから申し上げませんが、ただ國鉄はこの土地の売却について信託という手法を考えたらどうか、こう私はお話をしますと返つてくるお答えは、きょうはどう答えるかわかりませんけれども、一挙に売つて長期債務を補てんしないんだ、こうおつしやいます。それは、私はそのとおりだという考えは理解できます。ただし、もうよつと頭を使つて、例えば毎々言うように、國鉄はこの土地の売却について信託という手法を考えたらどうか、こう私はお話をしますと返つてくるお答えは、きょうはどう答えるかわかりませんけれども、一挙に売つて長期債務を補てんしたいただいて御審議をいただいておるわけでございません。したがいまして、國鉄の持つている土地の処分について信託制度を導入したらどうかという問題につきまして、ちよつとくどくなりますがけれども、三つに分けてお答えさせていただきたいと

ます。したがいまして、現在の國鉄が存在する期間と申しますのは六十二年四月一日までというこれまで、三つに分けてお答えさせていただきたいと申します。したがいまして、現在の國鉄が存在する期間と申しますのは六十二年四月一日までといふことはあります。また、都市の願としてもすばらしい地域に持つております。更地で賣るのも確かにそれがだけの価値は生んでまいります。でも、それは今言うようにマクロの經濟には必ずしもプラスじゃない部分があるわけです。國鉄は黒になつたけれども國民經濟全体は失速とまではいきませんけれども、非常に公共事業がやりにくくなる。なら

ば、もう少し頭を使つて、今の土地を信託して付加価値の高いビルをつくるとか高層の住宅をつくるとか、そういうものをもしも信託して処分したうどうか。國鉄さんは、信託というとすぐ、返つておられますが、転売禁止ですか必ず自分が使うのだが、いろいろな条件をつけて実需に見合つたマーケットで処理していく、せめてこういうことで地価の高騰に手をかすことのないように心がけでいるところでございます。

○岡田説明員 先生の御質問に対してもお答え申し上げますが、御承知のように今の國鉄は、政府と一緒になりまして國鉄改革の法律を国会に提出をいただいて御審議をいただいておるわけでござります。したがいまして、國鉄の持つている土地の処分について信託制度を導入したらどうかという問題につきまして、ちよつとくどになりますけれども、三つに分けてお答えさせていただきたいと申します。したがいまして、現在の國鉄が存在する期間と申しますのは六十二年四月一日までといふことはあります。また、都市の願としてもすばらしい地域に持つております。更地で賣るのも確かにそれがだけの価値は生んでまいります。でも、それは

する新事業体、旅客会社、貨物会社、そういったものの事業をするために最小限必要な土地については旅客会社、貨物会社に帰属をさせますが、残りの土地につきましては旧国鉄、いわゆる清算事業団、日本国有鉄道清算事業団と申しておりますが、それに帰属をさせまして、その清算事業団が一方では国鉄の長期債務を引き受けると同時にその土地を所有し、その土地を処分することによって現在の国鉄の持つてゐる膨大な長期債務の一部の償還に充てていく、こういう仕組みとされております。

したがいまして、今の国鉄が信託制度を採用するということになりますと、六十二年四月一日までの間、ということを考えますと、現行国鉄法で信託ができるかどうかという問題は別といたしまして、この期間のことを考えますと若干ここには問題がある、いかがかというふうに考えられるわけでございます。

それでは、旅客会社、貨物会社に行つたものについて信託を適用するかどうかということでございますが、これは完全な民間会社ということになりますが、これが信託を適用するわけでございますので、これが信託を適用するかどうかかということにつきましては民間会社の経営者にゆだねても差し支えない事項であるといふふうに考えております。ただ、民間会社の旅客会社、貨物会社が、先ほど申し上げましたように最小限必要な土地しか受けないということでございますので、果たして信託に適する財産が、土地があるかどうかかということは別といたしまして、これは十分可能であるといふうに考えております。

三番目の、それじゃ、本当に売れる形での膨大な財産というのは清算事業団に引き継がれることになるわけでございますが、この清算事業団におきまして信託制度を適用するかどうかかということにつきましては、いろいろな角度から検討する価値があると申しては失礼であります、そういうふうな問題であると考えております。しかしながら、この清算事業団が設立されております目的と申し

ますのが、今のように国鉄の膨大な資産を処分することによってその膨大な長期債務の償還の一部に充てるという仕組みになつております。その期間もおよそ十年程度ということになつておりますので、信託に要する期間等を考えた場合に、果たしてそれが長期債務の償還に見合うかどうかと、この問題について慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○竹下国務大臣 基本的には国鉄からお答えになつたことであります。今先生の話を聞いてお點はあろうかと思ひます。今先生の話を聞いてお話をつくりますときにその議論もございましたが、要是清算会社でござりますから、将来にわたつての管理能力の問題があるかというような問題点はあろうかと思ひます。今先生の話を聞いておつて、いわば清算会社がおよそ存在する期間内の処分というような感じも受けたものでござりますから、私の乏しい知識でこれ以上判断はできませんが、なるほど勉強してみなきやいかぬのかなと、いう印象だけ受けさせていただいたと言ふにどどめておきます。

○蘇仲委員 どうか大蔵大臣のところで、それぞれ御専門の方が数多くいらっしゃると思いますの

都市計画のある方は再開発に非常に有効な手法として、国有財産、特に国鉄の再建のために付加価値を高める利用ということ、さらにそれが国全体の

残されたことではないかと私は考えますので、十分心にとどめて検討をお願いしたいと思うの

でござります。

○中西(警)委員長代理 正森成二君

国有地は国民共有の財産で、その意味から、四十

七年三月の有効利用答申で唱えた国有地は公用、公共用優先という基本原則が、厳然として存在しなければならないのではないかと思ひます。それに対して、これは大蔵省も原則はそのとおりだとお答えになると思ひますが、五十八年一月の当面答申では「原則を維持しつつ、それを損なわない限度で」と断りながら実際は「極力財政收入の確保を図ることを基本的な方針とすべきである」との重大な方針転換を行い、この間、税外収入確保のためとして民間への売り急ぎが進められております。今回国有地に新たに信託制度を導入することはこれに追いつきをかけるもので、公用、公共用優先の大原則を崩してしまふものではありませんか。

○中田政府委員 この信託制度導入に当たりまし

て、中央審でいろいろ御議論をいただきました。

その中央審の答申にもござりますように、この制

度の導入というのはこれまでの基本方針を変えるものではない。ただ、背景としまして、この土地

信託という制度は民間で非常に普及をしてきた、

市民権を得た制度である。國の方は現状ではそれが利用できない、仮に國の方でこういう制度を利用することになればどういうことが可能になるかということで、先ほど來御答弁申し上げておりますように、例えば物納財産なんかで売れないようなものを使って有効利用かつ処分というふうなことができれば非常にプラスになるだろう。したがいまして、どちらかというと受け身の姿で、法制度の整備であるというような形で法改正をお願いしております。積極的に國が必要とするようなものを信託にして民間に使わせるといふうことを考えておるわけではございません。

○正森委員 積極的じやなしに消極的な対応の仕方であると受け取れる答弁でございましたが、その点については後でまた伺います。

六十年二月の「ファイナンス」に田中誠二氏が「国有地の有効活用について」という論文を書いておられます。これは当時理財局の国有財産総括課長で、現在は官房の会計課長をしておられる方だと伺つておりますが、その方の論文を興味を持つて拝見いたしましたが、八五年二月の論文であるせいか、国有地の信託については非常に慎重な意見が書いてございまして、その最後のところを見ますと「実態面においても、信託契約終了時に國が更地として再利用することは困難であること等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能力を有していることもあり、信託そのもののメリットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある」というように書いておられるのですね。これは必ずしも国有地の信託というのに前向きには考えておらないということを理財局の幹部が言つていることなんですね。

これは確かに信託が終了したときに、「一応は二十年の契約で更新を防げない」ということですから四十年、六十年ということはあり得るでしょうけれども、受託会社は配当を払つても手数料等で十分ペイするというような場合にはもう二十年というように言うでしょうし、それから、案外費用が

高くかかるのでその上物の負債も十分に返済し切れないというような場合には、もうギアアップしてありますように、例えば物納財産なんかで売れないようなものを使って有効利用かつ処分というふうなことができれば非常にプラスになるだろう。したがいまして、どちらかというと受け身の姿で、法制度の整備であるというような形で法改正をお願いしております。積極的に國が必要とするようなものを信託にして民間に使わせるといふことを考えておるわけではございません。

高々かかってその上物の負債も十分に返済し切れないので背負い込む、國がそれをいつまでも持つておるわけにはいかないので、原価を切つて投げ売りするというようなことになる可能性がないとは言えないのでですね。これがこの課長が疑問を呈した点だらうと思うのです。そういう点について、後ほどもまた問題にいたしますが、いかがお考えですか。

○中田政府委員 当時、信託を議論しておりましたまだはしりでございまして、そう検討は進んでおったわけではございませんが、まず更地を売却するかわりに信託に出したらどうか、こういう問題の提起が一番多かったわけでございます。それに対しましては今のような問題がございまして、処分するというふうな基本方針を曲げて信託を中心にするということはどうも少し問題だという意識を持つておったことは確かでございまして、そういう点をもつて収支見積もりというのかと云うことを御説明願いたいと思います。

○中田政府委員 第二項で国有財産中央審議会または地方審議会に諮問するときに、具体的にこの土地を信託に出します、そしてこの信託、例えば物納財産の土地であると仮に仮定をして御説明をすれば、共同でもつて信託に出て、そしてこういう例えは何階建てのマンションができるで何戸で分離するといふふうな基本方針を曲げて信託を主にすると、どうも少し問題だという意

思ひます。

○正森委員 そういう気分があらわれておつたが、その後の検討で、更地を信託に出すというよ

うな積極的な場合じやなしに、物納財産の国有地で借地権がある場合とか、その他いろいろの場合等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能

力を有していることもあり、信託そのもののメリットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある。」というように書いておられるのですね。まあそれはいいです

が。

次に、条文の二十八条の二といふのがあります。それを見ますと、普通財産は信託できるんだけれども、「次に掲げる場合は、この限りでない。」

ということです。三に「土地の信託をすることによ

るといふふうな場合じやなしに、物納財産の国有地で借地権がある場合とか、その他いろいろの場合等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能

力を有していることもあり、信託そのもののメリ

ットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある。」というように書いておられるのですね。まあそれはいいです

が。

次に、条文の二十八条の二といふのがあります。それを見ますと、普通財産は信託できるんだけれども、「次に掲げる場合は、この限りでない。」

ということです。三に「土地の信託をすることによ

るといふふうな場合じやなしに、物納財産の国有地で借地権がある場合とか、その他いろいろの場合等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能

力を有していることもあり、信託そのもののメリ

ットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある。」というように書いておられるのですね。まあそれはいいです

が。

次に、条文の二十八条の二といふのがあります。それを見ますと、普通財産は信託できるんだけれども、「次に掲げる場合は、この限りでない。」

ということです。三に「土地の信託をすることによ

るといふふうな場合じやなしに、物納財産の国有地で借地権がある場合とか、その他いろいろの場合等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能

力を有していることもあり、信託そのもののメリ

ットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある。」というように書いておられるのですね。まあそれはいいです

が。

時間がございませんので、これから受託しよう

といふふうな場合じやなしに、物納財産の国有地で借地権がある場合とか、その他いろいろの場合等のほか、國の場合には十分なノウハウや管理能

力を有していることもあり、信託そのもののメリ

ットが民間の場合と同様には論ぜられない」という問題もある。」というように書いておられるのですね。まあそれはいいです

が。

本と返済までの利息を計算しなければなりません。しかし、それだけ計算するのなら、竹下大蔵大臣、別に建設大臣を経験しなくてもわかるの

として考えれば、プロジェクトはきわめて限定され得ますね。

これは本当のことなんですね。

けれども土地信託は土地を処分するわけではなく、活用してまたもとへ戻すのですから値段は表へ出ない。地価上昇の過熱防止になるという

プラスがあります。それから採算分岐点を非常に低く置けるから、いろいろなプロジェクトが考えられます。こういう二つの大きなメリットがあるわけです。

こう言つておられるのですね。つまり、その土地の値段を頭在化させない、それでその採算分岐点を非常に低く抑えることができるということを言つておるわけなんです。

これは別のところでも言つておるのですよ。

仮にその土地を売れば一〇億円になると仮定する。信託するのだからその七%の七〇〇〇〇万円の配当がなければまらないとなると、これが話がおかしい。一〇億円といつても手取りではそれだけにならないはずです。仮に五億円税金を取られて、残りの五億円で七%稼ぐかどうか、ということになります。

そもそもの一〇億円を三・五%に回せば、そ

の土地を売つて金融資産にかえたのと同じ利回りになるはずです。しかも、その土地の所有権は残っている。かつ、含み益も残っている。といふことになると、実はそれよりまだ利回りが低くともいいのかもしれない。採算分岐点をどこに置くかで、その事業が成り立つかどうかといふことも変わつてはくるんですね。

このことはどういうことを意味しているかといふと、この櫻井修さんなどはこの法案ができるれば真つ先に国有地信託の利益を享受することになると思うのですが、この人のねらつておるのは、地価の頭在化を避けるということで、収支見積もりることをしておく。そして、採算分岐点を低くするため、理論上の値段を税金でやればこれだけ取

られるじゃないか、やれこれだけ取られるじゃないかということで低く見る。低く見ることによつて配当も少なくする。そうすれば、採算分岐点は非常に低くいいから、いろいろなプロジェクトが考えられるじゃないかというのがこの櫻井修氏の考え方なんですね。

そうすると、幾らここで収支見込みというのは國有財産審議会の議に供しなければならないといふことになります。そうしても、今次長が答えた程度のことと答えて、ともかく配当が入るからいいじゃないかとかあるいは売れるからいいではないかといふようなことでは、本当に得べかりし利益、つまり、ここ初めに書いてある「土地の信託をすることにより國の通常享受する」利益が損なわれる場合というのに当たる場合は大いにあり得ると思ふのです。その点はいかがですか。法律の解釈だけだなしに、櫻井修氏が「エコノミスト」でこのいうことを堂々と言つておられるということには、土地の値段を非常に低く見ることによつてみずから利益を確保しよう、こういうことにばかりならない私は思ひますが、いかがですか。

○中田政府委員 信託に分譲型と賃貸型がござります。恐らく櫻井氏の議論は賃貸型信託についての所見だらうと思ひます。確かにそれは確かにかなり難しい問題を内包しております。

○中田政府委員 信託に分譲型と賃貸型がござります。恐らく櫻井氏の議論は賃貸型信託についての所見だらうと思ひます。確かにそれは確かにかなり難しい問題を内包しております。

そういう場合には、借地権がある場合あるいはその借地権の上に借家人がいる場合その権利関係はどうするかというのは、都会では大体三、三、四とかいろいろ言われますが、借地権側が少なくとも二分の一以上、まあ六割から七割以上といふことがあります。そうしますと、信託会社に信託する場合に、借地権者はまずその割合が幾らであるかといふことで納得しなければ信託いたしません。それは次長はきれいごとを言われますよ。きれ

いごとを言われるけれども、私たちのように実際に土地の紛争やら利害関係がどういうものであるかということをよく知っている者は、櫻井修さんにとっては次長はきれいごとを言われますよ。けれども、実際に仕事をしようという者から見れば、今度の國有地の信託についての最大のメリットは、現物もお金を出さないで土地を利用できる、だから、建設費用と利息だけを考えればいいから採算分岐点が低いということなんです。それが、次長が言ひているような國有財産が正当な価値を実現するということについて支障がないといふようにうまく解決して、借地権者が満足する形態はどううかと言ひえど、土地が更地の値段として借地権者が思ひ筒いつぱいの値段に評価され、かつ自分の持ち分が都会でも最大と言われる七割とかそ

ういうふやされても、百万円のものを七十万円に評価されたら何にもならぬといひうので、そこら辺が紛争になつてなかなか解決しないのですね。

ところで、そういう問題がすべてあなたの言うよううにうまく解決して、借地権者が満足する形態はどううかと言ひえど、土地が更地の値段として借地権者が思ひ筒いつぱいの値段に評価され、かつ自分の持ち分が都会でも最大と言われる七割とかそ

ういうふやされても、百万円のものを七十万円に評価されたら何にもならぬといひうので、そこら辺が紛争になつてなかなか解決しないのですね。

議会又は地方審議会に詰問し、その議を経なけれ

一一番問題じゃないですか。

社会がそういうお世話を自分でお世話をもらつて、賃貸の場合だつたら二十年間でほつぼつ稼げばいい、場合によつたら二十年たつてからもう二十年で稼いでもいいということになるけれども、分譲型の場合はその場でいろいろ苦労して、建設会社と交渉し、銀行から金を借り、あなたの方の本にも書いてあるけれども調整能力を持つて借地権者や借家人、その世話をなんて大変なものであります。それでそのあたりの話をしたこともありますけれども、これは非常に難しいのですね。

○正森委員 次長のお答えになつておるのは、理想形に進めばそれはそういうことになるかもしないのですね。しかし、私も議員になる前に弁護士をしておりましたから、國有地の賃借権の問題でいろいろ理財局と交渉したこともありますし、

國有地の上の借地人、借家人の立場で話をしたこともありますけれども、これは非常に難しいのですね。

そういう場合には、借地権がある場合あるいはその借地権の上に借家人がいる場合その権利関係はどうするかというのは、都會では大体三、三、四とかいろいろ言われますが、借地権側が少なくとも二分の一以上、まあ六割から七割以上といふことがあります。そうしますと、信託会社に信託する場合に、借地権者はまずその割合が幾らであるかといふことで納得しなければ信託いたしません。それは次長はきれいごとを言われますよ。きれ

いごとを言われるけれども、私たちのように実際に土地の紛争やら利害関係がどういうものであるかということをよく知っている者は、櫻井修さんにとっては次長はきれいごとを言われますよ。けれども、実際に仕事をしようという者から見れば、今度の國有地の信託についての最大のメリットは、現物もお金を出さないで土地を利用できる、だから、建設費用と利息だけを考えればいいから採算分岐点が低いということなんです。それが、次長が言ひているような國有財産が正当な価値を実現するということについて支障がないといふようにうまく解決して、借地権者が満足する形態はどううかと言ひえど、土地が更地の値段として借地権者が思ひ筒いつぱいの値段に評価され、かつ自分の持ち分が都会でも最大と言われる七割とかそ

ばならない」となつております。この中に、単純な収支見積もりだけなしに——国有地でありますから地価を顕在化しないとか土地価格を顕在化しないのが一番いいことだと言いますけれども、収支見積もりや原価計算をしようというときに土地の原価をあいまいもこにして収支見積もりも原価計算もないのです、それは政令で必ず評価する正当な土地鑑定人によつて評価するということを入れなければ、これは国有资产の売却、信託について国民に非常に損害を与えることになるのじやないですか。

○中田政府委員 まさに御指摘のような問題もあるうかということで、二十九条の二第一項三号で「土地の信託することにより國の通常享受する」と見込まれる利益が、当該土地の貸付け又は売払いをすることにより國の通常享受すると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき」は信託してはならないということにしてあります。わざいまして、その心は、当然土地がただいいという思想ではございません。

第二項で審議会に諮問する場合に「その他政令で定める事項」といたしましては、例えば信託の事業計画、資金計画、信託期間というふうなことをさらに細部にわたつて審議会にお諮りして、もちろんその中には、売却ということであれば土地の値段はどの程度見込まれるということも入つてくる、そういう形で諮問したいと思っております。

○正森委員 私の質問についてある程度そつするといふ答弁がされましたが、賃借型の場合には物価上昇や賃貸料の上昇というのは常識なんですね。二十年間同一水準で貯しておつたのでは国にとってももうからないわけで、その場合に配当の改定のルールというのは当然つくられなければならないと思うのです。そういうのはつくるつもりですか。

○中田政府委員 信託の場合には配当がまずありますれば賃貸料がまずありき、したが

つて、何年かごとに賃貸料を改定するといふルールはつくつておく必要はあると思います。そして、賃貸料があふればそれに応じて配当もふえてくる、こういう仕組みにならうかと思います。そして、賃貸料があふればそれに応じて配当もふえてくる、こういう仕組みにならうかと思います。

○正森委員 信託事業の範囲等について伺います。が、受託者の行う事業の範囲が具体的にどこまで制限できるのか。これは国有资产ですから、そこへ赤線みたいなものをつくられても困りますし、事業内容の報告や実地監査で仮に不適正とされた場合にどう対処するのかについてお答え願いたいと思います。

○中田政府委員 事業をどのように統るべきかというのには、抽象的に申し上げますれば、高収益を上げるということだけに専念してやるべきでないだろう。公共性、公益性も加味して考えていく必要があります。具体的には、土地はそれぞれ個性がござりますから、どこに立地する土地かによってその利用目的等が変わつてくるだらうと思ひますけれども、現在でも、例えば國の土地を売却しますときには風俗営業は禁止するというような条件もつけておりますから、そういうことは当然頭に入れていかなければいけないことだと考えております。

○正森委員 今まで次長に御答弁願いましたが、

大蔵大臣から一言伺いたいと思います。

それは、四月十二日の朝日新聞ですが、この国有地信託の問題が出てまいりましたときに、「大蔵省によると、この制度は①すでに借地権が設定されている土地など、権利関係が複雑で売却が難しい②将来、公用に利用する可能性があり、所有権を手放さない方がいい、などと判断される土地を想定した制度。」といふことで、「公用地売却には財政危機を穴埋めする、という側面もあり、大蔵省としては「処分できるものは処分する」との考え方だつた「つまりできるだけ売つて、お金をもらおう。信託する場合は、今言われたように物納などで権利関係があるというものの、いわば消極的にこれを財政に寄与させるということだが、信託でありますれば賃貸料がまずありますけれども、そこへ大きな建物をつくるこ

とは政府首脳でございますが、「の案は「地価高騰対策」の面から民活事業などに当たつては当面、公有地の売却より信託制度を優先させる、というものです。少なくとも土地高騰の心配が続く間は公用地を売却しない、との原則をつくりたい意向だ。」ただし、國鐵用地は、先ほども質問がありましたように、現金を早くもらわないと困るのでこれは別であるという考え方であるということでお出でいるのですね。

これは實際上は大蔵省のこれまでの各委員に対する答弁と若干ニュアンスが違うということです。これはどなたかわかりませんけれども、結局自民党首脳のお考えは、それこそ地価を顕在化させずにして、土地代に多くお金を使わないで、せいぜい賃料だけで、それも低く評価した賃料で活用することが民活につながるという考え方ですね。これは結局、プロジェクトなどを考えるいろいろなグループ、企業に対して土地問題を非常に安く解決するという発想から来ておりまして、國の財政困難の中で収入をふやすというような考え方よりは、民間の企業に利益を与えていろいろな事業を起こさせるという考え方により比重を置いているよう思われてならないのです。これは櫻井修氏の考へにもびつたり合致する。

余り引用するのはやめますけれども、櫻井修氏は、何も信託をしていろいろ苦労して、そこで手数料をもらうだけじゃないのだ、こう言つてゐるのです。「信託銀行は土地信託だけをやつてゐるのです。信託銀行は土地信託だけをやつてゐるわけではなく、いわば賃貸金という形での商売もやつています。一つのプロジェクトを組み、いろいろな取引先をそこに斡旋していく過程でいろいろな商売の金が動くわけです。だからトータルでみればペイする仕事になる」「逆にいふと、そういうトータルのソロバンをはじいて、受けられるものだけを受けるということにはなる」これは先ほどの「エコノミスト」の二月十八日号で言つているのです。つまり、手数料だけで見るとそうでもないけれども、そこへ大きな建物をつくることになつたら建築会社へ仕事をやる、その建築会

社が預金してくれる、あるいは銀行から金を借りる、その銀行とまたコネクションができるとか、そういう全体の利益を考えるとペイするのだといふことで、そこ迄まで目を向けて考えておられるのですね。そうしますと、大蔵省の消極的に対応するというのとは大分差があるよう思います。それあるいは必要なことかもしれないが、度が過ぎますと國民の共有財産に損害を与えるという、二十九条の二が危惧していることになります。

大蔵大臣の御所見を承りたいと思います。

○竹下国務大臣 最初、私どもが信託を何とかやれないかといつときには、私法律に音痴でありますから、現行制度でやれないかとまで思いました。しかし、現行制度は、まさに信託などということを予見していないうままでつくられている。そこで、審議会で議論してもらつてつくるといふことになつた。ちょうどそのさなかでございます。

大変に高い値段で売られまして、自民党的ことは別として、政府部内でも、可能な限り税外収入を上げたいという私どもの方の気持ち、それから國土庁においては、それはもういわゆる國土法の根幹というものに触れるというような議論がお出しましたが、それで西戸山の問題等についてはございませんでした。ちょうどそのさなかでございます。

大蔵大臣の御所見を承りたいと思います。

同時に、政治家としてそういうことも感ずる場合

がございますが、今度の場合は、いろいろ本委員会で指摘されておるような問題をきちんと踏まえ

て、実行に移す際対応していかなければならぬ問題だというふうに考えております。

○正森委員 時間でございますので、最後に一問だけ聞かしていただきたい。

こういうようには国有財産の信託といいうような問題が出てまいりますと、今まで国有地の管理をいたしておりました財務局の管轄関係の職員の労働条件に非常に大きな影響を与えると思います。まず第一に、新たな監査事務等の増加で労働強化になるのではないかといつでございますが、その一方では、この信託の仕事が拡大した場合には、もう国有地が信託の方へ行ってしまったんだから機械を縮小して定員削減をしていいんじやないかとか、財務局はどんどんなくしたらいいんじやないかというということにならないかといふ危惧、これが非常にあるわけですが、それにいて、職員の不安を解消する意味でも、御見解があれば承りたいと思います。

○中田政府委員 財務局は、実は行政改革の中で、昭和四十三年以降定員を三割程度減らしてまいりました。仕事はそう減つておるわけではございませんが、合理化をして対処をしてまいつております。そういう大きな流れの中で、組合の諸君も非常に神経を使っておられるということは背景としてあろうかと思います。しかしながら、今回土地信託制度を導入いたします目的が、決してこれまでの管理処分の方針を変えようというのではなくて、むしろ補完的な意味でこれを活用していくということですから、基本的にこのことで職員の仕事に大きな変化が生じるということはないだらうと思います。

私たちも、そういうことは夢にも思つておらなかつたのですけれども、後で組合の方々が非常に心配しておられるという事実を把握しましたので、早速組合の幹部にも、私たちの意図をよく話をしました。今では理解をいただいておるものと確信

いたしております。

○正森委員 終わります。

○中西(啓)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置(一)委員 いつも後ろの方でございますか

ら、あれ聞こうか、これ聞こうかと思つても、皆さんに聞いていただきまして、一部は非常に助かるのですけれども……。

この法律が出たときに、今までの大蔵省の考え方からいくと、とても想像できないような非常にユニークな法律でございまして、大体出し済りが多かつたけれども、今度はもうけることも考え始めた、こういうような感じを受けたわけですね。今国有財産は四十兆ぐらいですかございますけれども、国有財産の中で特に普通財産、大蔵省としてはやはりこの辺の活用を図つていかなければいけない。先ほどのお話にありましたように、既設でおかつかつ使用されている行政財産といいうものもあるわけでございまして、この四十兆の有効活用が図られればかなりの税外収入が可能ではないか、こういうふうに思うわけです。

今回対象になるかならないか知りませんけれども、現在五十九年度末の国有財産としての土地、この総額が十兆七千億ぐらいといふことはあります。この十兆七千億ある土地の中でどの程度活用できるかということもあるわけですが、まず一番にお聞き申し上げたいのは、今回土地信託で活用を図った経過を今一応お聞きしましたけれども、従来どういう活用をされてきて、またそれと比較をしてより大きなメリットがあるといふことは多分想像できますが、それが本当にどの程度あらわれるのか、これについてまずお答えをいただきたいと思います。

○中田政府委員 国有財産の管理運用の基本的な方針といたしまして、国有財産は、面積としては非常にたくさんございます。全国土の二五%ぐらいたるわけですが、大部分が林野

を、非常に貴重な国民全体の財産だという観点から利用しますときには、私どもは、公用、公共用を中心と考えていく、そしてまた、都市部にあるものについては、市街地の再開発等都市の環境の改善のために使つていく、こういうことを基本的な方針にしておるわけでございます。

しかしながら、五十八年一月に国有財産中央審議会は、当面の方針といたしまして、従来の基本方針は維持しつつも、それを損なわない範囲で、国がいつまでも利用する予定のないものについては積極的に処分していく、そして財政収入に寄与しようということで、民間活力を活用し処分するという方針を取り入れてきました。これが国有財産の中で特に普通財産、大蔵省としてはやはりこの辺の活用を図つていかなければいけない。先ほどのお話にありましたように、既設でおかつかつ使用されている行政財産といいうものもあるわけでございまして、この四十兆の有効活用が図られればかなりの税外収入が可能ではないか、こういうふうに思うわけです。

今回、この土地信託制度を導入するに当たりまして、この基本方針を変えるという考え方ではございませんで、むしろこの基本方針に乗つてこない——信託という制度にはほかの、これまでの売却とか貸し付けとかにはない特徴がございませんので、そういう特徴を生かして土地の有効利用なり処分の促進を図る場合にはこれを使っていこうということを考えたわけでございます。中央書での議論もそういうことを示唆してくださっているわけでございます。

したがいまして、この法律ができまして、現時点でこれが第一号の信託事案になるといふほど詰めておる事案はまだございません。どちらかといふと受け身で、こういったものになじむような事案についてはこの信託制度を活用して処理していくないと考えておりますので、即効的な効果といふことでは余り大きなものは期待しておられないのが現状でございます。

○玉置(一)委員 予算委員会に出されました資料で、今回の民活可能な面積が大体百十ヘクタールぐらいですか、ちょっと違いますか、そのくらいです。

○中田政府委員 これまで民活可能土地として選定いたしまして公表してまいりましたものは、二

百七十八件で百六十二・二ヘクタールございます。

○玉置(一)委員 大変な面積でございまして、大体一つの町の大きさぐらいあるわけですけれども、私たちが今まで見ておりますと、先ほども論議がありましたけれども、国有地売却の基本方針といいますか、これがいろいろあります、競争入札でこれがいわゆる地価の高騰を招くということがございました。逆に、信託制になった場合には、地価との関係はどういうふうに変わっていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○中田政府委員 土地信託には、処分型といいますか、分譲型の土地信託と、貸し付け型といいますか、いわゆる管理型の土地信託があろうかと思いま

す。

○玉置(一)委員 予算委員会に出されました資料の中ではございません。限られたこの国有地の特別会計に所属しております山林でございまして、宅地といふことになりますと、そんな大きなものではありません。限られたこの国有地

私たちが知りたいのは、今回予算委員会に出されました資料の中では、民活可能ということですけれども、改めました資料の中では、民活可能ということですけれども、いろいろ書いておられますね。リストがありま

す。このリストを優先的にされるのか。残りの出でないところ、もっと小さいところがたくさんあるわけですね。だれもが目をつけないようなところもありますし、その辺なんか、特に有効活用から考えてみると、とてもじゃないけれども国じゃ使えないだろう、そういう部分があるわけですけれども、どういう方面から優先的にやつていかれるか。最終的にどの範囲まで、例えばこの国有地の面積全体で幾らとか、あるいは十兆円の金額のうちの幾らとか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○中田政府委員 予算委員会に提出いたしました民活可能土地二百七十八件、百六十二・二ヘクタールというのは、大体未利用の状態のものを売却できる、場合によつては地方公共団体が欲しいといふことであればそちらに回しますけれども、そううでなければ民間に売つていくといふことでござります。売却するかわりに信託をしようといふ事例を挙げ、こういうことも可能になるという御説明をしてきたわけです。

例えば私ども一番今利用しやすいのかなと思つておりますのは、物納財産で底地は國のものである、それから上物は民間のものであつて人が住んでおる、こういふものはほかへ転売するわけにきませんので、当然上物を持つておられる方に隨意契約で買つていただくという交渉をしておるわけですが、なかなか資金もないといふようなことで処分が進まない事例がござります。

それでは、これを國が底地権を信託に出すから、建物を持つておられる方は借地権を信託に出して共同でマンションを建ててお互い底地権、借地権の持ち分でもつてこれを分けて、それをおのを使ひいいじやないか、こういう形で相談がまとまりますれば、恐らく一番今の信託によくなじむのではないだろうか。物納財産といふのは相当ございますけれども、実際にこういった信託の

手法にかけて処理が進んでいくといふのは、よほど土地の需給のタイトなところでないとうまくいかないと思います。

したがいまして、例えば東京都二十三区内に物納財産で貸し付け中のものがどれくらいあるかといたと、二千四百件ぐらいございます。これが全部こういうふになつていくとは思えませんけれども、恐らくこういつたものの中から信託に適するもの、相手方と話のついたものなどをまず試してみたらどうだらうか、こういうふうに考えております。

〔中西（齊）委員長代理退席、委員長着席〕

○玉置（一）委員 国有財産の十兆円の中で、まだまだ行政財産と普通財産とあります。行政財産の場合は、先ほどのお話のように、今使つているものを見止する以外にないわけですから、これは機構改革がないとできないと思います。

ただ、例えば大学の場合、非常に広大な演習林があります。そんなに要るのかと僕はいつも思うのですね。余り言つちやだめですが、地元にも大学がありませんして、その大学なんか、あちこち演習林を持っていまして、地元の人聞いてみますと、ほとんど来たことがない、来てもごく一部だけちょっとこちよことしてあと帰つてしまふ、こういふ事例を挙げて、こういうことになると、ほんとに大学なんですが、地元にも大学があるのですね。余り言つちやだめですが、地元にも大学があるのですね。

ほかのいろんな役所を見ても、確かに合理化されて人もないといふところもありますし、国会周辺にも、これは何だといふ古いのがたくさんあります。そういうふうに見て逆に、行政財産も含めて信託の可能性があるのかに

○中田政府委員 これは昭和四十七年に、我々の現在の国有財産の管理処分の基本指針になつております。その中でも、やはり国有地を有効に使つていく必要性が説かれておりまして、行政財産についても使用の実態を調査すべきだというよう御提言がございました。

これを受けて私は、昭和五十四年度、五十七年度、五十九年度といふように国有財産の中で行政財産の利用の実態を調査しております。その中で非効率な利用にすぎないといふふうなものはどうぞ指摘をいたしまして、これを効率化していく。例えば二、三カ所に散らばつておる施設を一ヵ所にまとめて集約立体化する、そして残りの二ヵ所の土地は有効に使つていく、こういうふうな努力、また宿舎につきましても同様な努力をしておることでござります。

○玉置（一）委員 逆に言えば、今は非常に土地が少なくなつてきておりまして、私がすぐ考えるのは、土地というものは担保能力がある、担保能力があると資金運用ができる、こういうふうに考るわけです。だから國として確かに国有財産の見直しとかいろいろやつて、全部手放して信託に回す、そして借り受けるというふうにやつた場合と、それから今まで残つたところを要らないところを売却する、こういうのとどちらが有利かなといふふうにちょっと思うのですが、この辺についてはどういうふうにお考えになりますか。

○中田政府委員 恐らく國がこの土地は将来とも使う当てはないといいますか、使わなくて済むという土地であれば売却処分にした方が、財政上もはるかにプラスだと思います。何と申しまして、國が将来使いたいから留保しておかなければいかぬという条件のもとでしたら、それまでの間、信託のよな手法で活用していくといふのは一つだと思いますが、使う当てがないのであれば、信託に出してそれを借りるといふようなことをいたしますと、自然信託報酬等も払わなければなりません。経費もかさむわけござりますから、

そういう場合だとやはり売却の方が有利になるケースが多いと思ひます。

○玉置（一）委員 いや私が申し上げたのは、使うのはわかつていて、今使つているところも売却してしまう、それで相手に預けたものを借り受けることがあります。土地の場合、評価は、実際の売買と違うのは大体三倍ぐらいにはなるはずですから、今この国債は大体ほぼ返せるということになるわけですね。あと借り貰だけでいいわけですか、そこのところは、いつに入るわけですね。これについてどうですか、ういうので一気に返してしまえばどうかといふうに思つています。これがついてどうですか、ういうふうな努力、また宿舎につきましても同様な努力をしておることでござります。

○玉置（一）委員 逆に言えば、今は非常に土地が少なくなつてきておりまして、私がすぐ考えるのは、土地というものは担保能力がある、担保能力があると資金運用ができる、こういうふうに考るわけです。だから國として確かに国有財産の見直しとかいろいろやつて、全部手放して信託に回す、そして借り受けるというふうにやつた場合と、それから今まで残つたところを要らないところを売却する、こういうのとどちらが有利かなといふふうにちょっと思うのですが、この辺についてはどういうふうにお考えになりますか。

いずれにいたしましても、國が現在使つておるものまで売つた形にして借りる、これは相当非効率じゃないかといふ感じはいたします。やはり持つておつた方が価値も上がっていくわけですし、余計な経費は払わなくて済むわけです。しかし、國が持つておつたものをできるだけ効率的に使つて、そしてあいたところは処分をする、そして少しでも財政に寄与したい、こういう気持ちは持つております。先ほど来申し上げておりますように、行政財産の実態調査をしたりしながら、民間活力の活用が可能な土地を生み出して、これを有効に活用するということで努力しておるわけでございます。

○玉置（一）委員 ちょっとまた話が変わりますけれども、実は私たちの地元には飛行場が昔ございました、飛行場をつくるときに周りの土地を接収をしてつくりました、こういうところがありま

ると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

一 信託の目的

二 信託の受託者の選定方法

三 信託の収支見積り

四 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借り入れをする場合の当該借入金の限度額

五 その他政令で定める事項

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通報しなければならない。

最近における社会的要請に応じ、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理及び処分の手段の多様化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

水産・内閣・地方行政・建設連合審査会議録第一号中正誤

税減配分 生活補助 税源配分

公債比率 公債費比率

大蔵・文教・農林水産・建設連合審査会議録第一号中正誤

税減配分 生活補助 税源配分

公債比率 公債費比率

(信託に係る実地監査等)

第二十八条の五 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理の適正を期するため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信